令和4年度施行

業務設計書（公示用）

業務名：中央区公園及び街路樹等総合維持管理業務（西部地区）

R3年　11月　　単価適用

中央区土木部維持管理課

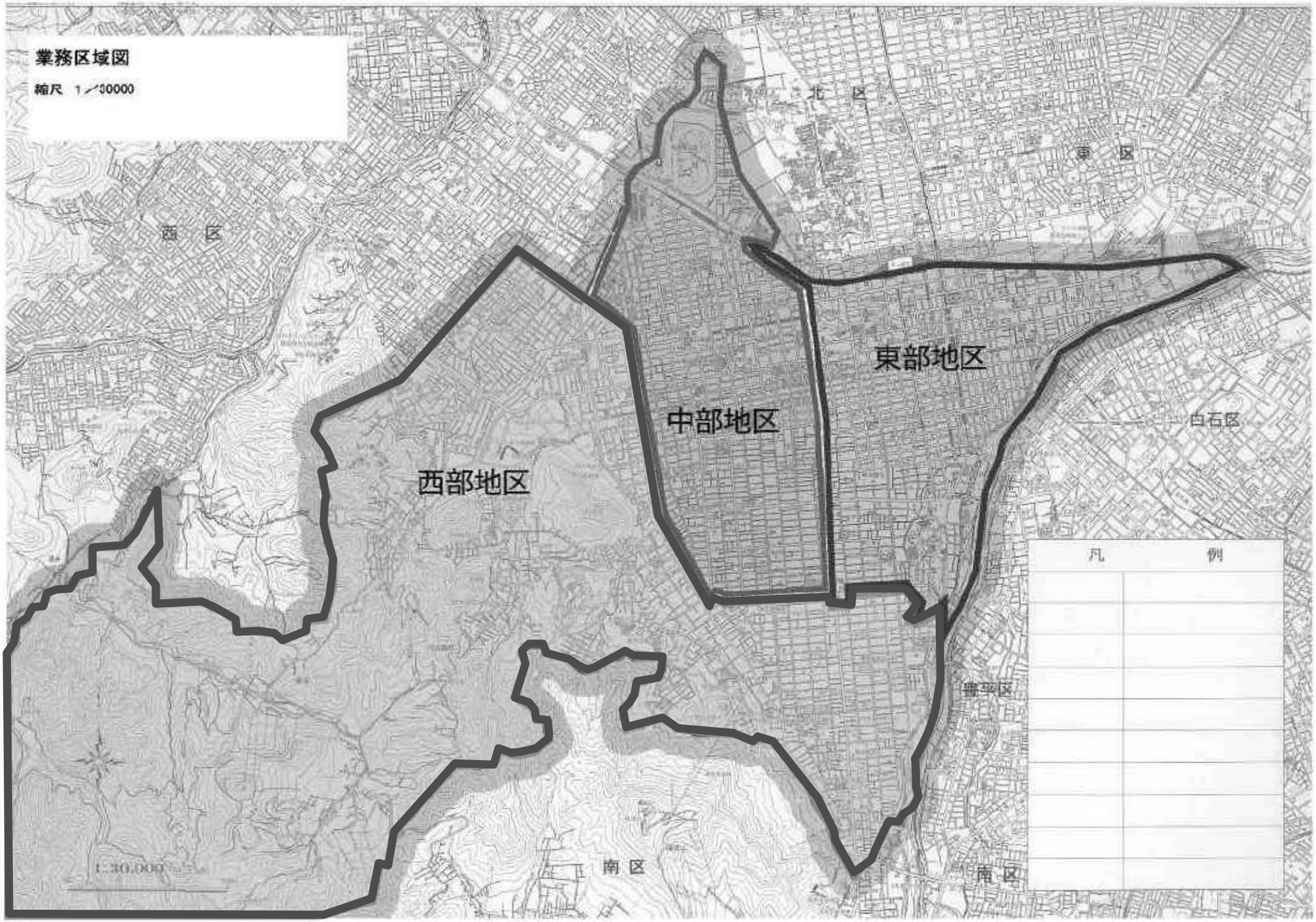
業務区域図
縮尺 1／30000
北 区
東 区
西 区
東部地区
中部地区
西部地区
白石区
豊平区
南 区
南 区
凡 例
1:30,000

業務名：**中央区公園及び街路樹等総合維持管理業務（西部地区）**

業務委託費	円
業務価格	円
消費税等相当額	円

業務の説明

1．業務の場所

・ 中央区内 （西部地区）
公園75箇所、街路樹39路線　（位置図・数量調書参照）

2．業務の概要

・ 公園維持管理　清掃・草刈一式、樹木管理一式、施設管理一式、鳥獣対応一式

・ 街路樹維持管理　清掃・草刈一式、樹木管理一式、歩道美化一式、鳥獣対応一式

3．業務の期間

・ 令和4年3月15日より令和5年3月14日まで

4．仕様書等

・ 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書による。

・ 札幌市土木工事共通仕様書による。

・ 特記仕様書（西部地区）による。

・ 内訳書の表記について

札幌市

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務

仕様書

令和４年度版

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書

目　　次

1　一　　般 ---------- 1

2　管　　理 ---------- 6

3　施設管理 ---------- 9

4　図　　面 ---------- 17

一　　般

1　適用範囲

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務の仕様は本仕様書によるほか、設計書に明示されている仕様書による。また、設計書、参考資料等と現地の状況に相違がでた場合、及び天候その他不可抗力等により業務の遂行が不可となった場合は、受託者は担当職員に確認して指示を受けなければならない。

2　用語の定義

この仕様書において次に揚げる用語は、それぞれの定義による。

⑴　担当職員とは、業務主任及び副主任である本市の職員をいう。

⑵　指示とは、担当職員が受託者に対し履行箇所、期間、工法等を示し、業務を実施させることをいう。

⑶　承諾とは、受託者が担当職員に報告し、担当職員が事前に了解することをいう。

⑷　完了とは、業務のすべてを終了することをいう。

⑸　終了とは、業務期間内において部分的に終了することをいう。

⑹　検査とは、中間、終了及び完了の検査をいう。

⑺　確認とは、業務委託期間内において、一定期間内の業務の履行の確認をいう。

⑻　協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

⑼　現場代理人とは、業務の的確な履行を確保するため、受託者の代理人として業務の運営、取締りを行うほか、履行に関する一切の事項を処理する者をいう。

3　書類

受託者は、別に示す様式により、指定期日までに関係書類を担当職員に提出しなければならない。

4　業務計画

（１）受託者は、担当職員と協議の上、適切な業務計画を立て業務を遂行しなければならない。

（２）受託者は、業務の内容に応じて次の事項の内容を記載した業務計画書を、着手後すみやかに担当職員に提出するものとする。

ア　作業工程表

イ　現場組織表（施工体系図を含む）

ウ　使用車両・使用機械

エ　履行方法

オ　履行管理計画

カ　社内検査

キ　緊急時の体制及び対応

ク　安全管理（安全訓練等の実施計画を含む）

ケ　交通管理

コ　　環境対策
サ　　建設副産物の適正処理計画
シ　　その他（街路樹剪定の技術研修の計画、道路使用許可申請関連を含む）

5　用地の使用等

(1)　受託者が業務実施のために必要な公共用地を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きを取るものとする。

(2)　受託者が業務実施に必要な私有地を借用し、または買収したときは、その土地の使用により生じた苦情及び紛争は、責任をもって解決しなければならない。

6　作業内容等の変更

作業内容等の変更については、契約約款第8条に基づくものとする。受託者及び担当職員は作業内容等の変更について協議し、変更指示書(様式 29)により指示を受けて、変更承諾書(様式 34)を提出の上、作業を実施するものとする。

7　支給品

受託者は、支給材料を適正に管理し、業務完了時に精算を行うこと。

8　業務現場発生品

業務履行によって生じた発生品は、担当職員の指示に従い整理のうえ、担当職員の指定する場所で引き渡されなければならない。

9　業務の検査

(1)　業務終了後に手直し又は検査を行うことが困難であるような箇所については、担当職員の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。

(2)　業務完了の検査にあたっては、現場代理人又は主任技術者がこれに立ち会わなければならない。

10　事故報告

受託者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、被災者がいる場合には被災者に対し適切かつ迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに担当職員に報告するとともに、業務事故報告書を担当職員に速やかに提出しなければならない。

11　環境負荷の低減

委託業務の履行にあたっては、本市の環境方針 （令和3年4月1日)に基づき、環境に与える負荷を低減するように努力すること。

(1)　車両関係

ア　極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。

イ　環境に負荷の少ない運転をすること。

・急発進、急加速、空ふかしをしないこと。

・適正な空気圧、経済速度で走行すること。

・不要な荷物、遊具類を積まないこと。

ウ　アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。

・駐停車する場合には、エンジンを止めること。

・必要以上の暖機運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。

エ　作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最小限度にとどめること。

(2)　その他

ア　成果品に紙を使用する場合は、古紙配合率の高いものを使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とする。

イ　本業務の履行において使用する商品・材料等については、極力環境に配慮したものを使用すること。

12　交通規制

一定期間、交通規制を必要とする場合は、その方法について担当職員及び関係官庁と協議し、実施及び解除期間等について承認を得なければならない。

13　交通安全施設

作業上、一時的に撤去又は移設する交通安全施設は、作業完了後すみやかに復元し担当職員の確認を得なければならない。

14　諸法規の遵守

受託者は業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、環境基本法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、道路交通法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

15　官公庁への手続き

(1)　業務履行のため必要な関係官庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。

(2)　関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかにその旨を担当職員に申し出て協議するものとする。

16　休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に業務を必要とする場合は、あらかじめ担当職員の承諾を得なければならない。

17　測量

業務に必要な遣方、その他施工の基準となる仮施設は、受託者が設置し、担当職員の検査を受けなければならない。

18　保険

⑴　受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び、中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、任意の損害保険に加入しなければならない。

⑵　道路交通法の適用を受ける機械の使用にあたっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入し担当職員の確認を受けなければならない。

19　技能講習

⑴　技能講習者が従事することになっている業務については、特別な場合以外は技能講習者以外の者に業務を行わせてはならない。

⑵　街路樹管理を含む業務の受託者は、街路樹剪定の技術向上のため、研修を年１回以上行わなければならない。

ア　受託者は街路樹の剪定作業の実施前に、剪定に従事する作業員全員の参加により、社団法人日本造園建設業協会が認定する街路樹剪定士の資格を有する者を講師とした技術研修を実施しなければならない。なお、業務計画書に剪定業務の内容に応じた技術研修の具体的な計画を作成し、担当職員に提出すること。また、その実施状況を記録した資料を整備保管し、担当職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

イ　受託者は、剪定業務に従事する作業員の中に街路樹剪定士の資格を有するものがいる場合は、その名簿を担当職員に提出すること。

20　個人情報取扱注意事項

⑴　個人情報を取り扱う際の基本的事項

受託者は、業務実施に当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

⑵　秘密の保持

受託者は、業務を実施するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

また、その使用する者が業務を実施するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

⑶　⑴、⑵の規定は、この業務が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

⑷　複写、複製の禁止

受託者は、業務を実施するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

⑸　目的外使用の禁止

受託者は、業務を実施するに当たって、発注者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

⑹　資料等の返還

受託者は、業務を実施するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

⑺　事故の場合の措置

受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

⑻　契約解除及び損害賠償

発注者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

21　調査に対する協力

受託者は、札幌市が自ら、又は札幌市が指定する第三者が行なう調査に対し、担当職員の指示により、これに協力すること。

22　新型コロナウイルス感染予防対策

（１）　受託者は、事務所、現場、移動経路、立寄先、通勤経路等と、その周辺地域において、従事者の感染を防止するよう最大限の対策を講じるものとする。

（２）　受託者は、新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合には、速やかに担当職員に報告すること。

（３）　上記（１）（２）を行うにあたって、国土交通省作成の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（R3.5.12 改訂版）を参照すること。

管　　理

1　履行管理

受託者は、担当職員と協議し、適切な履行管理を行うこと。

2　現場管理

⑴　作業時間は第三者に対する危険防止からも、特に担当職員が認める場合以外、日没後に履行してはならない。

⑵　受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考に常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めるとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考にして、業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止し、生活環境の保全に努めなければならない。

⑶　機械使用の場合は、機種等は担当職員の承諾を受けること。

⑷　機械の使用に資格が必要な場合には、資格証明の写しを整備し、担当職員から提出を求められた場合には速やかに提出できるようにすること。

⑸　作業中は「作業中」、「注意」の看板等を標示すること。

⑹　機械の運転中はもちろん、休息中も危険な状態にならないよう、監視員を配置するなどの措置をとり、注意を怠らないこと。

⑺　作業終了後は、後片づけはもちろん、作業指示区域の周囲を清掃し、ゴミ等はその日のうちに処理すること。

⑻　作業終了後は、機械その他の工具等を一切置かないこと。

⑼　受託者は業務現場が隣接し、又は同一場所において別途業務がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないように処置しなければならない。

⑽　受託者は業務履行中、担当職員及び管理者の許可なくして流水及び交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼすなどの履行方法をしてはならない。

⑾　受託者は市街地における業務について建設工事公衆災害防止対策要綱に準拠し、災害の防止に努めなければならない。

⑿　豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備をしておかなければならない。

⒀　業務中必要な保安措置は、関係法規に従って行わなければならない。

⒁　受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷を生じたとき、又は第三者に損害を与えた事故が発生した時は、遅滞なくその状況を担当職員に報告しなければならない。

⒂　受託者は業務の履行にあたり、現場の環境を阻害することのないよう、その保全について十分に注意しなければならない。

⒃　業務が終了したときは、後片づけ及び清掃を業務期間内に完了しなければならない。

3　安全管理

受託者は、業務の履行にあたり事故防止に十分留意しなければならない。

⑴　受託者は業務着手後、作業員全員の参加により業務の１期当り半日以上の時間を割当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、業務計画書に当該業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、担当職員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備保管し、担当職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

（安全に関する研修・訓練等の例）

ア　安全活動のビデオ視聴覚資料による教育

イ　当該業務内容の周知徹底

ウ　当該業務における災害対策訓練

エ　当該業務で予想される事故対策

オ　その他、安全・訓練等として必要な事項

⑵　ダンプトラック、大型貨物自動車による土砂、業務用資材などの運送計画の立案にあたっては、適法な運送業者を使用することとし、過積載などによる事故防止とともに、下請業者の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。

⑶　運転者に対しては、安全運転講習会の開催等、安全運転意識の向上に努めるとともに、下請業者の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。

⑷　業務に関連して発生した交通事故及び業務従事者の悪質な交通違反は、その発生の都度、遅滞なく担当職員に文書をもって報告しなければならない。

⑸　一般交通の用に供している道路を業務履行のため使用する場合は、受託者はあらかじめ担当職員及び所管警察署と、交通規則等の具体的打ち合わせを行い、所管警察署が付す道路使用許可条件を遵守しなければならない。なお、道路使用許可条件以外の以下の点についても遵守すること。

ア　交通規制の期間（時間）は必要最低限にとどめるよう努めること。

イ　通行禁止を行う場合は、原則として迂回路を設けること。

ウ　通行禁止区間であっても、区域内居住者のために必要と認められる交通は確保すること。

⑹　業務現場近くに児童に関する施設があって、児童がしばしば業務現場を通行する場所については、教育機関に依頼し児童に注意を呼びかけなければならない。

⑺　業務現場に児童が立ち入ろうとする場合には、作業員、又は誘導員は危険を児童に教えるとともに注意し安全な場所へ誘導すること。

⑻　業務現場近くに高齢者又は障がい者の施設があって高齢者又は障がい者がしばしば通行する場合には、通行に支障のない通路等を確保すること。

4　写真管理

(1)　基本事項

ア　写真の種類…35㎜版、APS、電子媒体（デジタルカメラ）

イ　写真の色彩…カラー

ウ　写真の大きさ…サービスサイズ程度

エ　写真帳の大きさ…4切版のフリーサイズ又はA4版

オ　写真帳の提出部数…1部（原本（ネガ、CD－R等）は担当職員からの指示があった場合は提出する。）

カ　撮影項目…作業状況（作業前後及び作業中）

キ　撮影頻度（提出頻度）…別紙（公園、街路樹）の基準を標準とする。

(2)　留意事項

ア　撮影した写真を明確にするため、次の事項を記入した小黒板を必要に応じて写し込むこと。

〇業務名　〇工種　〇撮影月日　〇撮影場所　〇立会担当職員名（立会った場合のみ）

イ　撮影した写真は、作業状況、寸法等の確認、判定等ができるよう工夫するものとし、撮影方法の詳細については、あらかじめ担当職員と協議するものとする。

ウ　撮影後は速やかに撮影の適否を確認する。

エ　電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。（有効画素数80万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）

オ　業務写真帳については、工種毎に整理することを基本とし、その詳細についてはあらかじめ担当職員と協議するものとする。

5　業務報告

(1) 業務週報（様式22）は原則として、前週の月曜日から日曜日までの作業日、作業箇所、作業内容、今週の作業予定、並びに担当職員からの連絡(指示)を記載のうえ、原則として毎週月曜日に担当職員に提出すること。

(2) 業務週報の他、下記の報告書についても提出すること。

【毎週提出するもの】

〇遊水路管理業務報告…監視員が常駐の場合。塩素濃度測定報告を含む。

〇ゲート開閉業務報告

【毎回提出するもの】

〇巡視点検報告…必要に応じ写真を添付する。

(3) 各月の月末には、維持管理報告書（様式23）として、当月の作業内容の総括表を作成し別に示す様式（様式24、25）により提出すること。

(4) 契約書に示す各期末には終了（完了）届（様式21）とともに、各作業内容を明確に撮影した写真も提出すること。

施　設　管　理

公園・街路樹共通編

1　施設管理一般

⑴　各作業の実施にあたって、実施方法、時期等については、担当職員と協議すること。

⑵　担当職員が特に指定した作業については、作業の開始、終了等を担当職員に報告し、確認を受けること。

⑶　作業時に、異常箇所を発見した場合はただちに報告し週報等に記載すること。なお、危険性の高い破損、支障を発見したときは、ただちに事故防止等の処理（応急措置）を行い担当職員に報告し指示を受けること。

2　農薬散布

病害虫の防除に当たっては農薬以外の方法を検討し、やむを得ない場合に農薬を使用するものとする。なお、農薬の使用に当たっては、「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号農林水産省消費・安全局長、環水大土発第 1304261 号環境省水・大気環境局長通知）の項目を遵守すること。

3　ゴミ・剪定枝・刈草等の処理について

⑴　回収したゴミは種類ごとに分別すること。

⑵　リサイクル可能なものについてはリサイクルを基本とする。

⑶　搬入先については、種別ごとに履行計画書（建設副産物の適正処理計画）に明記すること。なお、担当職員から別途指示があった場合はその指示によること。

⑷　（一財）札幌市環境事業公社 篠路資源化センターへの剪定枝の搬入は、当センターが定める下記の基準を参考に行うこと。

ア 幹は直径 80cm 以下、長さ 2m 以下のもの。

イ 根は最大寸法（直径・長さ）1m 以内で、土を落としたもの。

ウ 毒のある樹木は搬入不可となる場合がある。

（一例）アジサイ、イチョウ、トチノキ、ニセアカシア など

エ トゲのある樹木は、他の樹木と分ければ搬入可能。ただし、搬入の際は申出が必要。

（一例）ハリギリ、ボケ など

オ 刈草・葉・イチョウの葉等のリサイクルに不適なものは搬入不可となる場合がある。

カ 混載で搬入する場合、剪定枝と幹・根は降ろす場所が異なるため、分けて積載するよう心掛けること。

⑸　令和 4 年夏頃に開設予定の（仮称）北海道木質バイオマス（株）の石狩中間土場（石狩市新港中央 2 丁目）へ幹、根株等を搬入する場合、詳細については担当者と協議すること。

(6) 特定外来生物の刈草等の取り扱いについて

ア　受託者は、 区域内に下記の特定外来生物（植物）の生育（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）を確認した場合は、担当職員に報告しなければならない。

イ　受託者は区域内に特定外来生物（植物）の生育が確認された場合で、除草行為を行う必要がある場合は、「駆除」又は「防除」により行うこととし、その方法については担当職員と協議し、その指示に従うこと。

なお、特定外来生物の同定方法については、環境省ホームページを参照のこと。

http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/10hp_shokubutsu.pdf

札幌市内で確認されている特定外来生物（植物）の種は次の３種である

種名：オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、オオフサモ（令和 3 年 11 月時点）

(7)　受託者以外の者の作業により発生した刈草等を運搬する場合は、事業系一般廃棄物（伐採・抜根等）運搬の許可を持つ者が行うこと。

4　カラスの巣撤去

公園・緑地内及び街路樹にカラスの巣を発見した時は、直ちに担当職員に連絡し、対応について指示を受けること。担当職員から撤去の指示があった場合には、担当職員と作業方法を十分打ち合わせるとともに、下記事項について十分注意して作業すること。

(1)　巣の撤去を行うときは「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等」の従事証を携帯し、関係者から求められた場合は提示すること。また札幌市より配布された指定の腕章（鳥獣捕獲用）を着用すること。

(2)　配布された腕章及び従事者証についてはこの許可期間満了後に返還すること。

(3)　撤去する際には、公園利用者や周辺住民に対し危害が及ばないように、十分周知するとともに、利用者が作業場所周辺に近づかないように安全対策をとること。

5　ハチの巣撤去

公園・緑地内及び街路樹にハチの巣を発見した時は、直ちに担当職員に連絡し、対応について指示を受けること。担当職員から撤去の指示があった場合には、担当職員と作業方法を十分打ち合わせるとともに、下記事項について十分注意して作業すること。

(1)　基本的に撤去するハチの巣は、スズメバチ類、アシナガバチ、ミツバチ、マルハナバチのものとする。

(2)　撤去作業者は、ハチの攻撃に対して防御効果のある防護服、ヘルメット、手袋、長靴などを着用して作業すること。

(3)　撤去する際には、公園利用者や周辺住民に対し危害が及ばないように、十分周知するとともに、作業周辺に近づかないように安全対策をとること。

(4)　撤去の際に薬剤が必要な場合には、使用する薬剤についてあらかじめ担当職員の承認を得ること。

(5)　撤去後、ハチが巣の周辺にとどまることが予想され、公園利用者や周辺住民に危害の及

ぶ恐れのあるときは、その周辺に近づかない措置を引き続き講じること。

(6)　前項の措置を解除するときは、担当職員の承認を得ること。

(7)　撤去した巣の処分は、担当職員の指示によること。

6　冬囲い

雪害や事故防止等を目的として、樹木及び施設等の冬囲い設置・撤去を行う。実施時期については、気象条件等によって変更する場合があるため、担当職員と協議の上で決定すること。

(1)　冬囲いについては、指定された箇所を指定された内容、方法で実施すること。なお、冬囲い方法については、図面のとおりとする。

(2)　鉄棒の冬囲いについては図面を参考に、本市が支給する使用禁止テープ（緑色）及び禁止札を使用して実施すること。

公　園　編

1　管理一般

⑴　作業内容は、清掃、草刈等設計書及び委託内訳書に示された内容を実施すること。

⑵　町内会等管理の公園についても、清掃、草刈以外の管理について設計書及び委託内訳書に示された内容を実施すること。

2　清掃

公園及び緑地にある危険もしくは不必要なガラス、石、動物の糞、塵芥等を除去し安全・衛生に配慮しながら必要に応じて実施すること。

⑴　区域：指定された区域全域を行うこと。

⑵　回数：指定された回数を行うこと。

⑶　作業日：指定された日に行うこと。

⑷　塵芥処理：清掃により集められた塵芥等は、本市が定めた種類ごとに分別し適切に処理すること。

⑸　砂場：砂場の清掃はゴミ・ガラスの破片等危険なもの、石、動物の糞等を念入りに除去すること。

⑹　各施設の着地点、特にターザンロープ等の着地点については、石・ガラス等の突起物に注意し除去すること。

⑺　排水施設：排水施設の清掃は、桝（水飲台の溜桝を含む）、側溝等のゴミや落葉等を除去すること。なお、発生する汚泥は「産業廃棄物」となるため担当職員と協議すること。

3　草刈

公園及び緑地等の芝生の生育維持、美観の維持等、芝生の良好な状態を維持するため行うものである。

⑴　区域：指定された区域全域を行うこと。

⑵　回数：指定された回数を行うこと。

⑶　草丈：草丈は４ｃｍ前後に仕上げること。

⑷　方法：樹木や株物の周辺、施設の縁については、樹木等を傷つけない方法で行うこと。

⑸　安全対策：機械刈を行う際は、作業区域内に安全施設を設置し作業すること。また、小石などの飛散防止対策を講じること。

⑹　草の処理：刈り取った草の処理は速やかに行い、十分に乾燥させた上、特に指定された場合を除き本市指定処理場に運搬し処分すること。

⑺　樹木を傷つけた場合：樹木の根元等を傷つけた場合には、保護剤などを塗布するなどの処置を施し、樹木の養生を行うこと。

4　生垣

⑴　生垣の刈込は指定回数以上行い、刈り込んだ枝葉は集積し処理すること。

⑵　実施期間は現場状況を把握のうえ、担当職員の指示に従うこと。

⑶　生垣の仕上がり寸法は下表を基準とし、特別な場合は担当職員の指示によるものとする。

（単位：m）

高さ	０．６	１．２	２．５
幅	０．３～０．４	０．５～０．６	０．７～０．８

⑷　四つ目垣等の補修・撤去等は担当職員と協議し、指示に従うこと。

⑸　生垣の刈込みは道路周辺の作業が多いので安全対策を十分に行うこと。

5　砂場整正

⑴　指定された箇所を指定された回数行うこと。

⑵　掘り起こしは、スコップ、クワ等を用い、指定された厚さ（深さ 20cm を標準とする）の砂を攪拌すること。

⑶　清掃は、攪拌した砂の中にあるゴミ・ガラスの破片等危険なもの、石、動物の糞等を念入りに除去すること。

⑷　掘り起こした砂は、最後にレーキ等で平坦に均すこと。

6　巡視点検及び施設点検

⑴　指定された公園内において、指定された期間内、指定された回数、各施設の巡視点検を行うこと。

⑵　巡視点検のうち、年に１回（４月～７月下旬）は施設点検として、指定された施設（特に利用者の安全確保に支障を及ぼす恐れがあるもの）について、目視等により点検を行うこと。施設点検については、以下の凡例を標準として、劣化や損傷の有無に関わらず担当職員に報告すること。

◎：異常がなく、安全性に問題はない

○：劣化や損傷があるが、安全性には問題がない

△：劣化や損傷があり、安全性について別途確認が必要である

×：劣化や損傷があり、安全性に懸念がある

⑶　春一番の遊具冬囲い撤去の際、目視のほか遊具の各部分に力を加えゆするなどし、遊具が安全に使用できるか確認した後、開放すること。また、異常が認められた場合には直ちに使用禁止の措置を行い、担当職員に報告すること。

⑷　担当職員の指示があったときは、指示のあった公園を巡視点検し、その結果を速やかに担当職員に報告すること。

⑸　巡視点検及び施設点検において、施設に異常が認められた場合は、即時事故の発生・拡大等防止のための応急措置を行い、担当職員に報告すること。

(6)　点検項目は下記のとおりとする。

点検項目	内　容
公園の汚染状況	清掃の必要性
樹木の状況	倒木、腐朽木、枯れ木、折れ枝、越境枝などの状態
遊器具類の状況	破損の状態など
外柵類の状況	破損の状態など
照明灯の状況	破損の状態（特に灯具、地際、段付部分の腐食、穴の有無の確認）、点灯状態など
給水・排水施設の状況	破損の状態、内部の堆積物の有無の確認など
その他施設の状況	破損の状態など
その他	利用の状況など

7　樹木の伐採・抜根

(1)　周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意すること。

(2)　伐採は、原則として地際で切断することとし、公園利用者の支障（躓き等）とならないよう処理すること。

(3)　伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断すること。

(4)　伐採後の根株の処理（抜根）は、担当職員の指示による。なお、抜根を行なう場合は、できる限り根を残さないようにし、抜根跡の穴は埋戻して整地すること。

街　路　樹　編

1　植樹桝・緑地帯清掃

植樹桝及び緑地帯等にある危険もしくは不必要なガラス、石、動物の糞、塵芥等を除去し安全、衛生に考慮すること。

(1)　区域：指定された区域全域を行うこと。

(2)　回数：指定された回数を行うこと。

(3)　塵芥処理：清掃により集められた塵芥等は、本市が定めた種類ごとに分別し適切に処理すること。

2　植樹桝・緑地帯草刈

植樹桝及び緑地帯等の芝生の生育維持、美観の維持等、芝生の良好な状態を維持するために行うものである。

(1)　区域：指定された区域全域を行うこと。

(2)　回数：指定された回数を行うこと。

(3)　草丈：草丈は４ｃｍ前後に仕上げること。

(4)　方法：樹木や株物の周辺、施設の縁については、樹木等を傷つけない方法で行うこと。

(5)　安全対策：機械刈を行う際は、作業区域内に安全施設を設置し作業すること。また、小石などの飛散防止対策を講じること。

(6)　草の処理：刈り取った草の処理は速やかに行い、十分に乾燥させたうえ、特に指定された場合を除き本市指定処理場に運搬し処分すること。

(7)　樹木を傷つけた場合：樹木の根元を傷つけた場合には、保護剤などを塗布するなどの処置を施し、樹木の養生を行うこと。

(8)　その他：宿根草や球根類には、十分注意して作業すること。

3　樹木管理

(1)　樹木剪定：実施時期・仕上がり形状については、担当職員の指示によること。
なお、街路樹の剪定については、別添「街路樹剪定技術指針」【平成 28 年 11 月みどりの推進部編】を参考にすること。
道路上作業は誘導員等による安全対策を行うこと。

(2)　支柱補修：支柱を原形に復旧するものである。札幌市造園工事標準図に基づく。

(3)　支柱取付：札幌市造園工事標準図に基づく。

(4)　樹木結束：古いしゅろ縄、杉皮を取り除いて結束する。札幌市造園工事標準図に基づく。

(5)　支柱撤去：活着し根の揺らぎの無い樹木については、支柱を撤去すること。

(6)　ヤゴ取り：樹木の地際から出る新梢は撤去すること。

(7)　樹木下枝取り：道路の建築限界を確保するため、必要な枝の剪定を行うこと。

(8)　生垣刈込、樹木冬囲い、低木刈込は公園編を参照すること。

(9)　植栽：札幌市造園工事標準図に基づく。

4　花苗配布、マイタウン・マイフラワー

本市の歩道美化事業計画に基づき、地域団体に花苗や種子、セルトレイなどの助成を行う。

(1)　指定する時期に各団体へ花苗等を配布すること。

(2)　配布後、花苗等配布一覧表や花苗等納入の確認できる書類を速やかに提出すること。

5　巡視点検

(1)　指定された路線を、指定された期間内、指定された回数、巡視点検すること。なお、巡視方法（徒歩または車両）は区特記仕様書または担当職員の指示によること。

(2)　担当職員の指示があったときは、各路線を巡視点検し、その結果を速やかに担当職員に報告すること。

(3)　点検中、異常が認められた場合は、即時事故の発生・拡大等防止のための応急措置を行い、担当職員に報告すること。

(4)　点検項目は下記のとおりとする。

点検項目	内　容
樹木の状況	歩道・車道などの通行の支障状態 信号、標識などへの支障状態 倒木、腐朽木、枯れ木、折れ枝、病虫害などの状態
結束の状況	結束部がきつくなっていないか
支柱の状況	破損の状態、樹木に食い込んでいないかなど
植樹桝の状況	清掃の必要性、草刈の必要性、破損の状態など 切株・根上がり・段差により歩行者・自転車などへの通行の支障状態

6　樹木の伐採・抜根

(1)　周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意すること。

(2)　伐採は、原則として地際で処理すること。ただし、ます花壇の植栽に影響がある場合や、一連作業で抜根を行なう場合はこの限りではない。

(3)（2）において、地際伐採が可能であるにもかかわらず、地上部の幹を残しかつ一連作業で抜根を行なわない場合は、できるだけ速やかに抜根を実施すること。

(4)　抜根は、できる限り根を残さないようにし、抜根跡の穴は埋戻して整地すること。

(5)　伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断すること。

図　　面

1 外柵設置図

1-1 鋼製外柵設置（W＝3.0m）

1-2 鋼製外柵設置（W＝2.0m）

1-3 鋼製外柵設置（W＝1.5m）

2 樹木冬囲い図

2-1　冬囲いA

2-2　冬囲いB

2-3　冬囲いC

2-4　冬囲いD、E、F

2-5　冬囲いG

2-6　冬囲いH

2-7　冬囲いI

2-8　冬囲いJ

3 施設冬囲い図

3-1　鉄棒冬囲い（イメージ図）

1 外柵設置図

1-1 鋼製外柵設置（W＝3.0m）

外柵設置図（W＝3.0m）
ＰＧ－３Ｃ　又は同等品以上

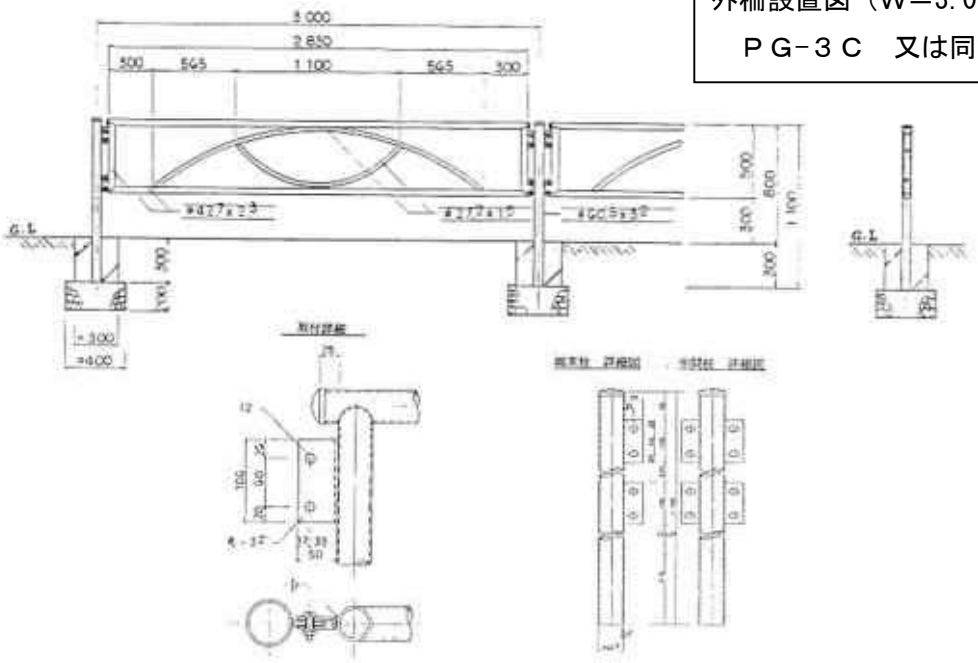

1-2 鋼製外柵設置（W＝2.0m）

外柵設置図（W＝2.0m）
ＰＧ－２Ｃ　又は同等品以上

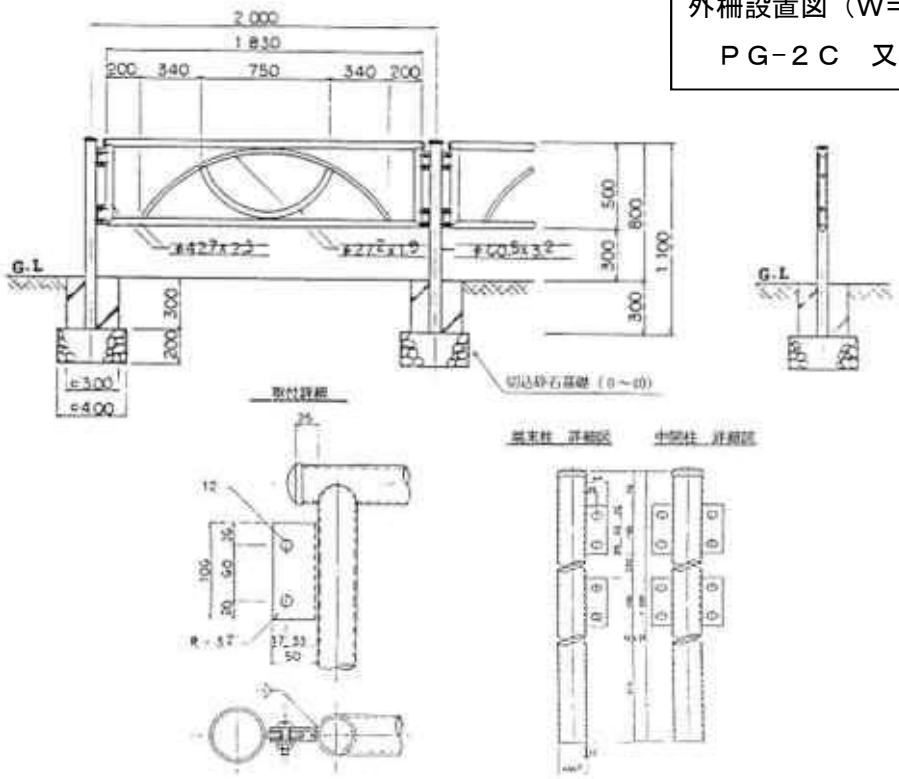

1-3 鋼製外柵設置（W＝1.5m）

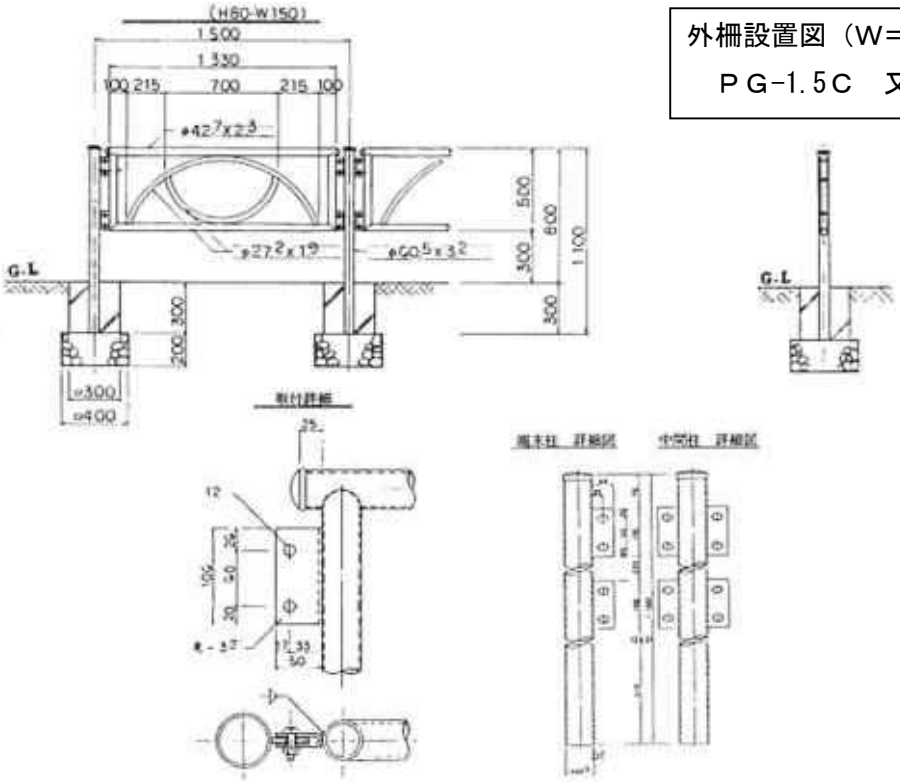

外柵設置図（W＝1.5m）
　ＰＧ-1.5Ｃ　又は同等品以上

2 樹木冬囲い図

2-1　冬囲いＡ

冬 囲 い Ａ

針葉樹　H=4.0m（支柱丸太１本つり物）

支柱丸太　L=6.3m　末口　3cm

※下縄本数は、樹形によって異なる。

※使用縄(径 7.5mm)量は、2.5kg とする。

2-2　冬囲いＢ

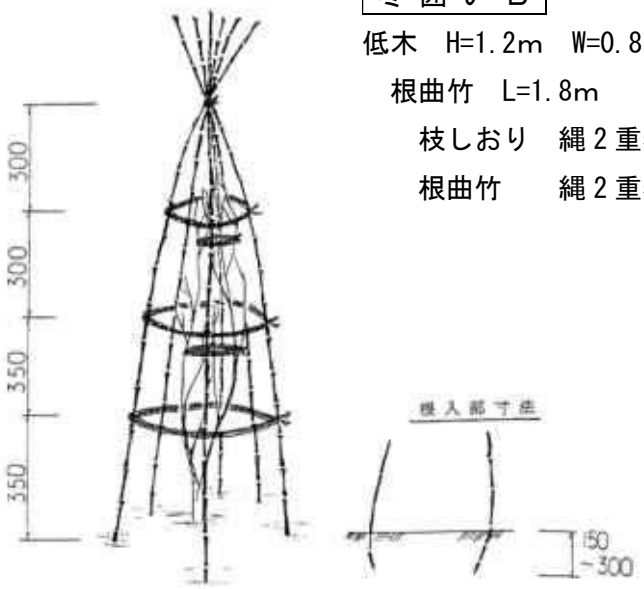

冬 囲 い Ｂ

低木　H=1.2m　W=0.8m（根曲竹 6 本使用）

根曲竹　L=1.8m

枝しおり　縄 2 重巻　2 ヶ所結束

根曲竹　　縄 2 重巻　4 ヶ所結束

2-3　冬囲いＣ

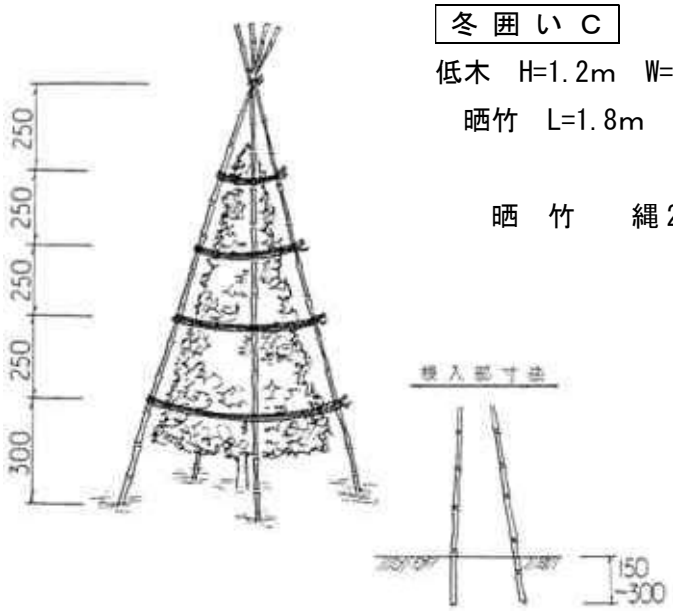

冬 囲 い Ｃ

低木　H=1.2m　W=0.8m（晒竹４本使用）

晒竹　L=1.8m　末口　3cm

晒　竹　　縄２重巻　５ヶ所結束

2-4　冬囲いＤ、Ｅ、Ｆ

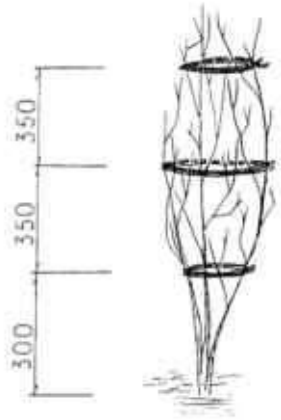

冬 囲 い Ｄ

低木　H=0.6m　W=0.3m（縄しばり）

縄２重巻　１ヶ所結束　結束箇所は図参考

冬 囲 い Ｅ

低木　H=0.9m　W=0.5m（縄しばり）

縄２重巻　２ヶ所結束　結束箇所は図参考

冬 囲 い Ｆ

低木　H=1.2m　W=0.8m（縄しばり）

縄２重巻　３ヶ所結束　結束箇所は図参考

2-5　冬囲いＧ

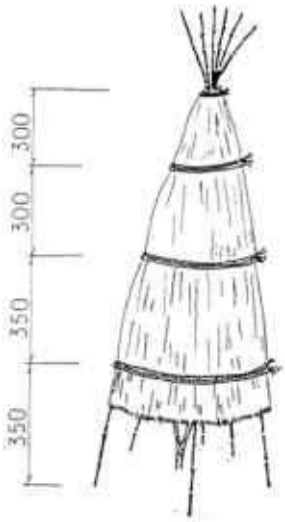

冬 囲 い Ｇ　（冬囲いＢ＋むしろ掛け）

低木　H=1.2m　W=0.8m（根曲竹・むしろ使用）

根曲竹　6 本、むしろ　1 枚　使用

根曲竹　L=1.8m

枝しおり　縄 2 重巻　2 ヶ所結束

根曲竹　　縄 2 重巻　4 ヶ所結束

むしろ　　縄 2 重巻　4 ヶ所結束

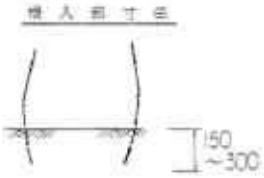

2-6　冬囲いＨ

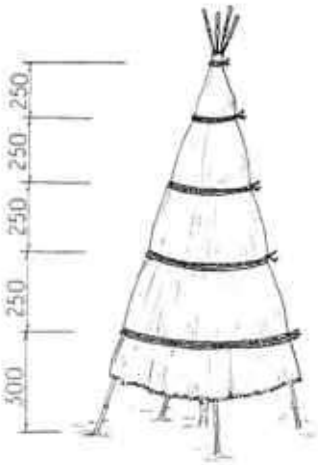

冬 囲 い Ｈ　（冬囲いＣ＋むしろ掛け）

低木　H=1.2m　W=0.8m（晒竹・むしろ使用）

晒竹　4 本、むしろ　1 枚　使用

晒竹　L=1.8m　末口 3cm

晒　竹　　縄 2 重巻　5 ヶ所結束

むしろ　　縄 2 重巻　5 ヶ所結束

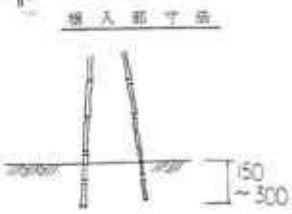

2-7　冬囲いＩ

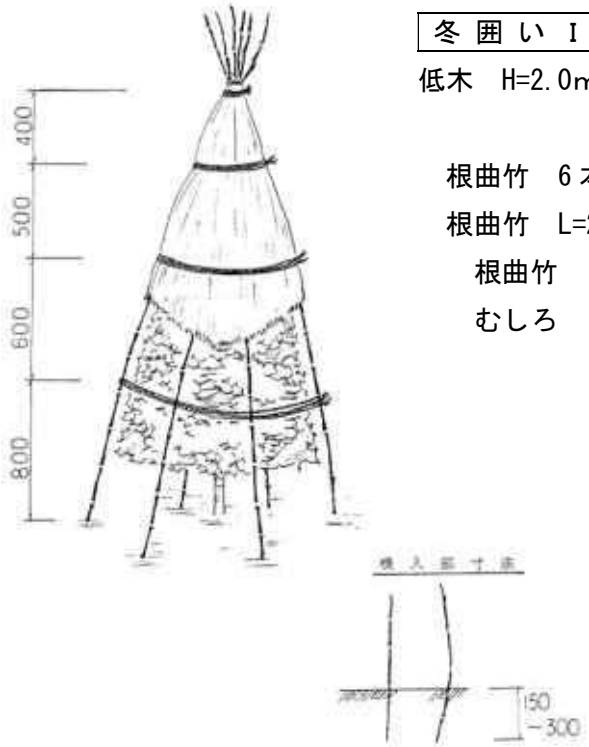

冬 囲 い Ｉ

低木　H=2.0m程度　W=1.0m程度

（根曲竹・むしろ使用）

根曲竹　6本、むしろ　2枚　使用

根曲竹　L=2.7m

根曲竹　　縄2重巻　4ヶ所結束

むしろ　　縄2重巻　3ヶ所結束

2-8　冬囲いＪ

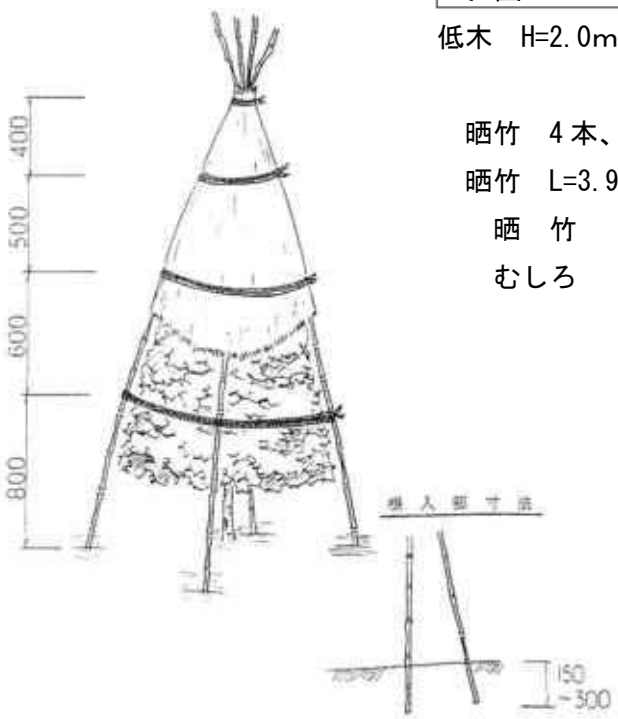

冬 囲 い Ｊ

低木　H=2.0m程度　W=1.0m程度

（晒竹・むしろ使用）

晒竹　4本、むしろ　2枚　使用

晒竹　L=3.9m　末口3cm

晒　竹　　縄2重巻　4ヶ所結束

むしろ　　縄2重巻　3ヶ所結束

3 施設冬囲い図

3-1　鉄棒冬囲い（イメージ図）

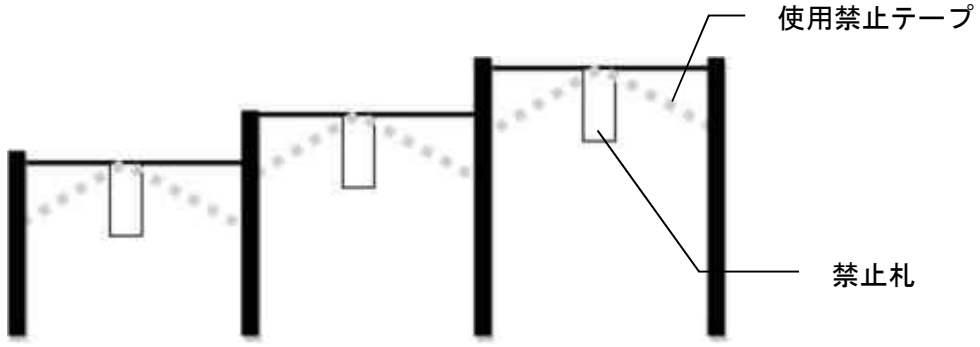

別紙

総合維持管理業務　写真管理基準　【公園】

項　目	詳　細	撮　影　項　目	提出頻度（場所）	提出頻度（回数）	備　考
清掃	一般清掃（拾い集め型）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	５公園毎に１箇所	５回毎	
	春１回目清掃	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	５公園毎に１箇所	毎回	
	秋落ち葉清掃	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	５公園毎に１箇所	毎回	
	水施設清掃	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	全箇所	毎回	
植物管理	草刈	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	５公園毎に１箇所	毎回	
	生垣刈り込み	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10 公園毎に１箇所	毎回	
	高木剪定	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10 本毎に１箇所	毎回	
	寄植え刈り込み	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10 公園毎に１箇所	毎回	
	樹木薬剤散布	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10 本毎に１箇所	毎回	
		薬剤混入及び攪拌状況	１作業毎	毎回	
	樹木冬囲い設置, 撤去	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10 公園毎に１箇所	毎回	
施設管理	施設類冬囲い設置, 撤去	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10 公園毎に１箇所	毎回	
	グランド等整正	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	全箇所	２回毎	
	砂場かきおこし（砂補給）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10 公園毎に１箇所	毎回	
		厚さ	10 公園毎に１箇所	毎回	
その他	巡視・点検	発見した異常個所, 危険個所	各所	適宜	点検報告書の提出

〇上記の基準は標準とし, 必要に応じて適宜変更できるものとする。

〇上記にない項目については, 実情に応じて別に適宜定めるものとする。

〇清掃, 草刈については, 年間を通じ同一公園を撮影することのないものとする。

別紙

総合維持管理業務　写真管理基準　【街路樹】

項　目	詳　細	撮　影　項　目	提出頻度（場所）	提出頻度（回数）	備　考
一般管理	清掃（桝･分離帯･緑地）	作業状況（作業前,作業中,作業後）	各路線毎に１ヵ所	毎回	
	草刈（桝･分離帯･緑地）	作業状況（作業前,作業中,作業後）	各路線毎に１ヵ所	毎回	
	除草（草取り）	作業状況（作業前,作業中,作業後）	各路線毎に１ヵ所	毎回	
	樹木剪定・整枝	作業状況（作業前,作業中,作業後）	街路樹 50 本に１ヵ所	毎回	
	ヤゴ取り	作業状況（作業前,作業中,作業後）	街路樹 50 本に１ヵ所	毎回	
	下枝取り	作業状況（作業前,作業中,作業後）	街路樹 50 本に１ヵ所	毎回	
	寄植刈込み	作業状況（作業前,作業中,作業後）	各路線毎に１ヵ所	毎回	
	生垣刈込み	作業状況（作業前,作業中,作業後）	各路線毎に１ヵ所	毎回	
	低木刈込み	作業状況（作業前,作業中,作業後）	各路線毎に１ヵ所	毎回	
	冬囲い	作業状況（作業前,作業中,作業後）	各路線毎 50 組に１箇所	毎回	
	支柱補修	作業状況（作業前,作業中,作業後）	各路線毎 50 組に１箇所	毎回	
	支柱撤去	作業状況（作業前,作業中,作業後）	各路線毎 50 組に１箇所	毎回	
	支柱結束	作業状況（作業前,作業中,作業後）	各路線毎 50 組に１箇所	毎回	
	花苗植え	作業状況（作業前,作業中,作業後）	各路線毎に１ヵ所	毎回	
	球根植込み	作業状況（作業前,作業中,作業後）	各路線毎に１ヵ所	毎回	
	潅水	作業状況（作業中）	各路線毎に１ヵ所	毎回	
その他	巡視・点検	発見した異常個所,危険個所	各所	適宜	点検報告書の提出

〇上記の基準は標準とし,必要に応じて適宜変更できるものとする。

〇上記にない項目については,実情に応じて別に適宜定めるものとする。

路線パトロール特記仕様書（別記）

路線パトロールの点検内容について

１．　速やかに処理するもの

（様式１にて報告）

※　写真，住宅地図は後日，週報に添付し提出すること。

① 街路樹枝折れの有無　⇒　除去する

② 支柱折れ　⇒　撤去　⇒　状況により，早めに支柱補修

③ 事故による街路樹の破損（緊急を要するものの場合）

⇒　中央区に連絡　⇒　速やかに処理（写真で記録　⇒　見積り）

④ 事故による支柱の破損（緊急を要するものの場合）

⇒　中央区に連絡　⇒　速やかに処理（写真で記録　⇒　見積り）

⑤ 蜂の巣　⇒　中央区に連絡　⇒　専門業者にて処理

⑥ 植樹桝のゴミ（大きなもの）　⇒　除去する

２．業務員に連絡し指示を待つもの（住宅地図，写真添付）

一度報告したものは，処理が終わるまで報告しない

（様式２にて報告）

① 街路樹の傾斜

② 街路樹の宿り木

③ 街路樹の，きのこ発生

④ 街路樹の腐れ

⑤ 街路樹の病気

⑥ 街路樹の虫発生

⑦ 事故による街路樹の破損（緊急を要しないもの）

⑧ 支柱折れ

⑨ 支柱傾き

⑩ 支柱結束はずれ

⑪ 事故による支柱の破損（緊急を要しないもの）

⑫ 結束の食い込み

⑬ 支柱の食い込み

⑭ 植樹桝の土不足，過多

⑮ カラスの巣

⑯ 不法占用

⑰ 民有地への越境

⑱ その他

路線パトロール報告書

（様式－1）

課長	係長	係

令和　　年　　月　　日（　）パトロール

業務名　中央区公園及び街路樹総合維持管理業務（　　地区）

請負者

現場代理人氏名　　印

以下の路線をパトロールしましたので報告します。

なお，異常を発見し処理の完了したものは下記のとおりです。

	路線名	場　所	番号	処理内容，その他を記入
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				

※　写真，住宅地図は後日週報に添付し提出します。

内容の番号

①街路樹の傾斜　②街路樹の宿り木　③街路樹の，きのこ発生　④街路樹の腐れ

⑤街路樹の病気　⑥街路樹の虫発生　⑦事故による街路樹の破損　⑧支柱折れ　⑨支柱傾き

⑩支柱結束はずれ　⑪事故のよる支柱の破損　⑫結束の食い込み　⑬支柱の食い込み

⑭植樹桝の土不足，過多　⑮カラスの巣　⑯不法占用　⑰民有地への越境　⑱その他

路線パトロール報告書

（様式－２）

令和　　年　　月　　日（　）パトロール

業務名　中央区公園及び街路樹総合維持管理業務（　　地区　）

請負者

現場代理人氏名　　印

路線パトロールした結果，異常と思われるものを発見したので，別紙のとおり住宅地図写真を添付し報告します。

異常場所の一覧表

	路線名	場所	番号	内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				

内容の番号

①街路樹の傾斜　②街路樹の宿り木　③街路樹の，きのこ発生　④街路樹の腐れ

⑤街路樹の病気　⑥街路樹の虫発生　⑦事故による街路樹の破損　⑧支柱折れ　⑨支柱傾き

⑩支柱結束はずれ　⑪事故のよる支柱の破損　⑫結束の食い込み　⑬支柱の食い込み

⑭植樹桝の土不足，過多　⑮カラスの巣　⑯不法占用　⑰民有地への越境　⑱その他

様式－3－1　　令和　年　月　日

街路樹点検調査(徒歩巡回)報告書

令和　年　月　日～　月　日

業務名：中央区公園及び街路樹総合維持管理業務（　　地区）

受託者名：

現場代理人氏名：　　㊞

（本）

	路線番号	路線名	支柱取替	支柱撤去	結束直し	支柱食込	越境	傾斜	枝折れ	腐れ	きのこ	傷	桝土不足	支障木		その他
														交差点内	縁石ずれ	
1																
2																
3																
4																

＊　路線毎に該当項目に本数を記入し、異常のある箇所にはテープをつけ、写真（路線毎２枚程度)、住宅地図を添付し提出すること。

＊　この様式以外の場合は、業務主任の了解を得ること。

＊　支障木：交差点は、交差点内１０m以内の樹木の樹種、本数、写真、地図、一覧表が必要

＊　支障木：縁石ずれは、樹木の根が張り縁石を押し、ずれている場合の樹種、本数、写真(各１枚)、地図、一覧表が必要

（別紙様式）

街路樹調査（照明灯・標識等支障）報告書

業務名	○区公園及び街路樹総合維持管理業務（□□地区）		
受託者	△△△・○○・□□□□　特定共同企業体		
報告者	△△△	提出年月日	令和3年6月30日

路線番号	路線名	支障本数						合計
		照明灯	規制標識	案内標識	信号機	控柱・支線	カーブミラー	
		※1	※2			※3	※4	
1	×××線	6	1	2	0	2	0	11
5	○○○○線	3	0	1	0	3	1	8
25	△△線	5	0	1	1	2	0	9
990	□□□線	3	1	2	1	3	2	12

（特記事項）

●次のとおり、枝葉・主幹が支障となっている街路樹を調査し、本数を報告する。

※1 照明灯のすぐ近くにあり夜間照明を遮っている、または、その可能性が高いと考えられる。

※2 道路規制標識および案内標識、信号機の進行方向手前のすぐ近くにあり、車両運転手が標識の内容等を視認できない。

※3 電柱の控柱および支線のすぐ近くにあり、枝葉が当該施設と重なっている。

※4 カーブミラーの近くにあり、ミラー部分の見通し（映りこみ）を妨げている。

（別紙様式）

街路樹調査（照明灯・標識等支障）報告書

業務名			
受託者			
報告者		提出年月日	

路線番号	路線名	支障本数						合計
		照明灯 ※1	規制標識	案内標識	信号機	控柱・支線 ※3	カーブミラー ※4	
			※2					

公園遊具冬囲い報告書

提出日　平成　年　月　日

現場代理人

業務主任

業務名	東区公園及び街路樹総合維持管理業務		西地区①
実施日			回目
作業内容	遊具冬囲い撤去・安全確認	昼間	定期

遊具使用の安全確認を実施し、問題が無い場合は冬囲いを撤去する（実施日を記載）
破損・異常がある場合は、担当職員に速やかに報告すること。
「破損or異常、確認日」を記載、状況写真も添付すること。
積雪で確認できない場合は、「△、点検日」を記載、点検予定日を次回に修正すること。
その他遊具は遊具名も記載すること。書ききれない場合は連絡事項に記載すること。
報告書は作業実施日毎に担当職員にメールorFAXで提出すること（印鑑は不要）

No.	公　園　名	点検予定日	鉄棒	ブランコ	シーソー	その他遊具	備　考
1	みはる公園				—		
				—	—		
4	すみれ公園						
5	こばと公園		—				
6	めぐみ公園						
7	北32条東5丁目公園		—		—		
8	草笛公園	4/5	4/5	4/5	4/5	コンビ、4/5	
9	北32条はんのき公園	4/15	4/10	△、4/10	—		後日再確認
10	北19条そよかぜ公園	4/12	—	4/12	—	コンビ、4/12	
11	北31条にこにこ公園	4/10	異常、4/10	4/10	破損、4/10		状況写真添付
12	東栄すずらん公園				—		
13	北26条みどり公園						
14	北28条なかよし公園						
15	北光らいらっく公園						
16	元栄なごみ公園						
			—				
20	つくし公園		—		—		
21	ひまわり公園						
22	北栄公園						
23	鹿の原公園						
24	しらゆり公園				—		
25	ひばり公園		—				
26							
27							
28					—		
29							
30	北30条くるみ公園				—		

積雪状況に応じて点検予定日を記載

積雪で確認できない場合は△、点検日を記載
点検予定日を次回実施日に修正

その他遊具（コンビネーション・ターザンロープ・回転遊具など）も確認すること

破損・異常がある場合は、
「異常or破損」と確認日を記載

問題が無い場合は実施日を記載

遊具に破損・異常があった場合は記載
使用禁止などの対応措置について記載

（現場代理人からの連絡事項）	（業務主任からの連絡事項）
4/10　北31条にこにこ　鉄棒破損・シーソー異常　使用禁止	4/10　遊具業者に確認依頼

公園遊具冬囲い報告書

提出日　令和　　年　　月　　日

現場代理人

業務主任

業務名	中央区公園及び街路樹総合維持管理業務		西部地区
実施日			回目
作業内容	遊具冬囲い撤去・安全確認	昼間	定期

遊具使用の安全確認を実施し、問題が無い場合は冬囲いを撤去する（実施日を記載）
破損・異常がある場合は、担当職員に速やかに報告すること。
「破損or異常、確認日」を記載、状況写真も添付すること。
積雪で確認できない場合は、「△、点検日」を記載、点検予定日を次回に修正すること。
その他遊具は遊具名も記載すること。書ききれない場合は連絡事項に記載すること。
報告書は作業実施日毎に担当職員にメールorFAXで提出すること（印鑑は不要）

No.	公　園　名	点検予定日	鉄棒	ブランコ	シーソー	滑り台	スプリング	その他遊具	備　考
1	やまはなサンパーク		ー	ー	ー	ー	ー		シェルター
2	荒井山緑地		ー	ー	ー	ー	ー		丸太階段
3	宮の森緑地		ー	ー	ー	ー	ー		丸太階段
4	宮の森十二軒緑地		ー	ー	ー	ー	ー		
5	伏見東緑地		ー	ー	ー	ー	ー		
6	宮の森4条緑地		ー	ー	ー	ー	ー		法面
7	緑ヶ丘		ー		ー	ー			
8	旭ヶ丘		ー		ー	ー			
9	花園					ー	ー		
10	山元		ー			ー			河川スクリーン
11	伏見みすみ		ー		ー	ー			
12	共栄				ー				
13	山鼻日の出		ー		ー	ー	ー		
14	南19条ライオン				ー				
15	宮の森くまの子		ー	ー	ー	ー			
16	南25条西12丁目				ー	ー			
17	南23条こぶし		ー	ー	ー		ー		
18	宮の森こぶし		ー	ー	ー	ー	ー		
19	南16条やぐるま				ー		ー		
20	伏見				ー				
21	西山鼻				ー	ー			
22	宮の森		ー	ー	ー				
23	宮の森こだま		ー		ー	ー			
24	宮の森グリーン		ー		ー				
25	宮の森さんかく		ー	ー					
26	宮の森ジャンボ				ー		ー		
27	宮の森杉の子				ー				
28	北円山わらしっこ				ー	ー			
29	西円山くるみ		ー				ー		
30	西円山ちびっこ		ー		ー	ー	ー		
31	宮の森かしわ				ー	ー			
32	宮の森にれ				ー		ー		
33	西円山なかよし		ー		ー		ー		
34	宮の森やまばと			ー	ー				
35	南円山こども						ー		
36	荒井山杉の子		ー		ー		ー		
37	幌西自転車				ー	ー			
38	やまはなライラック		ー		ー				

No.	公　園　名	点検予定日	鉄棒	ブランコ	シーソー	滑り台	スプリング	その他遊具	備　考
39	旭ヶ丘なかよし								
40	円山でこぼこ				ー		ー		
41	旭山山麓		ー				ー		
42	旭山青空		ー		ー		ー		
43	荒井山もみじ		ー	ー	ー	ー			
44	西円山アカシア			ー	ー		ー		
45	西円山あおぞら				ー		ー		
46	旭ヶ丘ちびっこ			ー	ー				
47	宮の森なかよし		ー		ー		ー		
48	西円山みどり		ー	ー	ー				
49	西円山どんぐり			ー	ー	ー	ー		法面　雨水桝
50	南23条西こぶし		ー		ー				
51	山鼻どんぐり			ー	ー	ー			
52	西円山さくらんぼ		ー	ー	ー	ー	ー		
53	宮の森三角山			ー	ー	ー	ー		法面　雨水桝
54	旭山さんかく		ー	ー	ー	ー			
55	伏見ファミリー		ー	ー	ー	ー			
56	伏見こまどり					ー			
57	双子山三角		ー	ー	ー	ー			
58	南円山さくら				ー	ー	ー		
59	南15条みどり		ー		ー				
60	山鼻みなみ		ー	ー	ー	ー	ー		
61	宮の森たんぽぽ		ー	ー	ー	ー	ー		
62	宮の森のぞみ			ー	ー	ー	ー		
63	啓明広場		ー	ー	ー	ー	ー		
64	南7条西25丁目広場		ー	ー	ー	ー	ー		
65	南16条西5丁目広場		ー	ー	ー	ー	ー		
66	南17条つぼみ			ー	ー				
67	南25条すみれ		ー	ー	ー	ー			
68	南22条つくし		ー		ー	ー			
69	南19条しらかば				ー		ー		
70	南28条まこと				ー		ー		
71	南16条くりの木		ー				ー		
72	山鼻弥生				ー				
73	南18条さくら			ー	ー	ー			
74	伏見もいわ山公園								

（現場代理人からの連絡事項）	（業務主任からの連絡事項）

冬季の公園巡回におけるチェックリスト

記入例

巡回日　令和 3年　1月 15日
公園No.　街区公園 No.1
公園名　山鼻公園
巡回者　梅津 忠広　印

分類	確認事項	確認チェック欄	対応	対応チェック欄	写真の有無		備考
					有無	No.	
雪山	機械で積み上げたような、あるいはそれに類するような過度に大きな雪山が生じてないか？	✓	業務主任に報告	○			
	遊具やフェンスを破損する恐れがある雪山が生じてないか？	✓	業務主任に報告	○			
	子供が登りやすい形状で、道路への滑落や飛び出し等が懸念される雪山が無いか？	✓	業務主任に報告	無し			
	カマクラなど、子供が遊んでいて埋もれる可能性がある雪山がないか？	✓	業務主任に報告	無し			
四阿	屋根に1m以上の積雪が生じてないか？	✓	雪おろし	○			建築基準：積雪1.4m
	雪庇やツララが生じてないか？	✓	除去	無し			
	四阿内部と周辺に過度の積雪差が生じ、滑落によるケガや閉じ込められる恐れがないか？	✓	四阿内部に雪をつめる	○	○	1	踏み固めによって確認する事
照明灯	支柱付近が融雪により空洞化してないか？	✓	雪入れ及び踏み固め	○	○	2	踏み固めによって確認する事
樹木	人が通る可能性が高い場所の付近において、樹木（主に針葉樹）の枝葉上に過度の積雪が無いか？	✓	業務主任に報告	無し			
	積雪の重みによって高圧線に接触する可能性のある樹木の枝葉が無いか？	✓	業務主任に報告	無し			
滑り台	遊具下部と周辺に過度の積雪差が生じ、滑落によるケガや閉じ込められる恐れが無いか？	✓	下部に雪詰める or 周りの雪を除雪	無し			踏み固めによって確認する事
	チューブ型の滑走面など、閉じ込められる可能性がある構造が無いか？	✓	当該部分の閉鎖	無し			予め降雪前が望ましい
	支柱付近が融雪により空洞化してないか？	✓	雪入れ及び踏み固め	無し			踏み固めによって確認する事
	踊り場などの子供がよく歩く可能性がある箇所について、雪が馬の背状態で凍るなど、滑る可能性が無いか？	✓	雪割りを含めた除雪	○	○	3	
ブランコ	支柱付近が融雪により空洞化してないか？	✓	雪入れ及び踏み固め	○			踏み固めによって確認する事
鉄棒	支柱付近が融雪により空洞化してないか？	✓	雪入れ及び踏み固め	○			踏み固めによって確認する事
	鉄棒遊具が完全に雪で埋まり見えなくなってないか？	✓	ポールの設置	○	○	4	
水飲み台	水飲み台が完全に雪で埋まり見えなくなってないか？	✓	ポールの設置	○	○	5	
コンビネーション遊具	コンビネーション遊具内部と周辺に過度の積雪差が生じ、滑落によるケガや閉じ込められる恐れが無いか？	✓	内部に雪をつめる	○	○	6	踏み固めによって確認する事
	チューブ型の滑走面など、閉じ込められる可能性がある構造が無いか？	✓	当該部分の閉鎖	無し			予め降雪前が望ましい
	支柱付近が融雪により空洞化してないか？	✓	雪入れ及び踏み固め	無し			踏み固めによって確認する事
	踊り場などの子供がよく歩く可能性がある箇所について、雪が馬の背状態で凍るなど、滑る可能性が無いか？	✓	雪割りを含めた除雪	○	○	7	
その他	上記に類するような危険性のある状況が生じてないか？	✓	上記に類する対応	無し			

冬季の公園巡回におけるチェックリスト

巡回日　　令和　　年　　月　　日
公園No.
公園名
巡回者　　印

分類	確認事項	確認チェック欄	対応	対応チェック欄	写真の有無		備考
					有無	No.	
	遊具下部と周辺に過度の積雪差が生じ、滑落によるケガや閉じ込められる恐れが無いか？		下部に雪詰める or 周りの雪を除雪				踏み固めによって確認する事
	チューブ型の滑走面など、閉じ込められる可能性がある構造が無いか？		当該部分の閉鎖				予め降雪前が望ましい
	支柱付近が融雪により空洞化してないか？		雪入れ及び踏み固め				踏み固めによって確認する事
	踊り場などの子供がよく歩く可能性がある箇所について、雪が馬の背状態で凍るなど、滑る可能性が無いか？		雪割りを含めた除雪				
	遊具下部と周辺に過度の積雪差が生じ、滑落によるケガや閉じ込められる恐れが無いか？		下部に雪詰める or 周りの雪を除雪				踏み固めによって確認する事
	チューブ型の滑走面など、閉じ込められる可能性がある構造が無いか？		当該部分の閉鎖				予め降雪前が望ましい
	支柱付近が融雪により空洞化してないか？		雪入れ及び踏み固め				踏み固めによって確認する事
	踊り場などの子供がよく歩く可能性がある箇所について、雪が馬の背状態で凍るなど、滑る可能性が無いか？		雪割りを含めた除雪				
	遊具下部と周辺に過度の積雪差が生じ、滑落によるケガや閉じ込められる恐れが無いか？		下部に雪詰める or 周りの雪を除雪				踏み固めによって確認する事
	チューブ型の滑走面など、閉じ込められる可能性がある構造が無いか？		当該部分の閉鎖				予め降雪前が望ましい
	支柱付近が融雪により空洞化してないか？		雪入れ及び踏み固め				踏み固めによって確認する事
	踊り場などの子供がよく歩く可能性がある箇所について、雪が馬の背状態で凍るなど、滑る可能性が無いか？		雪割りを含めた除雪				
	遊具下部と周辺に過度の積雪差が生じ、滑落によるケガや閉じ込められる恐れが無いか？		下部に雪詰める or 周りの雪を除雪				踏み固めによって確認する事
	チューブ型の滑走面など、閉じ込められる可能性がある構造が無いか？		当該部分の閉鎖				予め降雪前が望ましい
	支柱付近が融雪により空洞化してないか？		雪入れ及び踏み固め				踏み固めによって確認する事
	踊り場などの子供がよく歩く可能性がある箇所について、雪が馬の背状態で凍るなど、滑る可能性が無いか？		雪割りを含めた除雪				

街路樹剪定技術指針

平成２８年度

札幌市建設局みどりの推進部

【目次】

１．街路樹管理の基本 1p

２．剪定の目的 2p

３．剪定と整姿
　１）樹形・樹冠 2p
　２）整姿・整形 8p
　３）冬期剪定 8p
　４）夏期剪定 11p
　５）その他の剪定 12p

４．剪定手法
　１）枝抜き剪定 13p
　２）切り返し剪定 15p
　３）切詰剪定 16p

５．生育時期ごとの剪定上の留意点
　１）活着から生育開始期（植栽後約 5 年程度） 17p
　２）成長・成熟期（概ね 5～20 年程度） 18p
　３）衰退期（植栽後約 20 年程度） 19p

６．病虫害等 20p

７．根上り 24p

８．参考（建築限界）
　１）路肩を設ける道路又は設けない道路の場合 25p
　２）分離帯又は交通島に係る場合 26p
　３）車道の種級 27p
　４）歩道及び自転車道等 27p

１．街路樹管理の基本

街路樹の管理にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

１．緑豊かな快適な生活環境を確保するために周囲の環境、景観と調和したものにする。

２．樹木が、交通の支障にならないよう配慮する。

３．緑陰効果により、道路利用者に不快、不調和な感じを与えるものを遮蔽し、通行の快適性を高めるようにする。

① 街路樹は、つとめて樹木本来の特性を発揮させ、良好な地域環境を保全することを基本理念とし維持管理すべきであるが、道路内の樹木は、野山の樹木と違って限られた生育条件下で余儀なくされていることを踏まえ、健全な生育を助け緑化機能を十分に発揮させるよう努力する必要がある。

② 街路樹の生育障害は、病虫害はもとより舗装による水分の補給不足や根張りの制限、排気ガス、地下埋設物、架空線による高さの制限、その他都市環境という特殊な立地条件のもとで生育を強いられていることをかんがみ、管理にあたっては萌芽、伸長等樹木の生理機能を十分認識し、維持管理するよう心がける必要がある。

２．剪定の目的

現在の都市構造の中で、街路樹を生育させるためには多くの制約が潜在している。これら制約に対処するためには剪定により生長をコントロールする必要がある。ただし、このために街路樹本来の機能を低下させ、生理的障害をおこさせることのないよう十分な配慮が必要である。

剪定の目的は、次の３項目を主たる目的とする。

① 樹木の生理的バランスを確保する。

・剪定により適切に枝を間引くことで通風や採光が良くなる。それにより、樹勢が強くなり、抵抗力が高まる効果がある。

② 限定された都市空間との調和を図る。

・不要な枝葉を剪定することで樹種本来の美しさが発揮される。

③ 歩行者や道路利用者への安全を確保する。

・枯れ枝の剪定や適切な整枝を行うことで、風倒や落枝などによる歩行者や道路利用者への障害を抑止する。

３．剪定と整姿

街路樹は、樹形、樹姿の調和のとれた美しさが発揮されるよう、枝葉が混み過ぎた時点で、適宜剪定を行うものとする。ことに均整美、統一美が要求される歩道等の街路樹については、樹種によって、毎年または隔年に夏期および冬期剪定を行うものとする。

１）樹形・樹冠

１．街路樹は、樹木本来の特性を生かし、均整のとれた樹形を形成し、美しい樹冠が保たれるよう仕立てることが望ましい。

２．樹木における樹冠と樹幹の割合は概ね６：４となることが望ましい。

３．通行の快適性を保つため、歩道側における成木の枝下高は2.5m以上とする。

1　樹木の成長特性

樹木は、樹種によりそれぞれ成長特性がある。その特性を次の３つの分類で示す。

イ．直幹型と分岐型の分類

〈直幹型〉

（直幹仕立可能樹種）

ニセアカシア・イチョウ

プラタナス・シラカバ

ポプラ類・ネグンドカエデ

シダレヤナギ・ハンノキ

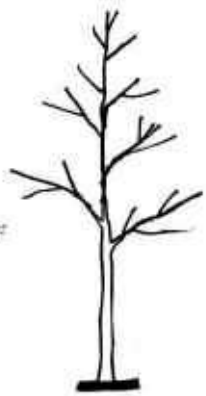

〈分岐型〉

ナナカマド・シンジュ

サクラ類・エンジュ・

ハルニレ・アオダモ・

ハシドイ・

オオバボダイジュ

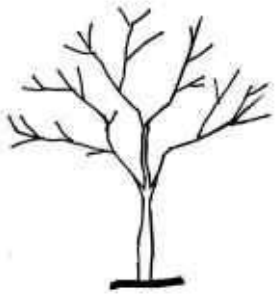

ロ．頂部優生型と下部優生型の分類

〈頂部優生型〉

頂上枝が中間枝・下方枝より成長旺盛な樹木

ニセアカシア・イチョウ・シダレヤナギ

シラカバ・ネグンドカエデ・ポプラ類

カエデ類・ハンノキ類・エンジュ・

アオダモ

〈下部優生型〉

中間枝・下方枝が頂上枝より成長旺盛な樹木

ナナカマド・オオバボダイジュ・

ケヤキ・プラタナス・ハルニレ

ハ. 基本樹形の分類

樹冠のまとまりによる基本樹形の分類

基本樹形	図　形	樹　　種
卵円型		ニセアカシア・プラタナス・ナナカマド シラカバ・ネグンドカエデ・イタリアポプラ カエデ類・オオバボダイジュ・シンジュ
円錐型		イチョウ
盃　型		ケヤキ・ハルニレ
枝垂型		シダレヤナギ
長円型		ニグラポプラ

2　目標とする樹形

街路樹は建築限界 (※1) や道路工作物などの制約要因による樹冠の不均衡を防ぐため、自然の樹冠形態と相似した樹形を基本とする。また、樹木のバランスは一般的に樹冠と樹幹比が概ね６：４となることが望ましい。

ただし、若木などで上記のとおり剪定すると著しく樹形が崩れ、生育に影響を及ぼす可能性があるので留意すること。

路肩を設けない第４種道路の建築限界模式図

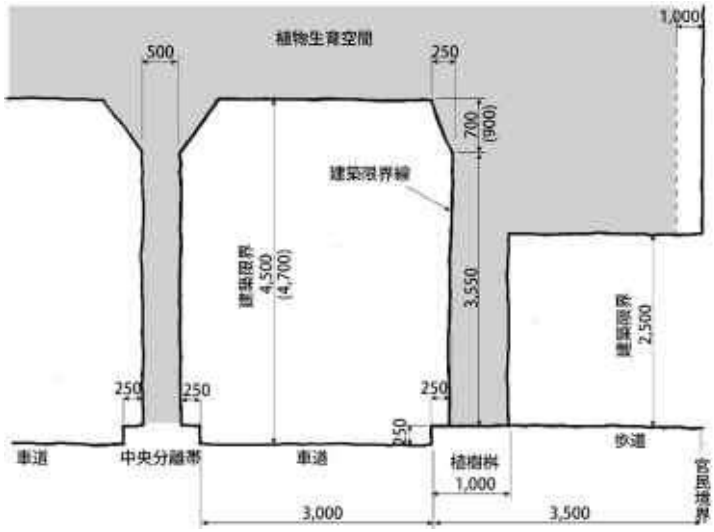

※車道幅員 3.0m、歩道幅員 3.5m、植樹桝 1.0mの場合を想定
※図中（ ）数値は積雪を考慮した場合の寸法とする

樹冠と樹幹の割合

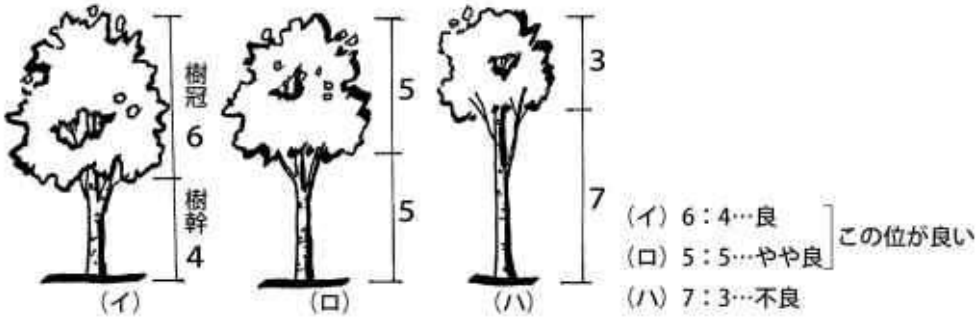

※1　道路種級ごとの寸法は「7　参考」にて概要を記載

イ．各樹形タイプにおける望ましい樹高・枝張り

枝張り（最大枝張り）は次の式を用いて算出する。この算式により求められた値は目安とし、樹木の種類や周辺環境等に応じた枝張りとする。

〈伸長可能な枝張り〉

W＝（ｂ－dx－Ｃ）×2

〈望ましい樹高・枝張り比から求められる樹高〉

H＝W÷ｆ

Ｗ：伸長可能な枝張り
Ｈ：望ましい樹高・枝張り比から求められる樹高
Ｃ：樹冠と建物に必要な空間（Ｃ＝1m）
dx：幹と歩車道境界の間隔
ｂ：歩道幅員
ｆ：望ましい樹高・枝張り比

■樹形タイプにおける望ましい樹高・枝張り比 [A]

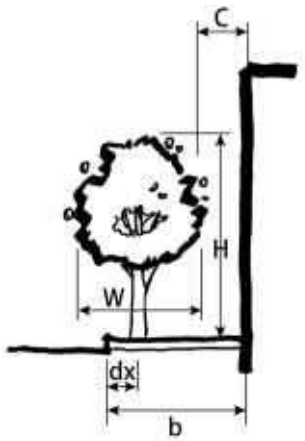

樹形タイプ区分	ｆ：望ましい樹高・枝張り比（目安）
卵円型	0.4～0.7
円錐型	0.3～0.4
盃型	0.5～0.7
枝垂型	0.7
長円型	0.3～0.4

[A] 「街路樹剪定ハンドブック」（一般社団法人 日本造園建設業協会）より作成

ロ. 目標とする樹形

枝張り算出式で求められる値や樹冠と樹幹の比率、建築限界を考慮した、目標樹形を次の条件を例として示す。

・歩道幅員	3.5m
・車道種	第４種、路肩の無い車道
・樹形タイプ	卵円型（ｆ＝0.4）
・幹と歩車道境界の間隔	0.5m

■伸長可能な枝張り

W＝（3.5m－0.5m－1.0m）×2　＝　<u>4.0m</u>

■望ましい樹高

H＝4.0m÷0.4　＝　<u>10.0m</u>

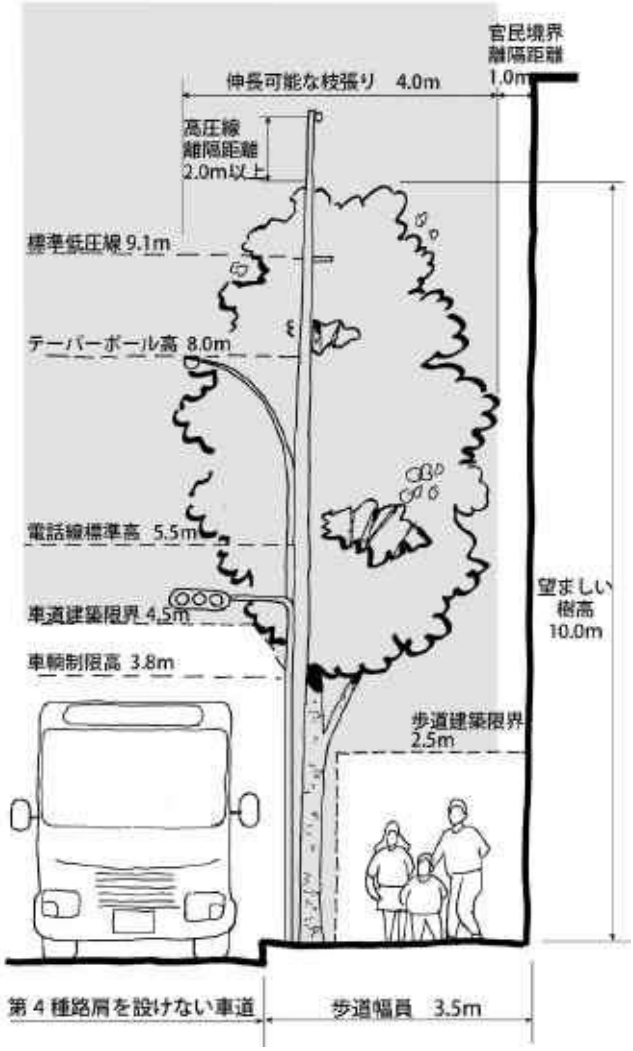

※　建築限界より歩道側の枝下高は2.5m以上、車道側は4.5m以上（積雪考慮は 4.7m以上）を原則とするが、やむを得ない場合においても、大型車の最大車高である3.8m（積雪考慮は4.0m）は確保すること。

２）整姿・整形

街路樹は、沿道条件に合わせ、整姿剪定等により同大同形で統一し、都市景観上連続した緑の線を構成するよう努めることとする。

① 剪定は、それぞれの制約に配慮しつつ、つとめて最小限度の樹冠調整にとどめるべきである。

樹種別に、整姿整形の必要樹種は、次のとおりとする。

イ 成長が早く、冬期作業もしくは夏期作業を毎年必要とする樹種。
ニセアカシア・プラタナス・シダレヤナギ・ネグンドカエデ・ポプラ類

ロ 成長がやや早く、３年に１回程度の冬期作業と随時の夏期作業を必要とする樹種。
イチョウ・シンジュ

ハ 成長が遅く、５年に１回程度の冬期作業を行う樹種、イ・ロ以外の樹種。

② 街路樹の整姿整形作業の目的は、「樹冠の統一性」と「樹木の健全な育成」の２つがあり、主目的から、次のとおり分類する。

・樹冠の統一　ニセアカシア・プラタナス・シダレヤナギ・ネグンドカエデ・ポプラ類・イチョウ

・健全な育成　上記以外の樹種

３）冬期剪定

冬期剪定は、樹高、樹冠を一定の形に整えるために行うものである。枝葉が伸びた状態で整った樹形にするために、骨格となる枝を作りながら、冬に枝条の発育を均整にし、美しく見えるようにする。

① 冬期剪定は、夏期間の樹冠の型、大きさを決定する重要な作業である。

その手法には、枝抜き、切り返し、切詰があり、これら手法により、様々な制約に対処しつつ、冬の枝条も、のびのびと生育しているように見せるべきである。

〈整姿整形後の樹姿〉

（イチョウ）

剪定前　　剪定後

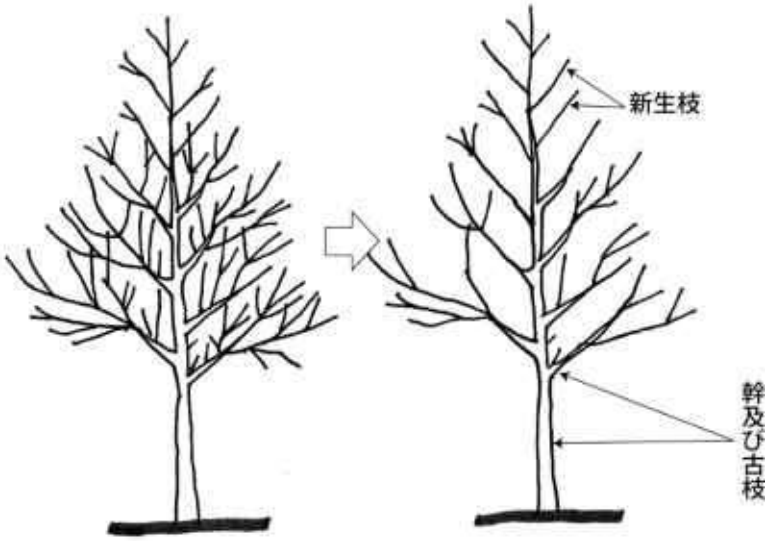

（プラタナス）

剪定前　　剪定後

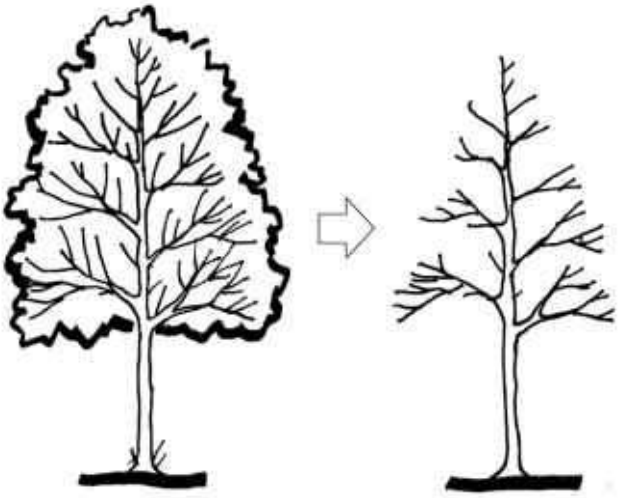

② 冬期剪定は、夏季の樹冠を想定し、次の点に留意し、骨格作りを行うものとする。

イ 他の道路付属物との共存を考える。

ロ 信号機、道路標識は手前から認識できるようにする。

ハ 歩行者及び車両の通行に支障をきたさない。

ニ 道路境界（官民境界）から１m程度はなす。

ホ 高圧ケーブルから２m以上離す。

ヘ 支柱を取りはずした樹木は、倒木防止等のため根張を考慮して、樹冠を決定する。

ト 大径化した時の樹姿と制約に対する維持管理を考慮し、できるかぎり１本仕立にすること（多本仕立は、樹冠がひろがる）

チ 高所作業車を使用する場合、剪定の目的や樹木のバランスを十分考慮し、枝先のみの剪定とならないようにすること。

4）夏期剪定

夏期剪定は、樹冠の乱れを直す程度の作業にとどめ、切り過ぎによる生育阻害とならないよう十分に注意し、街路樹の効果として求められる緑陰と豊かな緑と自然の潤いを失わないようにする。

① 夏期剪定は、緑量確保を主眼に、次の事項に留意する。

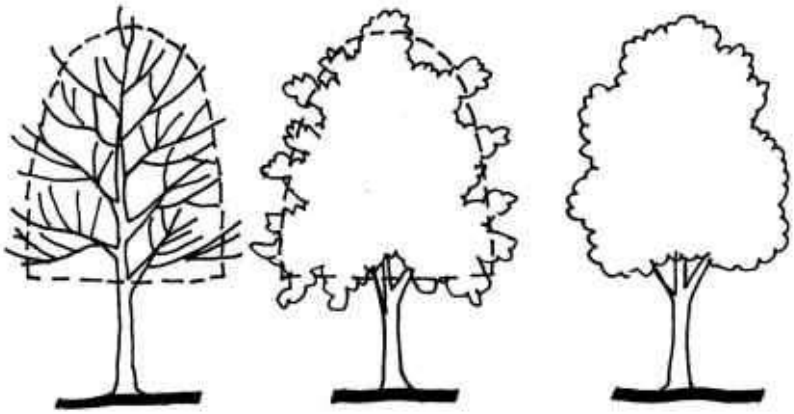

イ 樹冠の乱れなどを直す程度の必要最小限の作業にとどめることとする。

ロ 支障となっている枝の切詰など。

ハ 支柱取りはずし後３～５年は、倒木防止のため根張り状況により適度の枝透かしを行うこととする。(対象樹種：ニセアカシア、シダレヤナギ、ネグンドカエデ、プラタナス、ポプラ等)

ニ シダレヤナギは、すそ刈等を基本とする。

② 道路標識や案内標識、信号などへの視認性を阻害しないよう、留意すること。

５）その他の剪定

① 秋期の剪定について

プラタナスなど葉が大きい落葉樹は、落葉前に剪定することで道路環境を良好に保ち通行の快適性が維持されるため、秋に剪定を行うことも有効である。ただし秋の早い時期の剪定は、葉に貯めた栄養分を樹体に蓄積できない上に、秋の再萌芽と新芽の枯死につながり、樹木の健康と生理を著しく損ねるため、時期は十分配慮すること。

② 針葉樹の剪定について

針葉樹は混み過ぎた枝葉を取り除き、風通しを良くする。また、樹高に合わせて下枝を取り除き、下枝高を高くしていくこと。剪定時期は春から夏にかけての成長時期を避けること。

③ 剪定強度について

剪定強度には強剪定と弱剪定がある。

強剪定とは、剪定の際に枝を長く切り取ることである。夏期の活動期の強剪定は樹木に大きな負担を与えるため、冬期の休眠期に行うことが望ましい。

弱剪定とは、枝を短く少しだけ切ることである。主に夏期剪定の樹冠整形など、枝先を整える程度の軽い剪定である。

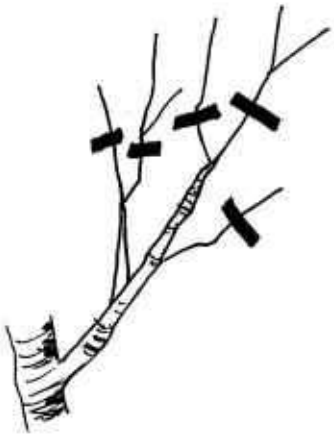

【弱剪定】

【強剪定】

４．剪定手法

１）枝抜き剪定

直幹型、分岐型剪定のいずれにも利用される方法で、樹冠の形姿構成上、伸びる方向が適当でない枝、即ち樹冠の内部に向って伸びた枝（逆枝）、直立した枝、直幹型では幹と平行して伸びた枝（立枝）は枝の付け根から剪定する。また、地際・幹・枝から発生する小枝（やご）などは、樹勢が衰えている場合や、強剪定による生理的バランスが崩れた樹木から繰り返し発生することが多く、歩行者への障害にもなりやすいため、枝の付け根や根元から切り取る。こみ過ぎた枝は、長さ、方向、配置上、都合のよい枝を残して間引くこと。

〈枝抜き剪定による整姿〉

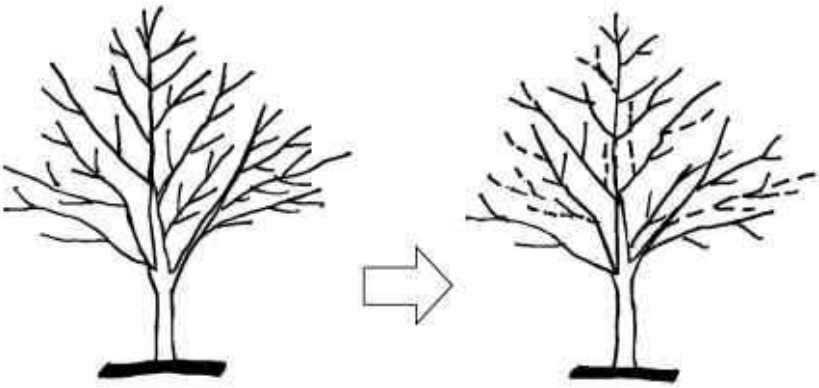

〈不定枝の種類〉

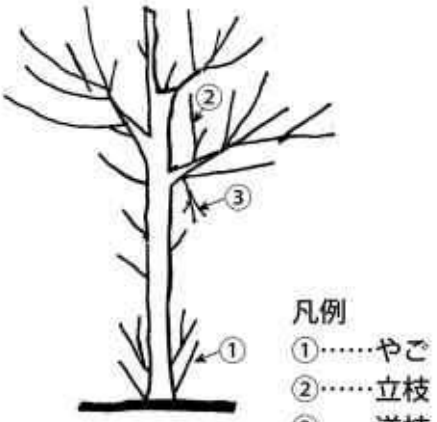

〈枝抜き剪定〉

点線の枝をその付け根から切取る

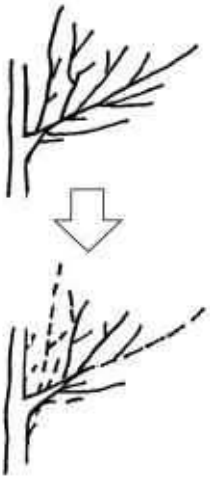

枝抜き剪定は、枝の付け根から切り取る。その切り口は残された枝や幹などと平らになる様に切る。

枝抜きした切り口は、このように
基部が残らないようにする。

大枝の切断には切口の早期回復のため、ブランチカラー（枝の襟）を傷つけないよう、切断位置に注意すること。また、大枝を切断する場合は切口が裂けることを回避するため、二段切りを行うこと。

〈ブランチカラー位置図〉

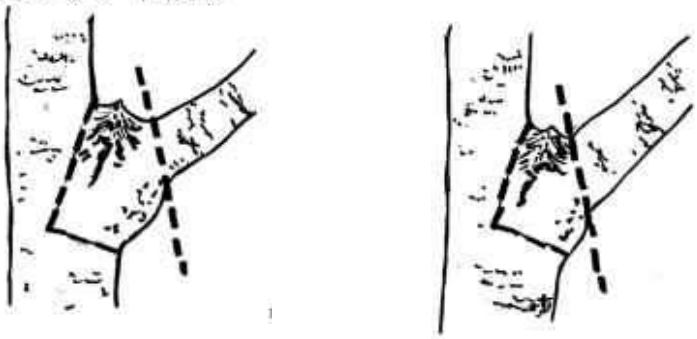

※線で囲まれた部分がブランチカラーである。

出典：「街路樹」（山本紀久著）より作成

〈二段切り模式図〉

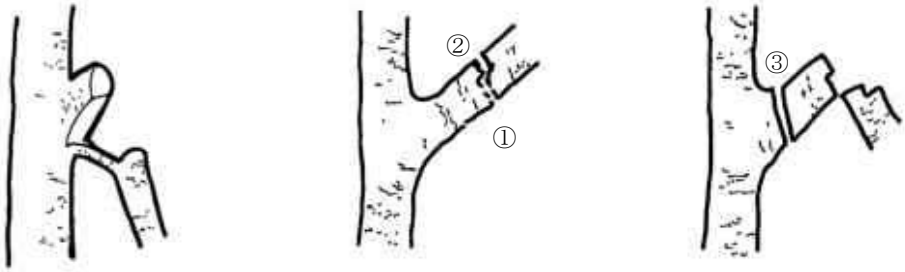

一度に大枝を切ると、枝の重さでつけ根から裂ける

①に切り込みを入れて枝の裂けを防ぎ、②にノコギリを入れ、枝先を切り落とす

「枝の襟（ブランチカラー）」を傷つけない位置③で軽くなった残りの枝を切り落とす

出典：「街路樹」（山本紀久著）より作成

２）切り返し剪定

自然の場合、枝が伸び過ぎて樹冠外に飛び出しているもの、及び樹冠を小さくしたい場合などにそれぞれの枝の分れ目を見つけて長い方の枝を付け根から切取ることを言う。又太枝、古枝で切詰めなければならない場合でも、小枝、もしくは新生枝の発生している所を見つけてその部分から太枝の方を切り取る。又、直幹型などで骨格枝（古い太枝の場合もある）の先端部が腐っていたり、こぶとなっている場合その枝から出ている適当な方向の小枝、又は、新生枝を探して、その部分から太い枝を切捨てて小枝と切替えて樹勢の回復をはかる。

〈切り返し剪定〉

※点線は切り取る枝

〈古枝、こぶとなっているものの切返し剪定〉

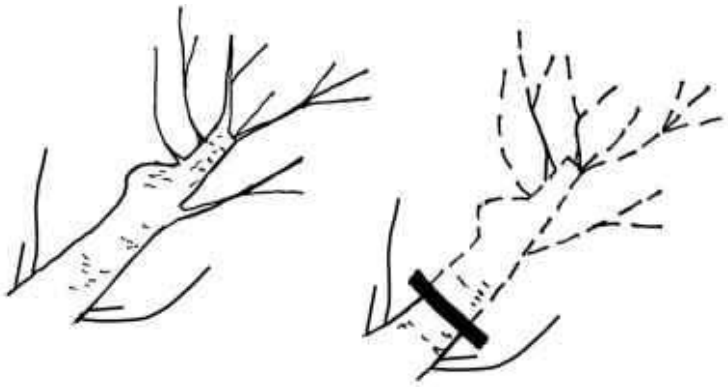

※点線は切り取る枝

３）切詰剪定

主として直幹型剪定に利用する剪定手法で新生枝を切詰める場合に行う。新生枝は本年または前年伸長した枝で、この部分には春から萌芽し、枝となって伸びる芽（定芽）が、その先端部から茎部まで適当な間隔についている。この枝をそのままにしておくと先端部の芽が伸びて、中間部以下の芽は、発芽せず翌年には、芽の痕跡のみを残す潜芽となってしまう。従って先端部には枝があるが、中間以下には枝がなくなってしまうし、一般には、先端部の定芽は伸長する力が弱いので樹冠の大きさが整う長さにこの枝を切詰めることになる。切詰めは、必ず中間部の定芽の位置で行い、しかも伸びて枝となった場合、その方向が整った樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（下向き、又は斜め外側向き）を真上で切ることを言う。

〈切詰剪定〉

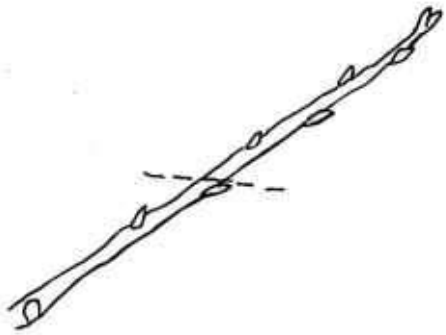

下向き、又は斜め外側向きの芽の上5～10mm程度のところを切る。

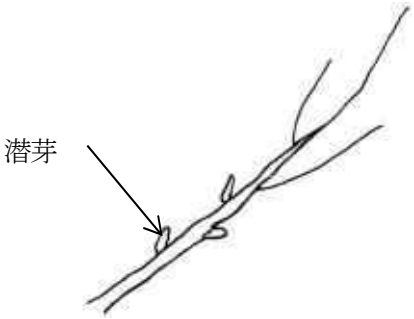

新生枝を切詰しないで置くと、このように芽が伸びて基部に近い芽は伸びないで翌年は潜芽となる。

５．生育時期ごとの剪定上の留意点

街路樹の管理は、生育期によって作業内容や重点項目が異なるため、作業内容を「活着から生育開始期」「成長・成熟期」「衰退期」の三つに分け、それぞれについての注意事項を示す。

１）活着から生育開始期（植栽後約５年程度）

植栽後約５年程度の間の剪定では、主として次の点に留意すること。

・上長成長を促す剪定作業

・将来の樹形の骨格づくり

〈上長成長を促す剪定作業〉

植栽当初は樹高 3.5m程度の大苗植栽とはいえ、建築限界をクリアできない大きさであり、また冬季間の積雪や除排雪作業等の影響を受けやすい。このため、定着後の枝の伸長生長が始まる植栽後２年目あたりから、できるだけ樹高が高くなるよう、将来不要となる枝の芯止めや下枝を払いつつ、その勢いを上部の枝に集中化する管理が必要である。

苗圃で育成された苗木では、実生苗から自然発生した枝がそのまま維持されており、植栽時に不要なふところ枝（主な枝の比較的内側にある弱小な枝）の整理が行われていないものが多い。

特に樹冠内部のふところ枝は、陽樹（シラカバやエゾヤマザクラ、ポプラ類など）では生長に伴って枯死してゆくが、多くの樹種ではそのまま残ることから、これらを早めに切除し、中心になる枝に勢いを集中させることが、上長成長を促すのに最も効果的な作業である。

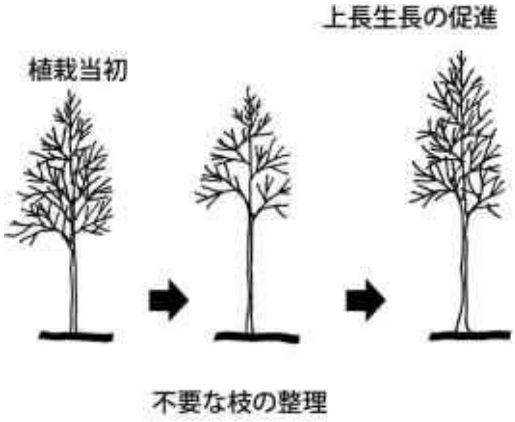

不要な下枝やふところ枝などを除去することにより、上長生長を促して、建築限界をできるだけ早くクリアできるようにする。

２）成長・成熟期（概ね 5～20 年程度）

植栽後概ね 5 年から 15 年までは、街路樹として最も生長が著しく、樹木も成熟する。この時期の管理は、主として次の点に留意する。

・将来樹形を設定し、それを見据えて剪定を行う。
・強剪定による樹形の乱れを引き起こさせない
・支柱撤去のタイミングを逃さない

〈将来樹形の設定を行う〉

樹木の生長に伴い、植えられている道路空間の中で、架線との関係や建築限界についての方向性が見えてくる時期である。

植栽されている樹種の特性に合わせ、街路樹の将来像を想定しながら、骨格となる枝張りを設定する必要がある。

〈強剪定による樹形の乱れを引き起こさせない〉

この時期の街路樹に対して強めの剪定を行うと、骨格となる枝の生長を阻害する恐れがある。また、樹勢が強いことから幹からの胴吹きや地際からのやごの発生を誘発することがあるので、強剪定は極力避けることが望ましい。

胴吹きややごは一旦発生すると生長点の分岐が盛んになり、発生が常習化してしまうことが多いため、早めにちぎり取ったり（ハサミで切っても発生を繰り返す）掘り取ることが大切である。

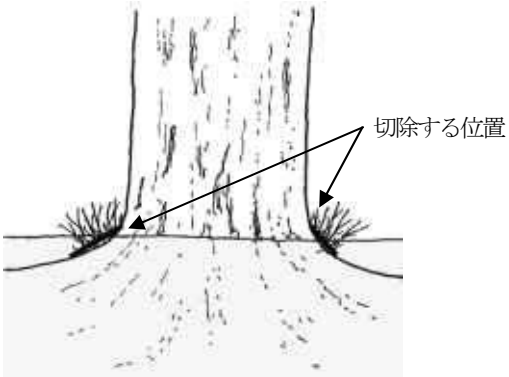

出典：「都市緑化ハンドブック（街路樹編）」より作成

〈支柱撤去の必要性の確認〉

根元のぐらつきのないことや、新梢の伸びを見て活着を判断し、順次撤去して根張りの促進を図る必要があることから、支柱は一部の樹種（ニセアカシア、ネグンドカエデ、ポプラ類）を除いて、植栽後約 5 年以内に撤去すべきである。

支柱は、丸太の腐れや釘のぐらつき、結束の食い込みなど、問題がないか確認する。

３）衰退期（植栽後約 20 年程度）

植栽後 20 年以上経過すると、一部の樹種では樹勢が衰えてくる。この時期の管理では、主として次の点に留意する。

・枝の更新を図る

・樹幹の簡易診断により、樹木の倒木を回避する

＜枝の更新を図る＞

長年剪定を続けていると、枝の切り口から様々な木材腐朽菌が侵入したり、同じ箇所での剪定によって枝がコブ状になってしまい、健全な枝の伸長が阻害されることもあるため、適宜枝の更新 (※2) を図る必要がある。

健全な木では、切り詰め剪定により不定芽から多数の徒長枝が発生してくるので、それらを使って枝の更新を行う。ただし、木の老朽化の度合いによっては徒長枝の発生が少なくなるので、切り返し剪定の度合いを弱く調節する必要がある。また、太い枝では不定芽の発生が少なくなるため、直径 10 センチを超える枝の更新は避けた方が良い。

＜樹幹に対する日常的な点検により、倒木の危機を回避する＞

幹の健全度は日頃からの観察により把握できるものである。「６．病虫害等」で示す病虫害や腐朽菌の害徴が見られる場合や、著しい樹皮のめくれや浮き、樹皮がはがれて木部が大きく露出しているもの、早期落葉など樹勢が弱っているものなどについて確認する。

※2　４．剪定手法　２）切り返し剪定 を参照のこと

６．病虫害等

病虫害や樹木腐朽菌は樹木の枯死や空洞化をまねく要因であり、倒木や枝折れの危険性がある。

病虫害等の対応策としては剪定のほか、樹幹打込み型殺虫剤の使用などがある。病変した枝の剪定は、使用したノコなどの剪定用工具を通じて他の樹木にも感染する場合があるため、注意が必要である。

〈主な街路樹と病害、害虫〉 [B]

樹種	病害名	害虫名
ナナカマド	胴枯病	カイガラムシ類
イチョウ	がんしゅ病、胴枯病、紫紋羽病、斑点病、葉枯病	カイガラムシ類、クスサン
カエデ類	うどんこ病、胴枯病、紫紋羽病、萎縮病、黒脂病	カイガラムシ類、イラガ類、カミキリムシ、グンバイムシ※
ニセアカシア	炭疽病、てんぐす病、紫紋羽病、白絹病	アブラムシ類、カイガラムシ類、ミノガ類
プラタナス	炭疽病、褐斑病、胴枯病、紫紋羽病	イラガ類、カミキリムシ、ケムシ類、グンバイムシ※
ハルニレ	褐斑病、紫紋羽病、立枯れ病※	ケムシ類
サクラ類	うどんこ病、胴枯病、紫紋羽病、てんぐす病、がんしゅ病、褐斑病、こうやく病、こぶ病※	カイガラムシ類、アブラムシ類、イラガ類、コガネムシ類、カミキリムシ、ハンノキハムシ モンクロシャチホコ※
シラカバ	褐斑病、うどんこ病、胴枯病、てんぐす病	ハンノキハムシ
イヌエンジュ		アブラムシ類※、ドクガ※

[B] 樹種は「札幌市街路樹基本方針（p11）の札幌市街路樹樹種別一覧」より作成
病虫害名は「北海道の道路緑化に関する技術資料（案）平成23年4月」（独立行政法人 土木研究所 寒地土木研究所）より作成

※は各区ヒアリングにより追加

〈主な病害の害徴〉 [C]

病害	害徴
うどんこ病	新葉に発生し、白粉をまぶしたような状態になる。主に葉の裏につくが、両面に発生することもある。葉はねじれたり、奇形になったりする。剪定に使用したノコを介して他に感染する場合がある。
萎縮病	春先から発生し枝・幹を侵し、その侵された部分から上は急にしおれる。
がんしゅ病	枝・幹にコブができる。コブが枝・幹を一周すると上部は枯死する。
こうやく病	枝・幹に青白いフェルト状の物が不規則に貼り付いたような病斑が出る。病気にかかった枝は衰弱する。カイガラムシと共生することが多い。
黒脂病	7～8 月頃、葉の表面に少しふくれた円形の黒色病斑ができる。紅葉期に病斑の周囲が緑色になる。
コブ病	枝がふくらんでやがて破裂し、次々と被害が拡散して、やがて木全体がぼろぼろになって枯死する。
白絹病	根と幹の地際部が侵され、葉は黄色に変じて枯死する。根頭部から根にかけて白色、絹糸状の菌糸がからまりつく。
炭疽病	葉、幼梢および果実を侵す。病斑は不整形の大きな斑点としてあらわれる。葉は勢いがなくなり早期落葉する。
胴枯病	太い枝や幹が侵され、被害部はやや陥落して明瞭な黒色病斑となる。表面はサメ肌状になる。病斑が幹を覆えば樹木は枯死する。
てんぐす病	枝に小枝が多数病生し、ほうき状あるいは大きな塊状をあらわす。樹勢は著しく衰える。他の樹木に感染しやすいため、早期の対応が望ましい。
斑点・褐斑点・葉枯病	いずれも葉に病斑を生じ、病斑点に小粒黒点がみられ、病斑の多くは褐色を呈する。
紫紋羽病	根の表面に紫褐色の糸状の菌糸束が絡まり、地際部の紫褐色のフェルト状の菌糸層が覆う。根が腐食して、数年かかって枯死する。
立枯れ病	病原菌の侵入により枝先から枯れはじめ、徐々に基部へ進行する。感染すると樹木は光合成する葉が少なくなるため、衰弱または枯死する。

[C] 害徴は「北海道の道路緑化に関する技術資料（案）平成 23 年 4 月」（独立行政法人 土木研究所 寒地土木研究所）より作成

表中コブ病は「平成 15 年度 札幌市道路緑化推進計画基礎調査業務」より引用

〈主な虫害の害徴〉 [D]

虫害	害徴
ミノガ類	きわめて雑食性で多くの樹種に加害を及ぼす。年１回の発生。成虫は5～6月頃発生し、雌がミノの中に産卵。卵はまもなく孵化し、新成虫は葉を食べながら成長し、そのまま越冬する。
イラガ類	幼虫はきわめて雑食性で各種樹木の葉を食害する。年 1～2 回の発生。越冬幼虫は5月にサナギになり、6～8月に羽化する。その後マユをつくって越冬するが一部は8月中旬～下旬に羽化する。
モンクロシャチホコ	幼虫は葉を食害する。年１回（4～6月）の発生で、サナギで越冬する。
コガネムシ類	成虫は地中に生息して植物の根を食害し、苗木や幼木を枯死させる。
ハンノキハムシ	幼虫、成虫ともに葉を食害する。大発生時には樹幹や枝の薄皮部を食害することもある。
アブラムシ	成虫、幼虫は植物の汁液を吸収し、生育をさまたげる。
カイガラムシ類	大部分のものはカイガラをまとっており、吸汁性の口器をもって植物の汁液を吸う。年１回発生のものが多く、雌成虫で越冬する。卵はカイガラの下に産みつけられ、孵化した幼虫は他へ移動しカイガラを作り定着する。
グンバイムシ	植物の葉、まれに茎から汁液を吸う。この虫が寄生すると、その部分の葉緑素が分解され、特有の白斑があらわれる。
クスサン	幼虫が葉を食害する。年に１回の発生。卵で幹の下や主枝のまたで越冬する。4～5月頃成虫があらわれ、加害の最盛期は6月初旬～中旬、成虫は秋に出現する。
カミキリムシ	幼虫（テッポウムシ）が樹皮下や材部を食害する。カミキリムシの被害を受けた木は枯死するか、しないまでもその生長は著しく阻害される。
ドクガ・ケムシ類	幼虫が葉をとじ合わせ、その中に住み、植物の葉、心部、花、つぼみなどを食害する。

[D] 害徴は「北海道の道路緑化に関する技術資料（案）平成23年4月」（独立行政法人 土木研究所 寒地土木研究所）より作成

〈主な樹木腐朽菌の害徴〉 [E]

腐朽菌	害徴
コフキタケ	通年、広葉樹の枯木や生立木に発生する。 幹や枝に現れる。 多年生で灰褐色、半円形の傘肉を有し、大量の胞子の飛散により傘の表面や周囲が粉を吹いたようになる。
ベッコウタケ	通年、広葉樹（まれに針葉樹）の枯木や生立木の地際に発生する。 根株に現れる。ニセアカシアなどのマメ科樹木に多く発生し、根株腐朽を起こすだけでなく、しばしば枯死させる。 傘の表面ははじめ黄色、のち琥珀色～褐色～黒色となり、中心部ほど色が濃く、不明瞭な環紋と浅い環溝がある。

コフキタケ

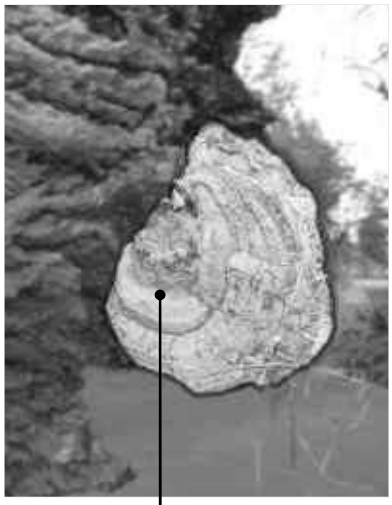

表面は灰褐色、
肉は濃褐色で固い

ベッコウタケ

傘の表は黄色～赤褐色で
地際に多い

[E] 害徴は「街路樹の倒伏対策の手引き 平成 24 年 1 月」（国土交通省 国土技術政策総合研究所）
街路樹剪定ハンドブック（（一社）日本造園建設業協会）より作成

７．根上り

街路樹の成長に伴い樹木の根系が舗装路盤などに入り込み肥大化することで、舗装や縁石が持ち上がり、通行などに支障を来す場合がある。著しく根上が発生している場合や民地への侵入していないか確認すること。

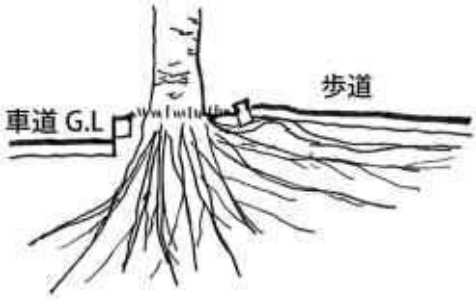

出典「道路緑化技術基準・同解説 平成28年3月」（公益社団法人 日本道路協会）より作成

８．参考（建築限界）[F]

１）路肩を設ける道路又は設けない道路の場合

路肩を設ける車道の場合	路肩を設けない車道の場合
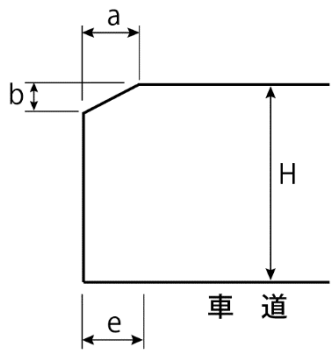	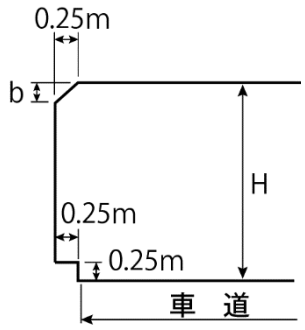

〈諸元表〉

道路種級区分		a	b	e	H
第１種	第１、２級	2.5m	0.7m (0.9m)	2.5m	4.5m (4.7m)
	第３、４級	1.75m	0.7m (0.9m)	1.75m	4.5m (4.7m)
第２種		1.25m	0.7m (0.9m)	1.25m	4.5m (4.7m)
第３種	第１級	1.25m	0.7m (0.9m)	1.25m	4.5m (4.7m)
	第２級～第４級	0.75m	0.7m (0.9m)	0.75m	4.5m (4.7m)
	第５級	0.5m	0.7m (0.9m)	0.5m	4.5m (4.7m)
第４種		0.5m	0.7m (0.9m)	0.5m	4.5m (4.7m)

※道路種第１種及び第２種は自動車専用道路である。

※表中（ ）の値は冬期積雪を考慮した望ましい値である。

[F] 「道路構造令の解説と運用 平成 16 年２月」（社団法人 日本道路協会）より作成

２）分離帯又は交通島に係る場合

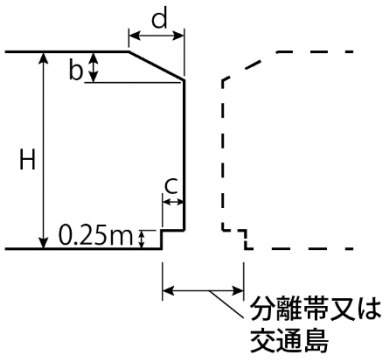

〈諸元表〉

区分		b	c	d	H
第１種	第１級	0.7m (0.9m)	0.5m	1m	4.5m (4.7m)
	第２級	0.7m (0.9m)	0.25m	1m	4.5m (4.7m)
	第３級～第４級	0.7m (0.9m)	0.25m	0.75m	4.5m (4.7m)
第２種		0.7m (0.9m)	0.25m	0.75m	4.5m (4.7m)
第３種		0.7m (0.9m)	0.25m	0.5m	4.5m (4.7m)
第４種		0.7m (0.9m)	0.25m	0.5m	4.5m (4.7m)
交通島		0.7m (0.9m)	0.25m	0.5m	4.5m (4.7m)

※道路種第１種及び第２種は自動車専用道路である。

※表中（ ）の値は冬期積雪を考慮した望ましい値である。

３）車道の種級

【道路の級別】

〈第三種の道路〉

<table>
<tr><th rowspan="2">道路の
種類</th><th rowspan="2">道路の存する
地域の地形</th><th colspan="5">計画交通量（単位１日につき台）</th></tr>
<tr><th>20,000 以上</th><th>4,000 以上
20,000 未満</th><th>1,500 以上
4,000 未満</th><th>500 以上
1,500 未満</th><th>500 未満</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一般
国道</td><td>平地部</td><td>第１級</td><td>第２級</td><td colspan="3">第３級</td></tr>
<tr><td>山地部</td><td>第２級</td><td>第３級</td><td colspan="3">第４級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">道道</td><td>平地部</td><td colspan="2">第２級</td><td colspan="3">第３級</td></tr>
<tr><td>山地部</td><td colspan="2">第３級</td><td colspan="3">第４級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市道</td><td>平地部</td><td colspan="2">第２級</td><td>第３級</td><td>第４級</td><td>第５級</td></tr>
<tr><td>山地部</td><td colspan="2">第３級</td><td colspan="2">第４級</td><td>第５級</td></tr>
</table>

〈第四種の道路〉

<table>
<tr><th rowspan="2">道路の種類</th><th colspan="4">計画交通量（単位１日につき台）</th></tr>
<tr><th>10,000 以上</th><th>4,000 以上
10,000 未満</th><th>500 以上
4,000 未満</th><th>500 未満</th></tr>
<tr><td>一般国道</td><td colspan="2">第１級</td><td colspan="2">第２級</td></tr>
<tr><td>都道府県道</td><td>第１級</td><td>第２級</td><td colspan="2">第３級</td></tr>
<tr><td>市町村道</td><td>第１級</td><td>第２級</td><td>第３級</td><td>第４級</td></tr>
</table>

４）歩道及び自転車道等

<table>
<tr><th>路上施設を設けない歩道等の場合</th><th>路上施設を設ける歩道等の場合</th></tr>
<tr><td> 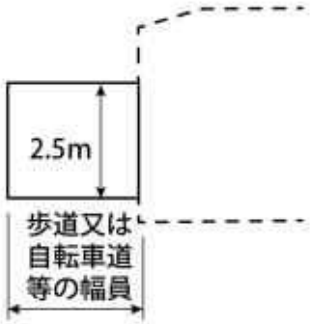
</td><td> 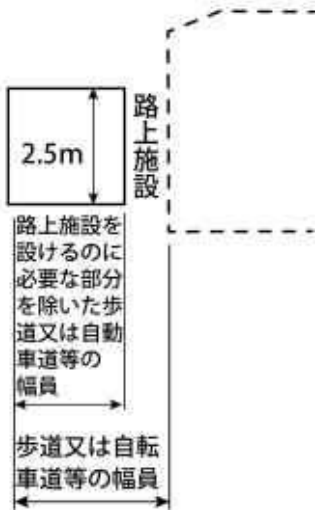
</td></tr>
</table>

引用文献

・「街路樹剪定ハンドブック　美しい街路樹づくりに向けて」（一般社団法人 日本造園建設業協会）
・「街路樹」（社団法人 日本造園建設業協会監修　山本紀久著）
・「都市緑化ハンドブック（街路樹編）美しい街路樹をつくる　― 樹形のつくり直し ―」（一般社団法人 日本造園建設業協会）
・「平成 15 年度 札幌市道路緑化推進計画基礎調査業務のうち街路樹維持管理マニュアル（案）」（札幌市）
・「札幌市街路樹基本方針 平成 26 年度」（札幌市）
・「北海道の道路緑化に関する技術資料（案）平成 23 年 4 月」（独立行政法人 土木研究所 寒地土木研究所）
・国土技術政策総合研究所資料「街路樹の倒伏対策の手引き 平成 24 年 1 月」（国土交通省 国土技術政策総合研究所）
・「道路緑化技術基準・同解説 平成 28 年 3 月」（公益社団法人 日本道路協会）
・「道路構造令の解説と運用 平成 16 年 2 月」（社団法人 日本道路協会）

参考文献

・「道路緑化技術基準・同解説 昭和 63 年 12 月」（社団法人 日本道路協会）
・「街路樹のグレードアップマニュアル 平成 6 年 3 月」（北海道住宅都市部）

街路樹剪定技術指針
平成２８年１２月 策定

編集・発行
札幌市　建設局　みどりの推進部　みどりの管理課
（電話：011-211-2536　FAX：011-211-2523）

特記仕様書（西部地区）

〔共通編〕

1 全般

（1）内訳書、数量調書に記載されている当初設計内容について、実施時期と数量を把握し、計画通りに維持管理業務を遂行すること。

（2）適切な維持管理を行うために作業実施前に仕様書（令和4年札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書及び特記仕様書西部地区共通編、公園編、街路樹編）を把握すること。

（3）道路使用許可書の更新時には、ＪＶ構成企業各社の写しを担当職員に提出すること。

（4）当初設計内容以外に別途指示する作業等が発生した場合は、実施日・内容・数量等について、担当職員と協議した上で、実施し報告すること。また、月別に集計し数量や金額等を報告すること。

2 投棄料金・交通整理員

（1）作業に伴い発生する廃棄物については、市の清掃工場等に搬入すること。数量の確認が可能なように一覧に整理した上で、期ごとに搬入伝票を担当職員に提出すること。

（2）作業に必要な交通整理員を配置した場合、数量の確認が可能なように一覧に整理した上で、配置した箇所が判別できるように、月ごとにまとめて報告書を担当職員に提出すること。

3 夜間・閉庁日の緊急初期対応

（1） 中央区の公園及び街路樹等総合維持業務３地区(東部・中部・西部)の各ＪＶは、ひと月ごとに中央区内全域の公園や街路樹及び路傍樹等の緊急時の初期対応にあたる。対応順番は、業務着手後に協議し決定する。

（2）各受託業者は、緊急対応時の担当者を速やかに決定し、連絡先携帯電話番号等を担当職員に報告すること。

（3） 夜間や閉庁時の緊急連絡は、道路情報管理室または土木部係長職職員から連絡されるが、作業は安全を十分に確保した上で実施すること。作業が困難な場合、現場状況が連絡内容と大きく異なる場合など、作業を実施するか判断に迷った時は、道路情報管理室または土木部職員と協議すること。

4 その他

（1） 公園及び街路樹の剪定枝について、円山動物園にエサとして搬入することがある。搬入時間や搬入経路、樹種及び剪定枝のサイズなどが限られるため、別途担当職員の指示により作業方法などを協議し、実施すること。

（2） 町内会による公園管理委託業務等で発生した刈草等の回収について、担当職員から連絡があった場合は、速やかに回収を行うこと。

（3） 令和４年夏頃開設予定の(仮称)北海道木質バイオマス㈱の石狩中間土場(石狩市新港中央2丁目)へ幹、根株等を搬入する場合、詳細について担当者と協議すること。

〔公園編〕

札幌市公園及び街路樹総合維持管理業務仕様書に記載がない項目については以下のとおりである。なお、数量については、別紙「令和４年度 中央区公園街路樹等維持管理業務（西部地区）公園数量調書」を参照のこと。

１　清掃業務

・春の掃き清掃は、積雪の状況にもよるが４月２０日までに終えること。それ以降は、通常の拾い清掃を行うこと。

・原則として、作業は隔週とする。なお、週１回は月曜日とする。ただし、天候等の理由により担当職員がやむを得ないと認めた場合は，翌日以降に行うものとする。

・秋の清掃は、落ち葉の清掃を中心に行うこと。各公園、数量調書の回数を、適切な時期に行うこと。

・清掃により集められた塵芥は、適切に分別し、札幌市の清掃工場に投棄すること。なお、ビン・カン・ペットボトルは、別途指定する置き場を指示することがある。

・清掃後のごみ集積状況およびトラック積載状況の写真を撮影すること。

２　公園巡視点検業務

（１）春の清掃時

公園施設（樹木・遊具・水飲み台等）に異常が見られた場合、速やかに担当職員に報告し、状況のわかる書類を作成し提出すること。

（２）通常期

・５月～11月は、２か月に１回（計４回）全ての公園施設について行い、異常が見られた場合、速やかに担当職員に報告し、状況のわかる書類を作成し提出すること。

・６月下旬および８月中旬は、夜間に公園内の照明灯点灯を調査し報告すること。実施日は、担当職員と協議の上、決定すること。

（３）冬期間

・公園内の積雪状況と雪による施設の被害状況を点検すること。実施日は、担当職員と協議の上、決定すること。

・施設の破損等の被害があった公園については、速やかに担当職員に報告し、状況の確認できる書類を作成し提出すること。また、立ち入り禁止等の適切な措置を取ること。

３　遊具等融雪期点検および冬囲い撤去設置

（１）融雪期点検（子どもが遊具で遊ぶことができる直前～冬囲い撤去までの期間）

事故が起こりやすい時期であることから、遊具点検状況を電話等により適宜連絡し、以下の内容を報告すること。

・点検した公園名、異常の有無、対応方法

（２）冬囲い撤去

業務着手後、融雪状況を見て、町内会管理の公園を含む指定された公園緑地等の遊具および水飲み台の冬囲いや固定等を取り外すこと。各施設に破損等がないか実際に触れ、使用し、簡易な点検をすること。簡易点検方法と対応は以下のとおりである。

・鉄棒のバーを揺するなどして、子どもの使用に問題がないか確認をする。

→問題があれば、使用禁止措置を継続し、安全確保を行うとともに担当職員へ連絡。

→問題がなければ、冬囲いおよび使用禁止テープを撤去し、担当職員へ連絡。

なお、異常がある場合は直ちに使用禁止措置を取り、担当職員へ連絡すること。

（３）冬囲い設置および使用禁止表示

積雪前に町内会管理の公園を含む指定された公園緑地等の遊具および水飲み台の冬囲いや固定等を行うものとする。水飲み台の閉栓時には、飲み口・蛇口にブルーシート等のしゅろ縄巻きによる簡易養生と水抜栓の開閉も行うこと。また、ブランコは、ムシロなどで梁部を養生した上で着座部を固定すること。鉄棒には、使用禁止テープおよび使用禁止ビラを設置し、冬囲い撤去時までそれらが維持されているか点検すること。シーソーは、旧式のものについては、着座部をはずしてブルーシート等で養生した上で、脚部に固定すること。

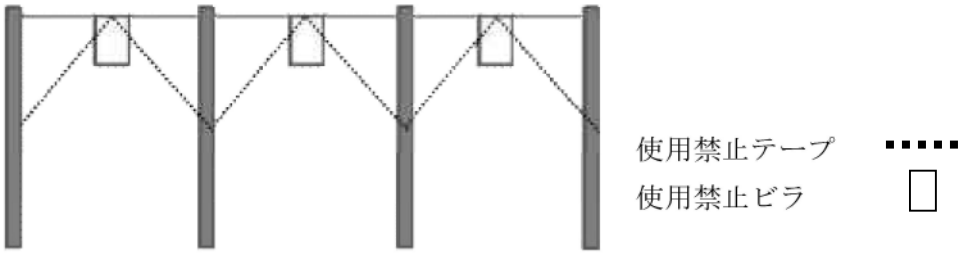

４　植物管理

（１）樹木管理

公園の樹木は、緑陰をつくり、生き物のすみかになるなど、都市における市民生活に季節感やうるおいを与えるためのものである。街路樹とは異なり、生育環境の制約が少ないが、公園利用者にとって安全で快適な空間を維持するため、適切な管理を行う必要がある。以下に挙げる樹木については、担当職員に報告し、協議した上で、適切な管理を行うこと。

（ア）枯れ、腐れ、病害虫、樹形が乱れている等の不健全なもの

（イ）見通しを悪くするようなもの、密植により互いに生育を阻害しているもの

（ウ）越境しているもの

（エ）樹高が20ｍを超えるもの

（オ）花木のうち適切な剪定を行う必要があるもの

（カ）不要と思われる支柱が設置されているもの

（２）藤棚管理

指定されたフジについて、花期終了後、実がなり始めた初秋に、花芽を意識した剪定と実の除去を行うこと。花芽は、短めの充実した新梢先端付近に付き、翌年6月頃に開花することから、短めの枝を残して長枝やツルを切ること。また、実はできるだけ早く除去すること。樹勢にもよるが、花芽分化には日当たりが重要なので、剪定の強さは、木漏れ日が差す程度とする。（参考文献：ひと目でわかる庭木の剪定　池田書房他）

（３）植物冬囲い業務

町内会管理の公園等も含めて、業務着手後に速やかに冬囲いを撤去すること。また、積雪前11月末に冬囲いを設置すること。

５　四阿等雪降ろし業務

町内会管理の公園を含む公園緑地等に設置されている四阿や、藤棚等の雪降ろしを行うものとする

。これは、過大な積雪による施設の倒壊を防ぐこと、また、落雪による事故を防止するために、行うものである。実施時期については、雪質によって異なるが実施目安の積雪高さは、50ｃｍ以上の場合であり協議により決定する。(期間中１回・その他別途指示時)

６　遊水路等設備点検、遊水路管理及び清掃業務

・春の清掃終了後に遊水設備等の点検を行うこと。運転開始までに修繕が必要な場合を考慮し、すみやかに実施することとし、点検後異常があった場合は、担当職員に報告すること。

・稼働開始２週間前までに、開放期間と使用時間等のお知らせを掲示すること。また、稼働終了１週間前に終了のお知らせを掲示すること。

・原則として、遊水路の稼働期間は令和４年７月９日（土）から８月２８日（日）（５１日間）までとする。ただし、悪天候の場合は担当職員と協議の上、運転を休止するものとし、清掃についても翌日以降に行うこと。

・運転時間は１０時から１６時までとする。

・巡視点検は、１日２回行い、円滑な流水を確保するよう努めること。

・毎日、運転開始時と終了時の水道メーターを記録し、週報にて担当職員に報告すること。異常がある場合、漏水の可能性をうたがい、速やかに状況を確認し、担当職員に報告すること。

・ガラスや石等の危険なものを完全に除去し、常に安全に気をつけること。また、洗剤や著しい汚れが混入した場合は、運転を停止し、清掃と換水を行うこと。

・条例等で定められてはいないが、衛生管理上、ペット等の動物は利用できないものとする。

（１）宮の森杉の子公園

徒渉池２０㎡円形

・清掃については週１回（開設準備含め９回実施）

（２）幌西自転車公園

遊水路６㎡

・清掃については週１回（開設準備含め９回実施）

・開放前に遊水路の桝清掃も実施すること。

７　業務概要および公園別特記事項

（１）特殊要素を含む公園

清掃回数や管理内容が他と異なる公園や、特殊な施設が設置されているなど、管理を行うにあたり特筆する必要がある公園は以下のとおりである。

（ア）宮の森４条緑地、西円山どんぐり公園、宮の森三角山公園、伏見こまどり公園

・融雪、大雨時に民地へ水害を起こさないように巡視すること。

・大雨、積雪、融雪前には、トラフに落ち葉等が溜まっていないか、注意して状況を確認すること。

（イ）－１　荒井山緑地（シャンツェ側）

・清掃と事務所周辺の草刈は町内会委託

・園路部脇、階段脇草刈（年２回）

・オオウバユリの群生箇所は、刈り払い機で行い、群生を保護すること。

・クズのつる切りを必要に応じて行うこと（担当職員の指示による）。

・園路脇部の階段については、H27年度に改修工事を行ったが、一部未改修の場所については、注意して確認すること。

（ウ）宮の森4条緑地

・H27に南西側に位置する、民地際（三浦氏）の樹高27mのポプラを樹高5m程度まで伐採し、環状剥離を施した。民地際でもあるため、今後は注意して状況を確認すること。

・H29年秋頃、三浦氏より「緑地側の石積が傾いて崩れてきているような気がする」との通報があり、現地を確認した。□500～600内外の石が2段に積まれた石積みで、造成当初（H17年造成）から経年で少しずつせり出してきた可能性もある。そのため、H31にコンクリートによる土留めを設置し、表面を石積みで覆う補修作業を行ったため、補修後の状況を確認すること。R2に隣接部分のクルミ、クリ等について剪定を実施している。

・隣接する宮の森パレスとの境界についてR1にみどりの推進部で調査を実施し、境界線の確定に伴い擁壁上のネットフェンス管理、ミニアンカーの状況について宮の森パレス理事会からの要望などに基づき協議や説明を実施している。R2には法面の葛等の除去やニセアカシア等の剪定伐採を行っている。

（エ）宮の森緑地

・園路部脇の草・笹刈（年３回）

・民地近くの樹木については注視し、越境や倒木のおそれのある樹木については、担当職員に報告すること。

（オ）西円山どんぐり公園

・H30に再整備工事を行った。除雪パトロール時には注意して見る事。

・H31より、法面部草刈、雨水桝・トラフ清掃を除く草刈・清掃が町内会委託管理に変更となった。

（カ）宮の森ジャンボ公園

・H27から公園の樹木剪定を部分的に行っている。H27は南西側（トイレ横）のプラタナス3本、ニセアカシア1本を剪定。南東側（階段横）のニセアカシア1本を剪定。H30は南西側（トイレ横）のプラタナス3本、北西側のニセアカシア4本を剪定した。

（キ）西円山さくらんぼ公園

・園名板について、冬期の道路除雪で破損する可能性があるため、初冬期に降雪状況を確認しながら、園名板を取り外し、中央区土木センターへ搬入する事。

（ク）宮の森かしわ公園

・H27から公園の樹木剪定を部分的に行っている。H28はブランコ周辺のアカナラの剪定を行った。また、町内会要望により、民地際のアカナラ、ハルニレ、シラカバ（計3本）の伐採を行った。H30は、南西角のプラタナス、南東側のナナカマド2本の剪定を行った。また、北西側のオオバボダイジュ、南側（ブランコ横）のカシワとハルニレの伐採を行った。R2にはプラタナスの伐採、ハルニレの道路への越境枝やアカナラの剪定を行っている。

（ケ）西円山なかよし公園

・積雪が多くなると隣接地の方へ、擁壁から雪が落ちる可能性があるため注意して巡視し、必要に応じて除雪すること。雪庇防止のためシラカバを伐採し、南８条チビッコ公園からドウダンツツジ等をフェンス側に移植しオレンジネットをフェンスに設置している。

（コ）緑ヶ丘公園

・北西角にある園名石（御影石）について、冬期の道路除雪で破損した経緯があるため、初冬期に降雪状況を確認しながら、冬囲いを行うこと。R4よりリフレッシュ工事予定。

（サ）山元公園

・山元公園の排水施設は、公園北側のみどりの推進部所管の土地から蛇籠が設置され、当公園を

横断し、市道伏見西支線際にあるスクリーンを通して道路側溝へと排水している。このたび、この排水施設が、みどりの推進部と中央区土木部維持管理課公園緑化係所管の施設であることが判明したため、今後以下のことを公園巡視（月1回）時に確認すること。また、異常が見られた場合には、すみやかに担当職員へ報告すること。

＜公園巡視時に確認すること＞

・スクリーン、蛇籠、石張り水路部分に土砂や枯枝が堆積していないかどうか。

・公園外周に植栽されているコトネアスターについて、道路側へ枝が越境しすぎないよう適期に剪定すること。

・冬期間に遊具の破損がないよう雪入れについて注意すること。

（シ）山鼻どんぐり公園

・公園南側の13.82㎡については、市道南19条線と効用を兼ねる施設になっており、路盤及び舗装部、民地仕切石に係わるものの維持・修繕については、道路管理者が行っている。

（シ）宮の森さんかく公園

・R3年度から町内会の辞退により業務対応となったので注意すること。

（シ）伏見もいわ山公園

・H29より供用を開始しているが、オーバーユースにより芝生が剥げ周辺住民から土ぼこりの苦情対応として、石粉による広場整備、防塵ネット設置、防塵用植栽、外周部芝生復旧を行っている。スキー山の芝生も剥げており、遊具設置による防塵対策などをR2に実施している。周囲のニオイヒバ管理ほか土ぼこりの発生状況について引き続き注意し、防塵ネットの破損がひどく防球ネットを併設するなど必要な対策を行う必要がある。

（２）その他の公園、緑地、広場

・日常清掃（隔週）

・草刈り：年３回（※年２回：荒井山緑地、伏見東緑地の一部、宮の森４条緑地、山鼻川緑地、山元公園の一部、伏見こまどり公園）

・樹木冬囲い、雪降ろし

・潅水（指定する花植箇所）

・生垣刈込み、低木刈込み

・トラフ清掃

・砂場整正(年１回)ほか

８　放置自転車の扱い

担当職員の指示に従い、市の指定する場所に搬入すること。

９　照明灯灯具撤去及びLED灯具設置

（１）LED 公園灯（灯具）設備

・電気方式　１相２線式　100V／200V　50Hｚ

・LED 光源用に設計されたもので、蛍光灯・電球などのソケットを持つ器具に、ランプ LED を取り付けたものは適合外とする。

（２）準拠及び参考規格

・電気用品安全法　技術基準別表第八

・JIS　C8105-1「照明器具―第１部：安全要求事項通則」

・JIS　C8105-3「照明器具―第３部：性能要求事項通則」

・JIS　C8121-2-2「ランプソケット類－第２－２部：プリント回路板ベース LED モジュール用コネクタに関する安全性能要求事項」

・JIS　C8147-1「ランプ制御装置―第１部：一般及び安全性要求事項」
・JIS　C8147-2-13「ランプ制御装置―第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項」
・JIS　C61000-3-2：2009　「電磁両立性―第 3-2 部：限度値－高調波電流発生限度値」
・JIS　C8152「照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法」
・JIS　C8154「一般用照明 LED モジュール－安全仕様」
・JIEG-001　照明学会　技術指針「照明設計の保守率と保守計画」

（３）構造

・灯具は、堅牢で防水性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、正常な使用状態において、機械的、電気的、及び光学的にその機能を保持できるものとする。
・灯具は、取り付け金具を使用して、指定の鋼管ポールに取り付けできるものとし、取り付け後、容易に脱落しないものとする。
・灯具は、「積雪しにくい構造」、「点灯による発熱が灯具の積雪面に直接伝わりにくい構造」、「適切な水きり構造」などを有し、氷柱が生じにくいものとし、形状については担当職員に了解を取ること。

（ア）性能

・適用温度は、－10℃～35℃とする。
・光学性能は、設計図書による。
・平均演色評価数(Ra)は 60 以上とする。
・防水・防塵性能は、IP23 相当以上とする。
・自動点滅器を内蔵しないものとする。
・電源装置は、LED モジュールの定格電流値以下に制御された安定化した定電流を出力するものとする。
・構造、配光及び電源装置の機能は、正常な使用状態において、札幌市の環境下で 10 年程度の耐用年数を有するものとする。
・正常な使用状態で点灯させて、周囲温度 25℃が連続した状態を想定し、40,000 時間以上の期待寿命（器具光束又は光度が、初期に比べ 70％に低下するまでの時間を寿命とした場合）を有するものとする。
・平均水平面照度１L×範囲 15m 以上　光束 2760 lm 以上、適合ポール 89.1φ

（イ）保護装置

・試験等
・絶縁抵抗
冷間時に、入力端子を一括したものと非充電金属部との間の絶縁抵抗を、JISC1302「絶縁抵抗計」に規定する 500V 絶縁抵抗計またはこれらと同等の精度を有する測定器で測定し、30MΩ以上であること。
・耐電圧
絶縁抵抗試験のすぐ後で、充電部と非充電部との間の周波数 50Ｈｚの正弦波に近い 1,500V の試験電圧を１分間加えた時に、これに耐えるものとする。
・高周波
JIS　C61000-3-2 のＣクラス規格に適合すること。
・雷サージ
JIS　C61000-4-5 レベルＸ試験電圧 10ｋＶに適合すること。
・配光曲線、正弦等光度図、照明率曲線及び「４性能(3)」条件における等照度曲線のほか、試験成績書等、本仕様を満足していることを確認できる書類について、本市が求めた場合には速やかに提出すること。
・提出書類は全て日本語で作成すること。

（ウ）保証

灯具の不具合が発生した場合は、設置後 3 年間は、無償で交換すること。ただし、灯具メーカーの不備によらない不具合を除く。

〔街路樹編〕

本業務は、一般的な街路樹管理はもちろん、より美しく、安全で適切な樹木管理が求められることから、常に高い意識を持って業務に取り組む必要がある。

「札幌市公園及び街路樹総合維持管理業務仕様書」に記載がない特記事項については、以下のとおりである。

１　樹木剪定（参考文献：社団法人日本造園建設業協会発行、「街路樹剪定ハンドブック」他）

剪定の目的と内容等については、以下のとおりである。

（１）剪定一般的事項

剪定の基礎的な技術や目的については、「街路樹管理方針（剪定編）札幌市環境局緑化推進部S59.3」及び「街路樹剪定技術指針 平成28年度札幌市建設局みどりの推進部」のとおりであるが、別添の数量表に指定された路線・樹種について、剪定を行うこととするが、樹種が混在している路線は指定された樹種以外も担当職員と協議の上、実施すること。剪定作業時には、原則として路線ごとに見本切りを行い、剪定の強さについて担当職員と協議をした上で、作業を進めること。

（２）夏期剪定

樹冠内の風通しを良くし、病害虫の発生や風倒の防止、通行障害解消等のために行うものである。

対象樹種：ニセアカシア、ネグンドカエデ、シダレヤナギ、アカカエデ、オオバボダイジュ等

実施期間：７月末から８月末までに完了すること。

ただし、道路工事、災害等、やむをえない事情の場合は、担当職員と協議の上、実施期間を変更すること。

（３）秋の剪定

風による風倒防止と、落ち葉の過度な散乱を防ぐために、樹木にとっては本来望ましい時期ではないが剪定を行うものである。秋の葉が青い時期に開始することは、葉に貯めた養分を樹体に移行し蓄積することができないことや、早い時期の剪定により再萌芽を引き起こし、展開した若葉がすぐに寒風により枯死するなど樹木の健康を損ねる行為であるため、実施開始時期については、担当職員と十分に協議すること。

対象樹種：プラタナス、トチノキ等

実施期間：９月下旬から11月上旬（落ち葉落下）までに完了すること。ただし、道路工事、災害等、やむをえない事情の場合は、担当職員と協議の上、実施期間を変更すること。

（４）冬期剪定

冬期剪定は、樹木へのダメージを最小限とするために、休眠している晩秋から早春に至る冬期間に行い、枝のバランスを見ながら樹木全体の骨格をつくるためのものである。なお、樹木の生長や樹勢等により取止めになることがあるため、担当職員と協議すること。補植等で植えられた幼木についても、協議の上、剪定を行うことがある。

対象樹種：指定された樹種

実施期間：12月から2月末

ただし、積雪状況や災害等、やむをえない事情の場合は、担当職員と協議の上、実施期間を変更すること。

（５）その他

（ア）作業計画

作業計画表を担当職員に提出し、承認を受けてから作業を行うこと。また、やむを得ず工程を変更する場合は、作業計画を再度提出すること。

（イ）害虫について

・マイマイガおよびカシワマイマイ

樹木の樹皮に産卵した場合は、卵塊を降雪前に手作業により除去すること。また、孵化直後の幼虫は、有毒であるため注意すること。孵化後は、担当職員の指示により薬剤の打ち込みによる対応を取ることもある。

・プラタナスグンバイ

隣接している住宅に飛来し、嫌悪する住民に視覚的な被害を与えることがある。担当職員と協議の上、展葉直前を目安に、薬剤の打ち込みをすること。

・キジラミ（イヌエンジュ）

７月頃、排せつ液で路面や駐車車両が汚れる被害が発生することがある。路面の汚れ被害は降雨で改善されるが、車両への被害は大きな問題に発展する恐れがあるため、車両に隣接するイヌエンジュにキジラミが発生した場合は、早急に担当職員と協議の上、薬剤の打ち込みをすること。

（ウ）ヒグマ、エゾシカの出没について

まれに人へ被害を与える可能性があるため、痕跡を含めて目撃した場合は、担当職員に連絡して対応を仰ぐこと。特に、ヒグマを明確に目撃した場合で、担当職員と連絡が取れない場合は、警察110番または中央区役所（011-231-2400）へ連絡すること。

２　路傍樹（シンボル樹木）剪定及び巡視業務

路傍樹のうち、札幌の昔の街並みや歴史を感じさせる特定の路傍樹（みどりの推進部所管）の日常管理を行うものである。いずれも、特に慎重な管理が求められる樹木であるため、下記の項目を確実に実施すること。

・シンボル樹木の剪定箇所は、別紙位置図、数量表のとおりである。
・剪定は、11月以降に行うものとする。また、作業計画表を提出し担当職員と協議すること。
・剪定方法や剪定の強さについては、担当職員と十分協議し実施すること。
・シンボル樹木の巡視点検を行い、枯枝の有無・衰弱・病気（菌類の有無）等を確認し異常箇所や危険箇所について、速やかに担当職員に報告し、指示を仰ぐこと。
・巡視時期は下記とする。また、台風強風等で別途指示があった場合は、追加でパトロールを行うこと（予備2回）。

５月、７月、９月、１１月　各１回（実施は原則第１週）計４回（＋予備2回）

３　街路樹路線パトロール

街路樹の枯れ、傾斜、病気等の異常・危険箇所について、事故を未然に防ぐ目的で行うものである。

・作業実施については、下記のとおりとする。

４月から６月　　月に１回　計３回（実施は原則第２金曜日）

<u>合計１２回</u>

・別紙、路線パトロール特記仕様書の点検項目をよく確認しパトロールを行うこと。
・パトロール後、速やかに異常の有無について報告書を提出すること。
・路線パトロールは運転手のほかに、必ず1名以上乗車し行うこと。

・台風強風等で別途指示があった場合は、追加でパトロールを行うこと。
・枝折れ等、簡易な処理ですむ場合は、速やかに処理すること。その都度、処理前と処理後の写真を撮影し後日提出すること。
・パトロール中は下記表示板を車両に明示し、黄色の回転灯をつけること。

中央区街路樹パトロール中 　会社名：＊＊＊＊＊＊＊＊特定ＪＶ

（20ｃｍ＊60ｃｍ以上）

４　樹木下枝取りおよび胴吹き取り

・交通の支障や美観上問題となる下枝やヒコバエ等の除去を行うこと。（年１回標準）
・時期や実施場所について、担当職員と協議の上、決定すること。

５　樹木冬囲い撤去および設置

業務着手後、速やかに冬囲いを撤去し、12月上旬の積雪前までに冬囲いを行うものとする。

６　街路樹点検調査（徒歩巡回）

・４月中に街路樹の結束、損傷、支柱の有無、枝折れ、桝土の状況、傾斜などを主として徒歩巡回で点検し、所定の用紙に記入し報告すること。また、デザイン支柱などの樹木への食い込みや接触に注意するとともに、丸太支柱については樹木の状況から設置の必要性を判断すること。支障のある樹木は、テープをつけ住宅地図で報告すること。
・10月中に徒歩巡回し、空き桝（補植予定）、花苗植栽の桝数、冬囲い数（規格）などを所定の用紙に記入・報告すること。

７　剪定枝および伐採木等処理

・剪定枝は、札幌市の資源化工場に運搬し、計量伝票を報告すること。
・伐採抜根の作業は、対象とする樹木を担当職員と協議の上、実施すること。また、作業予告掲示を1週間程度行うことがある。
・剪定枝等は、市民に譲渡しないこと。

８　潅水業務

別途指示する植物の維持のために、気象条件を考慮し必要に応じて、潅水をすること。
（２㎥×40回＝80㎥を目安とする。）

９　桝花壇用花苗配布

桝花壇用花苗配布

町内会、学校等の申込みに応じて、指定された花苗を指定日（５月下旬から６月下旬）に配達すること。事前に担当職員が調整済みではあるが、種類、数量、配達日時を配達前と当日に申込者へ連絡し、写真と納品伝票を整理して報告すること。

10　街路樹補植

春から夏に発生した空き桝は、二脚鳥居支柱を立て、補植する旨を知らせる簡易看板（支給）を設置

し、秋まで管理すること。空き桝期間が数年経過すると市民からの苦情等の原因となることから、空き桝調査表は10月末までに提出し、補植する樹種と数量については、担当職員と協議の上、補植作業は降雪期を除いて実施すること。なお、補植樹種については、路線ごとの樹種計画に従うものとするため、伐採した樹種とはことなることがある。補植作業は、おおむね１１月中に完了すること。

11　街路樹および緑地帯植樹桝等に関する業務内容（概要）は、以下の通りである。

（１）　街路樹、緑地帯、植樹桝等

・緑地帯、植樹桝、植樹台清掃（年１回）
・緑地帯、植樹桝、植樹台草刈り（年３回）
・樹木剪定
・シンボル樹木剪定（担当職員と協議の上）
・樹木下枝および胴吹き取り（適宜）
・樹木冬囲い
・支柱補修および支柱結束（不要な支柱撤去）
・街路樹路線パトロール（年１６回）
・街路樹点検調査（年２回）
・シンボル樹木巡視（年６回）
・樹木補植
・花苗、球根植込み
・潅水
・低木および生垣刈込み
・花苗等配布
・カラスの巣、蜂の巣撤去

（２）特殊要素を含む路線

・南4条線（ヤエザクラ）
枯れ枝やテングス病の枝の撤去を中心に行うこと。なお、作業に入る際は、担当職員と協議した上で、はじめに見本切りを行うこと。
・南6条線（ヤエザクラ、エゾヤマザクラ）
枯れ枝やテングス病の枝の撤去を中心に行うこと。なお、作業に入る際は、担当職員と協議した上で、はじめに見本切りを行うこと。

（３）廃止及び樹種更新対象路

・旭ヶ丘中央線（ニセアカシア、アカカエデ）
歩道幅員が狭小のため廃止対象であるが、旭ヶ丘町内会と協議中であり結果により伐採や抜根を実施予定である。
・環状通線（ニセアカシア、エンジュ、カツラ、アカカエデ）
歩道幅員が狭小のため廃止対象であるが、宮の森明和会と協議中であり結果により伐採や抜根を実施予定である。

12　交通誘導員の配置

・樹木剪定、下枝取り、植樹桝草刈、植樹帯草刈に際しては、交通誘導員を配置すること。
・配置にあたっては、施工計画書に計画図を添付し、業務主任の承諾を得ること。配置人数については、歩道幅員や交通量など必要に応じて配置し、日報および写真等にて数量を報告すること。

内訳書の表記について

● 設計内訳書の表記については、下記の通り読み替えを行うこととする。

・工事番号	→	業務番号
・工事名	→	業務名
・工事区分	→	業務区分
・直接工事費	→	直接業務費
・純工事費	→	純業務費
・工事原価	→	業務原価
・工事価格	→	業務価格
・工事費計	→	業務委託料

中央区公園及び街路樹等総合維持管理業務（西部地区）
業務委託料総括表

区分	工種	種別	単位	公園	街路樹	合計
直接業務費	標準作業	清掃・草刈	1式			
		樹木管理	1式			
		施設管理	1式			
		歩道美化	1式			
		鳥獣対応	1式			
		安全費	1式			
		小計	1式			
	地区特有作業	樹木管理	1式			
		施設管理	1式			
		廃棄物処理	1式			
		小計	1式			
		合計	1式			
共通仮設費	共通仮設費（率計上）		1式			
		合計	1式			
純業務費			1式			
現場管理費			1式			
業務原価			1式			
一般管理費			1式			
業務価格			1式			
消費税等相当額			1式			
業務委託料			1式			

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度　中央区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西部地区)【公園編】	当　　初	事業区分	公園緑地整備･改修
					工事区分	公園維持管理

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園維持管理		式	1		
標準作業		式	1		
清掃・草刈		式	1		
清掃		式	1		内-1号
草刈		式	1		内-2号
樹木管理		式	1		
下枝・支柱・薬剤		式	1		内-3号
低木等管理		式	1		内-4号
高木剪定		式	1		内-5号
伐採		式	1		内-6号
抜根		式	1		内-7号
樹木冬囲い		式	1		内-8号

札幌市

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度　中央区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西部地区)【公園編】	当　　初	事業区分	公園緑地整備･改修
					工事区分	公園維持管理

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
施設管理		式	1		
砂場・広場等		式	1		内-9号
照明灯		式	1		内-10号
巡視点検		式	1		内-11号
施設冬囲い		式	1		内-12号
鳥獣対応		式	1		
カラス・ハチ		式	1		内-13号
区特有作業		式	1		
樹木管理		式	1		
樹木植栽		式	1		内-14号
低木管理		式	1		内-15号
花壇管理		式	1		内-16号

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度　中央区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西部地区)【公園編】	当　　初	事業区分	公園緑地整備･改修
					工事区分	公園維持管理

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
施設管理		式	1		
遊水路管理		式	1		内-17号
砂場・広場等		式	1		内-18号
廃棄物処理		式	1		
廃棄物処理費		式	1		内-19号
直接工事費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費（率計上）		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
工事原価		式	1		
一般管理費等		式	1		

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度　中央区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西部地区)【公園編】	当　　初	事業区分	共通仮設費
					工事区分	共通仮設費

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
工事価格		式	1		
消費税等相当額		式	1		
工事費計		式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第　1号内訳書	清掃	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
清掃Ａ	拾い集め型	1000m2	1,403		単－　1号
清掃Ｂ	春1回目；拾い+掃き	1000m2	175		単－　2号
清掃Ｃ	秋清掃；拾い+掃き	1000m2	319		単－　3号
桝清掃（人力清掃工）	有蓋 25cm以上	箇所	135		
U型側溝除芥清掃		m	1,750		単－　4号
ゴミ袋回収	40L；運搬距離12km以下	袋	250		単－　5号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　2号内訳書	草刈	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
草刈Ｂ	草丈30～50cm；刈払機・ﾛｰﾀﾘｰﾓｱ併用　片付含む	100m2	1,880		単－　6号
草刈Ｄ	急斜面；刈払機；片付含む	100m2	360		単－　7号
草刈Ｇ	手刈り；片付含む	100m2	24		単－　8号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　3号内訳書	下枝・支柱・薬剤	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
ヤゴ取りＡ	C50cm以下	本	1		単－　9号
樹木下枝取り		本	20		単－　10号
薬剤カプセル打込みＤ	公園樹など　対象樹木10本未満の場合；薬剤支給	本	50		単－　11号
丸太支柱	支柱取付B-2 二脚鳥居支柱Ａ；購入品	組	1		単－　12号
丸太支柱	支柱取付K-2 八ツ掛支柱Ａ；購入品	組	1		単－　13号
支柱撤去B	二脚鳥居支柱Ａ；片付含む	組	1		単－　14号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　4号内訳書	低木等管理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
生垣刈込Ｂ	60≦H＜120cm；片付含む	10m	188		単－　15号
生垣刈込Ｃ	120≦H＜250cm；片付含む	10m	67		単－　16号
寄植刈込Ａ	H＜120cm；片付含む	10m2	73		単－　17号
藤棚剪定		m2	107		単－　18号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　5号内訳書	高木剪定	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園樹木剪定Ａ	30＜C≦60cm；人力；片付含む	本	30		単－　19号
公園樹木剪定Ｂ	60＜C≦90cm；人力；片付含む	本	10		単－　20号
公園樹木剪定Ｃ	90＜C≦105cm；人力；片付含む	本	10		単－　21号
公園樹木剪定Ｄ	105＜C≦120cm；人力；片付含む	本	10		単－　22号
公園樹木剪定Ｅ	120＜C≦150cm；人力；片付含む	本	10		単－　23号
公園樹木剪定Ｆ	8.0＜H≦12.0m；高所作業車使用；片付含む	本	30		単－　24号
公園樹木剪定Ｇ	12.0＜H≦18.5m；高所作業車使用；片付含む	本	60		単－　25号
公園樹木剪定Ｈ	18.5＜H≦23.0m；高所作業車使用；片付含む	本	50		単－　26号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　6号内訳書	伐採	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採Ａ	15≦C＜20cm	本	1		単－　27号
伐採Ｂ	20≦C＜30cm	本	1		単－　28号
伐採Ｃ	30≦C＜40cm	本	1		単－　29号
伐採Ｄ	40≦C＜60cm	本	1		単－　30号
伐採Ｅ	60≦C＜80cm	本	1		単－　31号
伐採Ｆ	80≦C＜100cm	本	5		単－　32号
伐採Ｇ	100≦C＜120cm	本	5		単－　33号
伐採Ｈ	120≦C＜150	本	5		単－　34号
伐採Ｉ	150cm≦C	本	10		単－　35号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　7号内訳書	抜根	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
抜根Ａ	C＜30cm	本	1		単－　36号
抜根Ｂ	30≦C＜60cm	本	1		単－　37号
抜根Ｃ	60≦C＜90cm	本	1		単－　38号
抜根Ｄ	90≦C＜120cm	本	1		単－　39号
抜根Ｅ	120≦C＜150cm	本	1		単－　40号
抜根Ｆ	150cm≦C	本	1		単－　41号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　8号内訳書	樹木冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い設置Ｂ	低木；根曲竹；H=1.2m,W=0.8m；購入品	組	116		単－　42号
樹木冬囲い撤去Ｂ	低木；根曲竹；H=1.2m,W=0.8m	組	116		単－　43号
樹木冬囲い設置Ｃ	低木；晒竹；H=1.2m,W=0.8m；購入品	組	114		単－　44号
樹木冬囲い撤去Ｃ	低木；晒竹；H=1.2m,W=0.8m	組	114		単－　45号
樹木冬囲い設置Ｄ	低木；縄1回巻き；H=0.6m,W=0.3m；購入品	組	2,020		単－　46号
樹木冬囲い撤去Ｄ	低木；縄1回巻き；H=0.6m,W=0.3m	組	2,020		単－　47号
樹木冬囲い設置Ｅ	低木；縄2回巻き；H0.9m,W0.5m；購入品	組	1,710		単－　48号
樹木冬囲い撤去Ｅ	低木；縄2回巻き；H0.9m,W0.5m	組	1,710		単－　49号
樹木冬囲い設置Ｆ	低木；縄3回巻き；H1.2m,W0.8m；購入品	組	1,195		単－　50号
樹木冬囲い撤去Ｆ	低木；縄3回巻き；H1.2m,W0.8m	組	1,195		単－　51号
樹木冬囲い設置Ｊ	低木；晒竹；むしろ2枚；H2.0m,W1.0m；購入品	組	9		単－　52号
樹木冬囲い撤去Ｊ	低木；晒竹；むしろ2枚；H2.0m,W1.0m	組	9		単－　53号

一式当たり内訳書（金抜き）

第　8号内訳書	樹木冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　9号内訳書	砂場・広場等	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
砂場整正	異物除去；砂起こしt=200	m2	910		単－　54号
砂場砂補充	購入品	m3	19		単－　55号
ダスト舗装		m2	1		単－　56号
水飲み台蛇口交換	支給品	箇所	1		単－　57号
石積補修Ａ	天端、端面仕上	m2	1		単－　58号
張芝工	芝串なし	m2	1		単－　59号
除草Ａ	花壇草取(まばら)	100m2	78		単－　60号
灌水	1800L級車；水道料金含む	1000L	5		単－　61号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　10号内訳書	照明灯	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
ナトリウムランプ取替Ｂ	NH110W	個	1		単－　62号
ナトリウムランプ取替Ｃ	NH180W	個	1		単－　63号
ナトリウム灯用安定器取替 Ｂ	NH110W；高力率200V	個	1		単－　64号
安全ブレーカー取替	110V/220V2P2E20A	個	1		単－　65号
不点調査		箇所	1		単－　66号
ＬＥＤライトバルブ交換	HF100W級	箇所	1		単－　67号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　11号内訳書	巡視点検	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園巡視点検(昼)		箇所	444		単－　68号
公園巡視点検(夜)		箇所	148		単－　69号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　12号内訳書	施設冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
水飲み台冬囲いA	開栓・閉栓	基	53		単－　70号
遊具(ブランコ・シーソー等)冬囲い設置		基	79		単－　71号
遊具(ブランコ・シーソー等)冬囲い撤去		基	79		単－　72号
遊具(鉄棒)冬囲い設置・撤去	支給品	基	35		単－　73号
スノーポール	設置；支給品；再利用	本	20		単－　74号
スノーポール	撤去；支給品；再利用	本	20		単－　75号
人力除雪工		m3	870		単－　76号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　13号内訳書	カラス・ハチ	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
カラスの巣撤去A	人力	箇所	1		単－　77号
カラスの巣撤去B	高所作業車12m級	箇所	1		単－　78号
カラスの巣撤去C	高所作業車18～18.5m級	箇所	1		単－　79号
ハチの巣撤去		箇所	1		単－　80号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　14号内訳書	樹木植栽	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
エゾヤマザクラ	3.5　0.15　0.8 二脚鳥居支柱A設置 客土あり	本	1		単－　81号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　15号内訳書	低木管理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
オンコ刈込	H1.2m以上　片付け含む	株	22		単－　82号
低木刈込	H0.45未満　片付け含む	株	105		単－　83号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　16号内訳書	花壇管理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
花壇花植え		株	880		単－　84号
施肥	マグァンプK　100g/㎡	㎡	310		単－　85号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　17号内訳書	遊水路管理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
遊水路巡視点検Ｂ	2回/日；宮の森杉の子公園、幌西自転車公園	日	102		単－　86号
遊水路清掃Ｂ	宮の森杉の子公園、幌西自転車公園	回	18		単－　87号
遊水路点検	初回点検:ろ過装置なし　宮の森杉の子公園、幌西自転車公園	箇所	2		単－　88号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　18号内訳書	砂場・広場等	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
簡易看板設置Ａ	木杭1本(L=1.2～1.8m,末口6cm程度)；看板支給	基	1		単－　89号
簡易看板設置Ｂ	木杭2本(L=1.2～1.8m,末口6cm程度)；看板支給	基	1		単－　90号
人力除雪工	四阿等雪降し	m3	410		単－　91号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　19号内訳書	廃棄物処理費	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
処理費(事業系一般廃棄物) 焼却処理	札幌市各清掃・破砕工場(全ての間接費対象外)	t	60		
処理費（建設副産物処理) 木くず 再生(剪定枝等)	札幌市ごみ資源化工場(剪定枝等ﾘｻｲｸﾙ施設)(10%)	t	40		
合　計					

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度　中央区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西部地区)【街路樹編】	当　　初	事業区分	公園緑地整備･改修
					工事区分	街路樹維持管理

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹維持管理		式	1		
標準作業		式	1		
清掃・草刈		式	1		
清掃		式	1		内-1号
草刈		式	1		内-2号
樹木管理		式	1		
下枝・支柱・薬剤		式	1		内-3号
低木等管理		式	1		内-4号
高木剪定		式	1		内-5号
伐採		式	1		内-6号
抜根		式	1		内-7号
巡視点検		式	1		内-8号

札幌市

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度　中央区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西部地区)【街路樹編】	当　　初	事業区分	公園緑地整備･改修
					工事区分	街路樹維持管理

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い		式	1		内-9号
歩道美化		式	1		
花苗配布		式	1		内-10号
鳥獣対応		式	1		
カラス・ハチ		式	1		内-11号
安全費		式	1		
交通管理		式	1		内-12号
区特有作業		式	1		
樹木管理		式	1		
樹木補植		式	1		内-13号
シンボル樹木管理		式	1		内-14号
低木管理		式	1		内-15号

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度　中央区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西部地区)【街路樹編】	当　　初	事業区分	公園緑地整備･改修
					工事区分	街路樹維持管理

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
巡視点検		式	1		内-16号
廃棄物処理		式	1		
廃棄物処理費		式	1		内-17号
直接工事費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費（率計上）		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
工事原価		式	1		
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		
消費税等相当額		式	1		

札幌市

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度　中央区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西部地区)【街路樹編】	当　　初	事業区分	共通仮設費
					工事区分	共通仮設費

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
工事費計		式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第　1号内訳書	清掃	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
植樹桝・帯清掃	拾い＋掃き	1000m2	19		単－　1号
合　計					

札幌市

一式当たり内訳書（金抜き）

第　2号内訳書	草刈	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
草刈Ｌ	刈払機95%；手刈り5%；片付含む	100m2	591		単－　2号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　3号内訳書	下枝・支柱・薬剤	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
ヤゴ取りA	C50cm以下	本	250		単－　3号
樹木下枝取り		本	200		単－　4号
癒合剤塗布	癒合面積0.2m×0.5m程度　トップジン200　幹巻き養生含む	本	5		
薬剤散布C	施工手間のみ　薬剤（支給品）	L	100		単－　5号
薬剤カプセル打込みD	公園樹など　対象樹木10本未満の場合；薬剤支給	本	1		単－　6号
支柱取付A-1	二脚鳥居型添木付；支給品	組	1		単－　7号
支柱取付B-1	二脚鳥居型添木無；支給品L=1.8m	組	1		単－　8号
支柱撤去A	二脚鳥居型添木付　片付け含む	組	1		単－　9号
支柱撤去B	二脚鳥居型添木無；L=1.8m　片付け含む	組	1		単－　10号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　4号内訳書	低木等管理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
除草Ａ	花壇草取(まばら)	100m2	177		単－　11号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　5号内訳書	高木剪定	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹木剪定Ａ	C≦30cm；人力；片付含む	本	8		単－　12号
街路樹木剪定Ｂ	30＜C≦60cm；人力；片付含む	本	22		単－　13号
街路樹木剪定Ｃ	60＜C≦90cm；人力；片付含む	本	1		単－　14号
街路樹木剪定Ｄ	90＜C≦105cm；人力；片付含む	本	1		単－　15号
街路樹木剪定Ｅ	105＜C≦120cm；人力；片付含む	本	27		単－　16号
街路樹木剪定Ｆ	120＜C≦150cm；人力；片付含む	本	2		単－　17号
街路樹木剪定Ｍ	H=12m程度；高所作業車使用；片付含む	本	283		単－　18号
街路樹木剪定Ｎ	H=18m程度；高所作業車使用；片付含む	本	70		単－　19号
街路樹木剪定Ｏ	H=22m程度；高所作業車使用；片付含む	本	18		単－　20号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　6号内訳書	伐採	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採Ａ	15≦C＜20cm	本	1		単－　21号
伐採Ｂ	20≦C＜30cm	本	1		単－　22号
伐採Ｃ	30≦C＜40cm	本	17		単－　23号
伐採Ｄ	40≦C＜60cm	本	2		単－　24号
伐採Ｅ	60≦C＜80cm	本	7		単－　25号
伐採Ｆ	80≦C＜100cm	本	56		単－　26号
伐採Ｇ	100≦C＜120cm	本	63		単－　27号
伐採Ｈ	120≦C＜150cm	本	1		単－　28号
伐採Ｉ	150cm≦C	本	1		単－　29号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　7号内訳書	抜根	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
抜根Ａ	C＜30cm	本	1		単－　30号
抜根Ｂ	30≦C＜60cm	本	1		単－　31号
抜根Ｃ	60≦C＜90cm	本	7		単－　32号
抜根Ｄ	90≦C＜120cm	本	67		単－　33号
抜根Ｅ	120≦C＜150cm	本	1		単－　34号
抜根Ｆ	150cm≦C	本	1		単－　35号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　8号内訳書	巡視点検	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路巡視点検	パトロール業務Ａ（昼間　ライトバン）	km	661		単－　36号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　9号内訳書	樹木冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い設置Ｂ	低木；根曲竹；H=1.2m,W=0.8m；購入品	組	1		単－　37号
樹木冬囲い撤去Ｂ	低木；根曲竹；H=1.2m,W=0.8m	組	1		単－　38号
樹木冬囲い設置Ｃ	低木；晒竹；H=1.2m,W=0.8m；購入品	組	1		単－　39号
樹木冬囲い撤去Ｃ	低木；晒竹；H=1.2m,W=0.8m	組	1		単－　40号
樹木冬囲い設置Ｄ	低木；縄1回巻き；H=0.6m,W=0.3m；購入品	組	105		単－　41号
樹木冬囲い撤去Ｄ	低木；縄1回巻き；H=0.6m,W=0.3m	組	105		単－　42号
樹木冬囲い設置Ｅ	低木；縄2回巻き；H0.9m,W0.5m；購入品	組	295		単－　43号
樹木冬囲い撤去Ｅ	低木；縄2回巻き；H0.9m,W0.5m	組	295		単－　44号
樹木冬囲い設置Ｆ	低木；縄3回巻き；H1.2m,W0.8m；購入品	組	41		単－　45号
樹木冬囲い撤去Ｆ	低木；縄3回巻き；H1.2m,W0.8m	組	41		単－　46号
樹木冬囲い設置Ｇ	低木；根曲竹；むしろ1枚；H1.2m,W0.8m；購入品	組	3		単－　47号
樹木冬囲い撤去Ｇ	低木；根曲竹；むしろ1枚；H1.2m,W0.8m	組	3		単－　48号

一式当たり内訳書（金抜き）

第　9号内訳書	樹木冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　10号内訳書	花苗配布	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
桝花壇用花苗配布	一年草	株	11,000		
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　11号内訳書	カラス・ハチ	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
カラスの巣撤去A	人力	箇所	1		単－　49号
カラスの巣撤去B	高所作業車12m級	箇所	1		単－　50号
カラスの巣撤去C	高所作業車18～18.5m級	箇所	1		単－　51号
ハチの巣撤去		箇所	1		単－　52号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　12号内訳書	交通管理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
交通誘導警備員Ｂ	昼間勤務（交替要員無し）	人日	200		単－　53号
合　計					

札幌市

一式当たり内訳書（金抜き）

第　13号内訳書	樹木補植	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹植栽	ナナカマド；H3.5・C0.15・W0.8；客土・土壌改良剤含む	本	1		単－　54号
街路樹植栽	ヤマモミジ；H3.5・C0.15・W0.7；客土・土壌改良剤含む	本	3		単－　55号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　14号内訳書	シンボル樹木管理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
ヤゴ取りB	50cm以上	本	50		単－　56号
大径木剪定A	樹高10～15m程度　高所作業車使用　片付け含む	本	4		単－　57号
大径木剪定B	樹高15～20m程度　高所作業車使用　片付け含む	本	5		単－　58号
大径木剪定C	樹高20～25m程度　高所作業車使用　片付け含む	本	2		単－　59号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　15号内訳書	低木管理	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
オンコ刈込	H1.2m以上　片付け含む	株	10		単－　60号
低木刈込	H0.45未満　片付け含む	株	140		単－　61号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　16号内訳書	巡視点検	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
徒歩巡回	策定単価　年2回	km	110		単－　62号
シンボル樹木巡回	18本×年6回	本	108		単－　63号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　17号内訳書	廃棄物処理費	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021.11 2021.11 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
処理費(事業系一般廃棄物) 焼却処理	札幌市各清掃・破砕工場(全ての間接費対象外)	t	150		
処理費（建設副産物処理） 木くず 再生(剪定枝等)	札幌市ごみ資源化工場(剪定枝等ﾘｻｲｸﾙ施設)(10%)	t	40		
合　計					

令和4年度
中央区公園及び街路樹総合維持管理業務
（西部地区）公園数量調書

標準作業

		名称	町内会管理	全体面積	清掃・草刈												樹木管理																	
					清掃								草刈				下枝・支柱薬剤						低木等管理					高木剪定							
					清掃A	清掃A	清掃B	清掃C	清掃C	集水枡	U型側溝	ゴミ袋回収	草刈B		草刈D	草刈G	ヤゴ取り	下枝取り	薬剤カプセル	支柱	支柱	支柱	生垣刈込B		生垣刈込C	寄植	藤棚	樹木	樹木	樹木	樹木	樹木	樹木	樹木	樹木
					隔週	週1回	春	秋3回	秋6回	街渠枡清掃	清掃泥上	40L	年3回	年2回	法面年2回	法面年2回			打込み	取付B-2	取付K-2	撤去B	年1回	年2回	年1回	刈込みA	剪定	整枝A	整枝B	整枝C	整枝D	整枝E	整枝F	整枝G	整枝H
				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	基	m	袋	㎡		㎡	㎡	本	本	個	組	組	組	m	m	m	㎡	㎡	本	本	本	本	本	本	本	本
特殊	9	やまはなサンパーク		9,480		9,480	9,480	9,480		22			7,190																						
都緑	4	荒井山緑地	一部	88,304			24,500							1,270	15,300	1,200																			
都緑	5	宮の森緑地		17,312	2,000		17,310	2,000		4	200		1,100														18								
都緑	7	宮の森十二軒緑地	○ 清掃のみ	671			671						571																						
都緑	8	伏見東緑地		11,477		5,250	5,250	5,250		18	110		3,022		700									85		393 コトネアスター	9								
都緑	9	宮の森4条緑地		39,304	6,535		6,535	6,535		14	174			3,517	500																				
都緑	9	山鼻川緑地		10,151	10,151		10,151	10,151						8,780											521										
近隣	1	緑ケ丘公園		15,784			15,783	15,783		18	192		5,850											151			9								
その他	無	啓明広場		210			210	210					180											19											
その他	無	南7条西25丁目広場		368			330	330					300										135												
その他	無	南16条西5丁目広場		175	175		175	175					175																						
街区	6	旭ヶ丘公園		1,652	1,652		1,652	1,652		1	24		938																						
街区	8	花園公園		2,271	2,271		2,271	2,271		1	61		1,941											80											
街区	13	山元公園	○ 清掃のみ	2,905			2,189	2,189		1	10		640		770											100 コトネアスター									
街区	16	伏見みすみ公園		661	661		661	661		1			169													50 ニシキギほか									
街区	17	共栄公園		1,449	1,449		1,449	1,449		1			801											10			9								
街区	18	山鼻日の出公園		826	826		826	826		1			225																						
街区	25	南19条ライオン公園	○	433			433																	30											
街区	26	南17条つぼみ公園		421	421		421	421		1				61																					
街区	27	宮の森くまの子公園	○	1,547			1,547			1	17																								
街区	28	南25条西12丁目公園		976	976		976	976		1			239																						
街区	29	南23条こぶし公園	○	147			147			2																10									
街区	31	宮の森こぶし公園	○	1,124			1,124				74													180											
街区	32	南25条すみれ公園		1,872	1,872		1,872	1,872		2	33		738																						
街区	33	南22条つくし公園		503	503		503			1			73																						
街区	34	南19条しらかば公園	○	357			357			1																									
街区	37	南28条まこと公園	○	332			332																				8								
街区	38	南16条やぐるま公園		660	660		660	660		1	21		194																						
街区	43	伏見公園	○	3,411			3,411	3,411 年2回		2	41		607																						
街区	44	西山鼻公園	○	1,001			1,001			1													35				9								
街区	45	宮の森公園		2,456	2,456		2,456	2,456		6			2,089																						
街区	46	宮の森こだま公園	○ 清掃のみ	4,568			4,568			4	85		3,836																						
街区	47	南16条くりの木公園		473	473		473	473		1			143																						
街区	48	宮の森グリーン公園		8,559	8,559		8,559	8,559		1	130		2,569																						
街区	49	宮の森さんかく公園		617	617		617				30		471																						
街区	50	宮の森ジャンボ公園	○ 清掃のみ	3,787			3,787	3,787 年2回		2	56		1,672												150										
街区	51	宮の森杉の子公園	○ 清掃のみ	6,172			6,172			4	10		3,373														9								
街区	52	北円山わらしっこ公園	○	1,300			1,300			1	10																								
街区	53	西円山くるみ公園	○	345			345																												
街区	54	西円山ちびっこ公園	○	170			170																												
街区	55	宮の森かしわ公園		1,338	1,338		1,338	1,338			5		537																						

令和4年度
中央区公園及び街路樹総合維持管理業
（西部地区）公園数量調書

		名称	町内会管理	伐採									抜根	樹木冬囲い						施設管理 砂場・広場等									照明灯					巡視点検		
				樹木 伐採A	樹木 伐採B	樹木 伐採C	樹木 伐採D	樹木 伐採E	樹木 伐採F	樹木 伐採G	樹木 伐採H	樹木 伐採I	伐根 A～F各1	冬囲い B設置撤去	冬囲い C設置撤去	冬囲い D設置撤去	冬囲い E設置撤去	冬囲い F設置撤去	冬囲い J設置撤去	砂場整正	砂補充	ダスト舗装	蛇口交換	石積補修	外柵補修D	芝張	除草年3回	潅水	ナトリウム灯用安定器取替B（NH110W,高力率200V）	Na灯ランプ取替B 110W	LEDライトバルブ交換 HF100W	安定ブレーカー取替	不点調査	施設巡視(昼) 冬	施設巡視(昼) 年	施設巡視(夜)
				本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	㎡	m3	㎡	基	㎡	m	㎡	㎡	ℓ	個	個	個	個	箇所	箇所	箇所	箇所
特殊	9	やまはなサンパーク														233	611	260										400	500						2	4	2
都緑	4	荒井山緑地	一部													1																			2	4	2
都緑	5	宮の森緑地														3	50	50										20							2	4	2
都緑	7	宮の森十二軒緑地	○ 清掃のみ														3	16																	2	4	2
都緑	8	伏見東緑地												60	25			35										980							2	4	2
都緑	9	宮の森4条緑地												28		150																			2	4	2
都緑	9	山鼻川緑地														204																			2	4	2
近隣	1	緑ケ丘公園													26	70	18	55		31	0.6							5	500						2	4	2
その他	無	啓明広場																																	2	4	2
その他	無	南7条西25丁目広場														2	8	17																	2	4	2
その他	無	南16条西5丁目広場																																			
街区	6	旭ヶ丘公園														186		10		7	0.1							79	500						2	4	2
街区	8	花園公園																35		35	0.7														2	4	2
街区	13	山元公園	○ 清掃のみ																	13	0.3							114							2	4	2
街区	16	伏見みすみ公園														29		7		13	0.3														2	4	2
街区	17	共栄公園															60			26	0.5														2	4	2
街区	18	山鼻日の出公園															1			7	0.1														2	4	2
街区	25	南19条ライオン公園	○																	11	0.2														2	4	2
街区	26	南17条つぼみ公園														8				6.7	0.1														2	4	2
街区	27	宮の森くまの子公園	○														4											25							2	4	2
街区	28	南25条西12丁目公園														5	6											15	500						2	4	2
街区	29	南23条こぶし公園	○													40	43	2		22	0.4														2	4	2
街区	31	宮の森こぶし公園	○													150	116	157		6	0.1							70							2	4	2
街区	32	南25条すみれ公園																10		25	0.5														2	4	2
街区	33	南22条つくし公園																		13	0.3														2	4	2
街区	34	南19条しらかば公園	○																	13	0.3														2	4	2
街区	37	南28条まこと公園	○																	13	0.3														2	4	2
街区	38	南16条やぐるま公園																		13	0.3														2	4	2
街区	43	伏見公園	○													30				7	0.1							310	500						2	4	2
街区	44	西山鼻公園	○											2	4	1		5		26	0.5														2	4	2
街区	45	宮の森公園																15		31	0.6														2	4	2
街区	46	宮の森こだま公園	○ 清掃のみ																	54	1.1														2	4	2
街区	47	南16条くりの木公園																15		13	0.3														2	4	2
街区	48	宮の森グリーン公園														260												40							2	4	2
街区	49	宮の森さんかく公園															9			13	0.3														2	4	2
街区	50	宮の森ジャンボ公園	○ 清掃のみ																9	21	0.4							200							2	4	2
街区	51	宮の森杉の子公園	○ 清掃のみ													68	154	8		21	0.4														2	4	2
街区	52	北円山わらしっこ公園	○														2			31	0.6														2	4	2
街区	53	西円山くるみ公園	○																	13	0.3														2	4	2
街区	54	西円山ちびっこ公園	○													11	6	7		3	0.1														2	4	2
街区	55	宮の森かしわ公園												16	6	47	21	119		8	0.2							27							2	4	2

令和4年度
中央区公園及び街路樹総合維持管理業
（西部地区）公園数量調書

				施設冬囲い					鳥獣対応 カラス・ハチ				区特有作業 樹木管理 樹木植栽	低木管理		花壇管理			施設管理 遊水路			砂場・広場等			廃棄物処理 廃棄物処理費		備　考
		名　　称	町内会管理	水飲み台冬囲い A 設置・撤去	遊具 冬囲い 設置・撤去	鉄棒 冬囲い 設置・撤去	スノーポール 設置・撤去	人力除雪 遊具周囲	ｶﾗｽの巣撤去 人力	ｶﾗｽの巣撤去 高所作業車 12m	ｶﾗｽの巣撤去 高所作業車 18m	ハチの巣撤去	エゾヤマザクラ	オンコ 刈込み	低木 刈込み	花苗 花植え 夏花	球根植え チューリップ	施肥	遊水路 巡視 点検	遊水路 設備 点検	遊水路 清掃	簡易 看板 設置A	簡易 看板 設置B	人力除雪 四阿等 雪降し	処理費 木くず 処理	処理費 木くず 再生	
				基	基	基	本	m3	箇所	箇所	箇所	箇所	本	株	本	鉢	鉢	㎡	2回／日	箇所	回	基	基	m3	t	t	
特殊	9	やまはなサンパーク		1																							
都緑	4	荒井山緑地	一部																								
都緑	5	宮の森緑地		1																				20			雪降し(藤棚)
都緑	7	宮の森十二軒緑地	○ 清掃のみ																					10			雪降し(四阿)
都緑	8	伏見東緑地		1																				19			雪降し(四阿・藤棚)
都緑	9	宮の森4条緑地		1																							
都緑	9	山鼻川緑地																									
近隣	1	緑ケ丘公園		3	2			30						6	105	200								29			雪降し(四阿・藤棚)
その他	無	啓明広場																									
その他	無	南7条西25丁目広場																									
その他	無	南16条西5丁目広場																									
街区	6	旭ヶ丘公園		1	2			22								200								10			雪降し(四阿)
街区	8	花園公園		1	2	1		22																			
街区	13	山元公園	○ 清掃のみ	1	3	1		22																0			
街区	16	伏見みすみ公園		1	1			22																			
街区	17	共栄公園		1	2	1		26																9			雪降し(藤棚)
街区	18	山鼻日の出公園		1	2			22																10			雪降し(四阿)
街区	25	南19条ライオン公園	○		1	1		26																			
街区	26	南17条つぼみ公園		1	1	1																					
街区	27	宮の森くまの子公園	○	1	1																						
街区	28	南25条西12丁目公園		1	1	2		26								100											
街区	29	南23条こぶし公園	○	1				8																			
街区	31	宮の森こぶし公園	○	1				8																			
街区	32	南25条すみれ公園		1	1																						
街区	33	南22条つくし公園		1	1																						
街区	34	南19条しらかば公園	○	1	1	1																					
街区	37	南28条まこと公園	○	1	1	1																					
街区	38	南16条やぐるま公園		1	1	1		26																			
街区	43	伏見公園	○	1	3	1		34								200		310						10			雪降し(四阿)
街区	44	西山鼻公園	○	1	1	1		26																			
街区	45	宮の森公園		1																				20			雪降し(四阿×２)
街区	46	宮の森こだま公園	○ 清掃のみ	1	2			38																10			雪降し(シェルター)
街区	47	南16条くりの木公園		1	2																						
街区	48	宮の森グリーン公園		1	2		5																	10			雪降し(四阿)
街区	49	宮の森さんかく公園			1	1		8																			
街区	50	宮の森ジャンボ公園	○ 清掃のみ	1	1	1		26						9										10			雪降し(四阿)
街区	51	宮の森杉の子公園	○ 清掃のみ	1	2	1		26											51	1	9			18			雪降し(藤棚)
街区	52	北円山わらしっこ公園	○	1	2	1	1	26																			
街区	53	西円山くるみ公園	○	1	2			22																			
街区	54	西円山ちびっこ公園	○		1			4																			
街区	55	宮の森かしわ公園		1	2	1	4																	10			雪降し(四阿)

令和4年度
中央区公園及び街路樹総合維持管理業務
（西部地区）公園数量調書

標準作業

		名称	町内会管理	全体面積	清掃・草刈												樹木管理																		
					清掃								草刈				下枝・支柱薬剤						低木等管理					高木剪定							
					清掃A 隔週	清掃A 週1回	清掃B 春	清掃C 秋 3回	清掃C 秋 6回	集水枡 街渠枡 清掃	U型側溝 清掃 泥上	ゴミ袋回収 40L	草刈B 年3回	草刈B 年2回	草刈D 法面 年2回	草刈G 法面 年2回	ヤゴ取り	下枝取り	薬剤カプセル 打込み	支柱 取付 B-2	支柱 取付 K-2	支柱 撤去 B	生垣刈込B 年1回	生垣刈込B 年2回	生垣刈込C 年1回	寄植 刈込み A	藤棚 剪定	樹木 整枝A	樹木 整枝B	樹木 整枝C	樹木 整枝D	樹木 整枝E	樹木 整枝F	樹木 整枝G	樹木 整枝H
				㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	基	m	袋	㎡		㎡	㎡	本	本	個	組	組	組	m	m	m	㎡	㎡	本	本	本	本	本	本	本	本
街区	56	宮の森にれ公園		528	528		528	528		1			387											6											
街区	60	西円山なかよし公園	○ 清掃のみ	852			450						448																						
街区	61	宮の森やまばと公園		140	140		140	140		2	34		121											9											
街区	62	南円山こども公園		589	589		589	589		1			112											61											
街区	63	山鼻弥生公園		571	571		571	571		1														77											
街区	64	荒井山杉の子公園	○	224			224				15																								
街区	66	幌西自転車公園		4,159	4,159		4,159	4,159		1			2,270											30											
街区	67	やまはなライラック公園	○	320			320			1																									
街区	68	旭ヶ丘なかよし公園		894	894		894	894			35		401																						
街区	69	円山でこぼこ公園		534	534		534	534					300														9								
街区	71	旭山山麓公園	○	348			348	348 年2回			54																								
街区	72	旭山青空公園	○	427			427	427 年2回			67																9								
街区	73	荒井山もみじ公園	○	281			281																	30											
街区	76	西円山アカシヤ公園	○	129			129																	5											
街区	77	西円山あおぞら公園	○	1,604			1,604																												
街区	78	旭ヶ丘ちびっこ公園	○	185			185																	37											
街区	79	宮の森なかよし公園		174	174		174	174																											
街区	80	西円山みどり公園	○ 清掃のみ	1,202			1,202						855																						
街区	81	西円山どんぐり公園	○ 清掃のみ	1,087			1,087			2	44		278		477																				
街区	83	南23条西こぶし公園		1,430	1,430		1,430	1,430		1			308											45			9								
街区	85	山鼻どんぐり公園	○	1,008			1,008			1																									
街区	86	西円山さくらんぼ公園	○	136			136																												
街区	88	宮の森三角山公園	○ 清掃のみ	2,971			2,971	2,971		3	129		1,751													33									
街区	91	旭山さんかく公園	○	148			148				30																								
街区	93	伏見ファミリー公園		242	242		242	242					15																						
街区	94	伏見こまどり公園		3,085	3,085		3,085	3,085					1,157		194											100 アキグミ	9								
街区	96	双子山三角公園		1,224	1,224		1,224	1,224		1			1,040																						
街区	97	南円山さくら公園		4,481	4,481		4,481	4,481		1	68		2,899																						
街区	99	南18条さくら公園	○	484			484			2																									
街区	100	南15条みどり公園		602	602		602	602					342																						
街区	101	山鼻みなみ公園		1,660	1,660		1,660	1,660		1			718																						
街区	104	宮の森たんぽぽ公園		205	205		205	205					173													30									
街区	105	宮の森のぞみ公園	○	403			403			2																14									
街区	111	伏見もいわ山公園	○ 清掃のみ	2,051			2,051	2,051					395		87																				
		不特定箇所										250					1	20	50	1	1	1						30	10	10	10	10	30	60	50
		公園緑地75 内町内会31（十荒井山）																																	
	75	合計	33	279,947	64,113	14,730	175,988	109,230	0	135	1,759	250	53,613	13,628	18,028	1,200	1	20	50	1	1	1	170	855	671	730	107	30	10	10	10	10	30	60	50
					15回	30回	175	3回	6回		1750		3回	2回	2回	2回							1	2	1	730									
					961,695	441,900		319,717	0				160,839	27,256	36,056	2,400							170	1710	671										
					1,403,595			319,717					188,095		36,056	2,400							1880		671										
					1,403			319					1,880		360	24							1,880		670										

令和4年度
中央区公園及び街路樹総合維持管理業
（西部地区）公園数量調書

		名称	町内会管理	伐採 樹木 伐採A	伐採 樹木 伐採B	伐採 樹木 伐採C	伐採 樹木 伐採D	伐採 樹木 伐採E	伐採 樹木 伐採F	伐採 樹木 伐採G	伐採 樹木 伐採H	伐採 樹木 伐採I	抜根 伐根 A～F各1	樹木冬囲い 冬囲い B設置撤去	冬囲い C設置撤去	冬囲い D設置撤去	冬囲い E設置撤去	冬囲い F設置撤去	冬囲い J設置撤去	施設管理 砂場・広場等 砂場 整正	砂補充	ダスト舗装	蛇口 交換	石積 補修	外柵 補修 D	芝張	除草 年3回	潅水	照明灯 ナトリウム灯用安定器取替B（NH110W, 高力率200V）	Na灯ランプ 取替B 110W	LEDライトバルブ 交換 HF100W	安定ブレーカー 取替	不点調査	巡視点検 施設巡視(昼) 冬	施設巡視(昼) 年	施設巡視(夜)
				本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	㎡	m3	㎡	基	㎡	m	㎡	㎡	ℓ	個	個	個	個	箇所	箇所	箇所	箇所
街区	56	宮の森にれ公園																		25	0.5													2	4	2
街区	60	西円山なかよし公園	○ 清掃のみ																	11	0.2						30							2	4	2
街区	61	宮の森やまばと公園															4	1		3	0.1													2	4	2
街区	62	南円山こども公園														8	61	57		13	0.3													2	4	2
街区	63	山鼻弥生公園																		6.8	0.1													2	4	2
街区	64	荒井山杉の子公園	○														2	1		13	0.3													2	4	2
街区	66	幌西自転車公園																		200	4.0							500						2	4	2
街区	67	やまはなライラック公園	○														28	11		7	0.1													2	4	2
街区	68	旭ヶ丘なかよし公園																15		7	0.1													2	4	2
街区	69	円山でこぼこ公園														3	3	29		13	0.3													2	4	2
街区	71	旭山山麓公園	○																	3	0.1													2	4	2
街区	72	旭山青空公園	○																	13	0.3													2	4	2
街区	73	荒井山もみじ公園	○													12	80	9									50							2	4	2
街区	76	西円山アカシヤ公園	○																	7	0.1													2	4	2
街区	77	西円山あおぞら公園	○															8		16	0.3													2	4	2
街区	78	旭ヶ丘ちびっこ公園	○														10																	2	4	2
街区	79	宮の森なかよし公園														7	13	2		7	0.1													2	4	2
街区	80	西円山みどり公園	○ 清掃のみ												5	1	2	3		13	0.3													2	4	2
街区	81	西円山どんぐり公園	○ 清掃のみ													5	14	14																2	4	2
街区	83	南23条西こぶし公園														52	32			13	0.3													2	4	2
街区	85	山鼻どんぐり公園	○											8		23				10	0.2													2	4	2
街区	86	西円山さくらんぼ公園	○														10	6		7	0.1													2	4	2
街区	88	宮の森三角山公園	○ 清掃のみ													5	76	71		13	0.3						114							2	4	2
街区	91	旭山さんかく公園	○														20	3		2														2	4	2
街区	93	伏見ファミリー公園															15			12	0.2													2	4	2
街区	94	伏見こまどり公園													11	39	67			9	0.2						116							2	4	2
街区	96	双子山三角公園														30		8																2	4	2
街区	97	南円山さくら公園														3	61	51																2	4	2
街区	99	南18条さくら公園	○																															2	4	2
街区	100	南15条みどり公園														185	45	15																2	4	2
街区	101	山鼻みなみ公園														67	55	51																2	4	2
街区	104	宮の森たんぽぽ公園												2		72		17									17							2	4	2
街区	105	宮の森のぞみ公園	○													10																		2	4	2
街区	111	伏見もいわ山公園	○ 清掃のみ												37													2,000						2	4	2
		不特定箇所		1	1	1	1	1	5	5	5	10	1									1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			
		公園緑地75 内町内会31（＋荒井山）																																		
	75	合計	33	1	1	1	1	1	5	5	5	10	1	116	114	2,020	1,710	1,195	9	918	19	1	1	1	1	1	2,612	5,000	1	1	1	1	1	148	296	148
																				910							3回 7,836 78	5						444		

令和4年度
中央区公園及び街路樹総合維持管理業
（西部地区）公園数量調書

				施設冬囲い					鳥獣対応 カラス・ハチ				区特有作業 樹木管理 樹木植栽	低木管理		花壇管理			施設管理 遊水路			砂場・広場等			廃棄物処理 廃棄物処理費		備考
		名称	町内会管理	水飲み台冬囲い A 設置・撤去	遊具 冬囲い 設置・撤去	鉄棒 冬囲い 設置・撤去	スノーポール 設置・撤去	人力除雪 遊具周囲	カラスの巣撤去 人力	カラスの巣撤去 高所作業車 12m	カラスの巣撤去 高所作業車 18m	ハチの巣撤去	エゾヤマザクラ	オンコ 刈込み	低木 刈込み	花苗 花植え 夏花	球根植え チューリップ	施肥	遊水路 巡視 点検	遊水路 設備 点検	遊水路 清掃	簡易 看板 設置A	簡易 看板 設置B	人力除雪 四阿等 雪降し	処理費 木くず 処理	処理費 木くず 再生	
				基	基	基	本	m3	箇所	箇所	箇所	箇所	本	株	本	鉢	鉢	㎡	2回／日	箇所	回	基	基	m3	t	t	
街区	56	宮の森にれ公園		1	1	1		12																			
街区	60	西円山なかよし公園	○ 清掃のみ		1			8																32			擁壁雪降し2回
街区	61	宮の森やまばと公園				1		8																			
街区	62	南円山こども公園		1	2	1		26																			
街区	63	山鼻弥生公園		1	2	1																		9			雪降し(シェルター)
街区	64	荒井山杉の子公園	○		1			22																			
街区	66	幌西自転車公園		1	4	1		22								180			51	1	9			20			雪降し(四阿×2)
街区	67	やまはなライラック公園	○	1	1			22																			
街区	68	旭ヶ丘なかよし公園		1	2	1		26																10			雪降し(四阿)
街区	69	円山でこぼこ公園		1	1	1		12																9			雪降し(藤棚)
街区	71	旭山山麓公園	○		1			22																			
街区	72	旭山青空公園	○		1			8																9			雪降し(藤棚)
街区	73	荒井山もみじ公園	○		1			14																			
街区	76	西円山アカシヤ公園	○			1		8																			
街区	77	西円山あおぞら公園	○	1	1	1		22																10			雪降し(四阿)
街区	78	旭ヶ丘ちびっこ公園	○			1		12																			
街区	79	宮の森なかよし公園			1			22																			
街区	80	西円山みどり公園	○ 清掃のみ	1				8																			
街区	81	西円山どんぐり公園	○ 清掃のみ		1	1		8																			
街区	83	南23条西こぶし公園		1	2			14																9			雪降し(藤棚)
街区	85	山鼻どんぐり公園	○	1	1	1		8						7										10			雪降し(四阿)
街区	86	西円山さくらんぼ公園	○					4																			
街区	88	宮の森三角山公園	○ 清掃のみ	1		1		4																10			雪降し(四阿)
街区	91	旭山さんかく公園	○																								
街区	93	伏見ファミリー公園																									
街区	94	伏見こまどり公園		1	3	1		26																35			雪降し(四阿×2・藤棚)
街区	96	双子山三角公園		1	1			8																16			雪降し(四阿)
街区	97	南円山さくら公園		1	2	1		26																16			雪降し(四阿)
街区	99	南18条さくら公園	○	1	1	1																					
街区	100	南15条みどり公園		1	1			22																			
街区	101	山鼻みなみ公園		1																				19			雪降し(四阿・藤棚)
街区	104	宮の森たんぽぽ公園																									
街区	105	宮の森のぞみ公園	○			1		4																			
街区	111	伏見もいわ山公園	○ 清掃のみ	1	3	1		10																10			雪降し(四阿)
		不特定箇所					10		1	1	1	1	1									1	1		60	40	
		公園緑地75 内町内会31（＋荒井山）																									
	75	合計	33	53	79	35	20	878	1	1	1	1	1	22	105	880	0	310	102	2	18	1	1	419	60	40	
								870										310	(20㎡＋6㎡)×各9回					410			

令和4年度
中央区公園及び街路樹総合維持管理業務
（西部地区）街路樹数量調書

No	路線名	区間	路線延長	植栽樹種 低木	植栽樹種 株数	植栽樹種 高木	植栽樹種 本数	清掃・草刈 清掃 植樹桝・帯清掃 植樹桝	清掃 植樹桝・帯清掃 植樹帯	清掃 植樹桝・帯清掃 植栽台	草刈 草刈L 植樹桝	草刈 草刈L 植樹帯	草刈 草刈L 植栽台	樹木管理 下枝・支柱・薬剤等 ヤゴ取り	下枝・支柱・薬剤等 下枝取り	下枝・支柱・薬剤等 癒合材塗布	下枝・支柱・薬剤等 薬剤散布	下枝・支柱・薬剤等 薬剤カプセル	下枝・支柱・薬剤等 支柱取付A-3	下枝・支柱・薬剤等 支柱取付B-3	下枝・支柱・薬剤等 支柱撤去A	下枝・支柱・薬剤等 支柱撤去B	低木管理 除草A	剪定 A	剪定 B	剪定 C	剪定 D	剪定 E	剪定 F	剪定 M	剪定 N	剪定 O	剪定 計	伐採 A	伐採 B	伐採 C	伐採 D	伐採 E	伐採 F	伐採 G	伐採 H	伐採 I	伐採 計	抜根 A	抜根 B	抜根 C	抜根 D	抜根 E	抜根 F	抜根 計	街路巡視点検
			km		株		本	箇所	㎡	㎡	箇所	㎡	㎡	本	本	本	100ℓ	個	組	組	組	組	㎡	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	km
1	大通南線	西25丁目線～円山公園入口	1.0			**イチョウ**	18	47			47														18								18																			1.0
1	大通南線	西25丁目線～円山公園入口				カツラ	7																																													
1	大通南線(中央分離帯	西25丁目線～西28丁目線				**エゾヤマザクラ**	3		673			673																			3		3																		
1	大通南線(中央分離帯	西25丁目線～西28丁目線				**オオバボダイジュ**	17																								17	17																			
1	大通南線(中央分離帯	西25丁目線～西28丁目線				**サクランボ**	3																							3		3																			
1	大通南線(中央分離帯	西25丁目線～西28丁目線		カバレンゲ	1																																														
1	大通南線(中央分離帯	西25丁目線～西28丁目線		ハマナス	21																																														
1	大通南線(中央分離帯	西25丁目線～西28丁目線		モンタナ	14																																														
6	南1条線	西28丁目線～坂下グラン	0.6			イチョウ	15	15			15																																									0.6
6	南1条線	西28丁目線～西25丁目線				ヤマボウシ	20																																													
9	南4条線	西25丁目線～西28丁目線	0.7			ヤエザクラ	21	5	143		5	143																																								0.7
11	南6条線	西25丁目線～西28丁目線	0.7			エゾヤマザクラ	35		188			188																																								0.7
37	西10丁目線	南22条線～南24条線	0.6			カツラ	1		160			160																																								0.6
37	西10丁目線	南22条線～南24条線				ナナカマド	9																																													
39	西13丁目線	南22条線～南24条線	0.6			ウンリュウヤナギ	1		294			294																																								0.6
39	西13丁目線	南22条線～南24条線				カツラ	31																																													
39	西13丁目線	南22条線～南24条線				イタヤカエデ	1																																													
41	西15丁目線	南14条線～南19条線	2.2			イタヤカエデ	3	39			39																																									2.2
41	西15丁目線	南14条線～南19条線				オオバボダイジュ	9																																													
41	西15丁目線	南14条線～南19条線				**パラソルアカシヤ**	2																																2				2									
41	西15丁目線	南19条線～南22条線	0.4			**ニセアカシヤ**	1	9	81		9	81																											1				1									0.4
41	西15丁目線	南19条線～南22条線				**パラソルアカシヤ**	6																																6				6			2		2				
58	南11条中央線	南19条宮の沢線～旭ヶ丘	0.5			ヤエザクラ	33		297			297																																								0.5
61	南17条線	西11丁目線～西16丁目線	1.4			**アカカエデ**	1	85			85																				1		1																			1.4
61	南17条線	西11丁目線～西16丁目線				**オオバボダイジュ**	36																																													
61	南17条線	西11丁目線～西16丁目線				**ニセアカシヤ**	**6**																							**6**		6						**1**				**1**									
61	南17条線	西11丁目線～西16丁目線				**パラソルアカシヤ**	**2**																																**2**				**2**			**1**			1			
61	南17条線	西11丁目線～西6丁目線	1.5			**アカカエデ**	27	105			105																			**27**			27																			1.5
61	南17条線	西11丁目線～西6丁目線				**ニセアカシア**	22																							**22**		22								**2**		2			**2**		2		
61	南17条線	西11丁目線～西6丁目線				**パラソルアカシア**	**2**																																**2**				**2**									
61	南17条線	西11丁目線～西6丁目線				**ヤマモミジ**	4																																													
62	南22条線	西南線～伏見西支線	0.3			イチョウ	9	15			15																																									0.3
62	南22条線	西南線～伏見西支線				**プラタナス**	**3**																																	**3**			**3**									
63	南24条線	西7丁目線～西11丁目線	1.1			**プラタナス**	**29**		339			339																		**28**		28																			1
114	市営住宅3号線	南16条～南17条	0.4			ハシドイ	21		100			100																																								0.4
121	幌平橋通線	西6丁目線～公園東通線	0.6			アカカエデ	11	24			24																																									0.6
121	幌平橋通線	西6丁目線～公園東通線				**ニセアカシア**	**12**																							**2**		2						**10**				10									
121	幌平橋通線	西6丁目線～公園東通線				オオバボダイジュ	1																																													
126	西26丁目線	南6条線～南9条線	0.6			エゾヤマザクラ	22		136			136																																									0.6
126	西26丁目線	南6条線～南9条線				カツラ	1																																														
127	西27丁目線	南1条線～南3条線	0.4			エゾヤマザクラ	27		120			120																																									0.4
127	西27丁目線	北5条線～大通南線	1.4			ヤエザクラ	1	93			93																																										1.4
127	西27丁目線	北5条線～大通南線				**カツラ**	14																																														
127	西27丁目線	北5条線～大通南線				**ナナカマド**	51																																														
128	西28丁目線	大通南線～区界	3.0			カツラ	71																																														3
128	西28丁目線	大通南線～区界				シダレヤナギ	0	129			55																																										
128	西28丁目線	大通南線～区界				ナナカマド	18																																														
128	西28丁目線	大通南線～区界				ベニカエデ	5																																														

令和4年度
中央区公園及び街路樹総合維持管
（西部地区）街路樹数量調書

																														備考
										歩道美化	鳥獣対応				地区特有											廃棄物処理		
			樹木冬囲い							花苗配布	カラス・ハチ				樹木管理											廃棄物処理費		
															樹木補植			シンボル樹木管理				低木管理		巡視点検				
			冬囲い設置・撤去							桝花壇用	カラスの巣	カラスの巣	カラスの巣	蜂の巣	植樹	植樹	植樹	ヤゴ取り	大径木剪定	大径木剪定	大径木剪定	オンコ	低木	点検調査	シンボル	処理費	処理費	
No	路線名	区間	B	C	D	E	F	G	計	花苗配布	撤去（人力）	撤去（高所12m）	撤去（高所18m）	撤去	ナナカマド	ヤマモミジ	ヤエザクラ	B	A	B	C	刈込	刈込	徒歩巡回	樹木巡回	木くず	木くず再生	
			組	組	組	組	組	組	組	株	箇所	箇所	箇所	箇所	本	本	本	本	本	本	本	株	本	km	本	t	t	
1	大通南線	西25丁目線～円山公園入口																						1				
1	大通南線	西25丁目線～円山公園入口																										
1	大通南線(中央分離帯	西25丁目線～西28丁目線																										
1	大通南線(中央分離帯	西25丁目線～西28丁目線																										
1	大通南線(中央分離帯	西25丁目線～西28丁目線																										
1	大通南線(中央分離帯	西25丁目線～西28丁目線					1		1																			
1	大通南線(中央分離帯	西25丁目線～西28丁目線			12	5	4		21																			
1	大通南線(中央分離帯	西25丁目線～西28丁目線			14				14																			
6	南1条線	西28丁目線～坂下グラン																						0.6				
6	南1条線	西28丁目線～西25丁目線																										
9	南4条線	西25丁目線～西28丁目線																						0.7				
11	南6条線	西25丁目線～西28丁目線																						0.7				
37	西10丁目線	南22条線～南24条線																						0.6				
37	西10丁目線	南22条線～南24条線																										
39	西13丁目線	南22条線～南24条線																						0.6				
39	西13丁目線	南22条線～南24条線																										
39	西13丁目線	南22条線～南24条線																										
41	西15丁目線	南14条線～南19条線																						2.2				
41	西15丁目線	南14条線～南19条線																										
41	西15丁目線	南14条線～南19条線																										
41	西15丁目線	南19条線～南22条線																						0.4				
41	西15丁目線	南19条線～南22条線																										
58	南11条中央線	南19条宮の沢線～旭ヶ丘																						0.5				
61	南17条線	西11丁目線～西16丁目線																						1.4				
61	南17条線	西11丁目線～西16丁目線																										
61	南17条線	西11丁目線～西16丁目線																										
61	南17条線	西11丁目線～西16丁目線																										
61	南17条線	西11丁目線～西6丁目線																						1.5				
61	南17条線	西11丁目線～西6丁目線																										
61	南17条線	西11丁目線～西6丁目線																										
61	南17条線	西11丁目線～西6丁目線																										
62	南22条線	西南線～伏見西支線																						0.3				
62	南22条線	西南線～伏見西支線																										
63	南24条線	西7丁目線～西11丁目線																						1.1				
114	市営住宅3号線	南16条～南17条																						0.4				
121	幌平橋通線	西6丁目線～公園東通線																						0.6				
121	幌平橋通線	西6丁目線～公園東通線																										
121	幌平橋通線	西6丁目線～公園東通線																										
126	西26丁目線	南6条線～南9条線																						0.6				
126	西26丁目線	南6条線～南9条線																										
127	西27丁目線	南1条線～南3条線																						0.4				
127	西27丁目線	北5条線～大通南線																						1.4				
127	西27丁目線	北5条線～大通南線																										
127	西27丁目線	北5条線～大通南線																										
128	西28丁目線	大通南線～区界																						3.0				
128	西28丁目線	大通南線～区界																										
128	西28丁目線	大通南線～区界																										
128	西28丁目線	大通南線～区界																										

令和4年度
中央区公園及び街路樹総合維持管理業務
（西部地区）街路樹数量調書

No	路線名	区間	路線延長	植栽樹種 低木	植栽樹種 株数	植栽樹種 高木	植栽樹種 本数	清掃 植樹桝・帯清掃 植樹桝	清掃 植樹桝・帯清掃 植樹帯	清掃 植樹桝・帯清掃 植栽台	草刈 草刈L 植樹桝	草刈 草刈L 植樹帯	草刈 草刈L 植栽台	下枝・支柱・薬剤等 ヤゴ取り	下枝・支柱・薬剤等 下枝取り	下枝・支柱・薬剤等 癒合材塗布	下枝・支柱・薬剤等 薬剤散布	下枝・支柱・薬剤等 薬剤カプセル	下枝・支柱・薬剤等 支柱取付A-3	下枝・支柱・薬剤等 支柱取付B-3	下枝・支柱・薬剤等 支柱撤去A	下枝・支柱・薬剤等 支柱撤去B	低木管理 除草A	剪定 A	剪定 B	剪定 C	剪定 D	剪定 E	剪定 F	剪定 M	剪定 N	剪定 O	剪定 計	伐採 A	伐採 B	伐採 C	伐採 D	伐採 E	伐採 F	伐採 G	伐採 H	伐採 I	伐採 計	抜根 A	抜根 B	抜根 C	抜根 D	抜根 E	抜根 F	抜根 計	巡視点検 街路 巡視点検
			km		株		本	箇所	㎡	㎡	箇所	㎡	㎡	本	本	本	100ℓ	個	組	組	組	組	㎡	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	km
132	西30・31丁目中通線	北3条線～南19条宮の沢線	0.4			カツラ	19	19			19																																											0.4
132	西30・31丁目中通線	北3条線～南19条宮の沢線				ナナカマド	5	8			8																																											
134	円山中央線	南14条線～南17条線	1.0			**トチノキ**	**16**		195			195																		**16**			**16**																					1
137	登山通線	西野白石線～旭ヶ丘4丁目	0.7			オオバボダイジュ	3		99			99																	**1**			1							**1**			1											0.7
137	登山通線	西野白石線～旭ヶ丘4丁目				ナナカマド	14																																															
142	滝の沢線	札幌環状線～円山西町4丁目	0.1			オンコ	1		179	140		179	140																																									0.1
156	界川線	札幌環状線～旭山記念公園入口	2.2			イチョウ	57			177			177																	**57**			57																					
156	界川線	札幌環状線～旭山記念公園入口		コデマリ	5																		177																															2.2
156	界川線	札幌環状線～旭山記念公園入口		ドウダンツ	40																																																	
156	界川線	札幌環状線～旭山記念公園入口		モンタナ	95																																																	
184	北海道神宮線	西25丁目線～西28丁目線	0.7			イチョウ	2		475			475																																										0.7
184	北海道神宮線	西25丁目線～西28丁目線				エンジュ	4																																																
184	北海道神宮線	西25丁目線～西28丁目線				オンコ	4																																																
184	北海道神宮線	西25丁目線～西28丁目線				ハルニレ	31																																																
187	伏見西支線	南11条中央線～登山通線	0.8			エゾヤマザクラ	1		168			168																																										0.8
187	伏見西支線	南11条中央線～登山通線				ハクウンボク	1																																																
187	伏見西支線	南11条中央線～登山通線				ヤエザクラ	42																																																
199	旭ヶ丘中央線	南9条線～札幌環状線	0.4			**アカカエデ**	**1**	1			1																											**1**						**1**			**1**	0.4
199	旭ヶ丘中央線	南9条線～札幌環状線				**ニセアカシヤ**	**8**	12			12																												**8**			**8**				**8**			**8**		
204	旭ヶ丘西横4号線	起点～旭ヶ丘西横5号線	0.5			オオバボダイジュ	4	4			4																																										0.5
204	旭ヶ丘西横4号線	起点～旭ヶ丘西横5号線				ハクモクレン	20	20			20																																										
251	盤渓円山線	宮の森こぶし公園前	0.1			エゾヤマザクラ	2	2			2																																										0.1
252	円山線	南19条宮の沢線～大倉線	1.1			**ニセアカシヤ、他**			5,308			5,308																		**20**			**20**							**10**			10										1.1
252	円山線	交通島 2箇所	0.1						525			525																																									0.1
461	宮の森3,4条12丁目線	大倉山線交差部	0.1						129	20		129	20																																									0.1
592	円山西町19号線	滝の沢1号線～	0.2			**ナナカマド**	2	23			23																												2			2											0.2
592	円山西町19号線	滝の沢1号線～	0.2			**ハクウンボク**	16																												16							16										
681	ロープウェイ山麓線	札幌環状線～終点	0.4			エゾヤマザクラ	38			63			63																																									0.4
681	ロープウェイ山麓線	札幌環状線～終点		シバザクラ																																																		
694	山鼻左岸線	西9丁目線～西10丁目線	0.6			カツラ	26	28			28																																											0.6
694	山鼻左岸線	西9丁目線～西10丁目線				ニセアカシヤ	0	2			2																																											
5453	西野白石線	西25丁目線～西28丁目線				**カツラ**	13	16			16																			**13**			**13**																					
5453	西野白石線	西25丁目線～西28丁目線				**ナナカマド**	22	34			34																																											
5453	西野白石線	西28丁目線～区界	3.2			**カツラ**	0	43			43																																											3.2
5453	西野白石線	西28丁目線～区界				ナナカマド	78	98			98																																											
5453	西野白石線	南19条線～南22条線	0.8			オオバボダイジュ	9	27			27																																											0.8
5453	西野白石線	南19条線～南22条線				ナナカマド	18																																																
5453	西野白石線	大通南線～南6条線	1.8			オオバボダイジュ	34	138			138																																											1.8
5453	西野白石線	大通南線～南6条線				**ニセアカシヤ**	**32**																							**32**			32																					
5453	西野白石線	南6条線～南11条中央線				ハクウンボク	47	51			51																																											
5453	西野白石線	北5条線～大通南線	1.4			オオバボダイジュ	20	59			59																																											1.4
5453	西野白石線	北5条線～大通南線				**ニセアカシヤ**	**11**																							**11**			11																					
9504	西6丁目線	南14条～南18条	0.9			**イチョウ**	**24**		100			100																		10			10						14			14											0.9
9505	西7丁目線	南22条線～南24条線	0.5			ヤマモミジ	22		400			400																																										0.5
9583	西南線	南22条線～国道230号	3.0			エゾヤマザクラ	127	197	61		197	61																																										3.0
9583	西南線	南22条線～国道230号				エンジュ	7																																																
9583	西南線	南22条線～国道230号				オオバボダイジュ	71																																																
9583	西南線	南22条線～国道230号				ハシドイ	37																																																
9583	西南線	西11丁目線～区界	0.2			エゾヤマザクラ	3		133			133																																											0.2
9583	西南線	西11丁目線～区界				オオバボダイジュ	2																																																

令和4年度

中央区公園及び街路樹総合維持管

（西部地区）街路樹数量調書

No	路線名	区間	樹木冬囲い							歩道美化 花苗配布	鳥獣対応				地区特有 樹木管理											廃棄物処理		備考
											カラス・ハチ				樹木補植			シンボル樹木管理				低木管理	巡視点検			廃棄物処理費		
			冬囲い設置・撤去							桝花壇用	カラスの巣	カラスの巣	カラスの巣	蜂の巣	植樹	植樹	植樹	ヤゴ取り	大径木剪定	大径木剪定	大径木剪定	オンコ	低木	点検調査	シンボル	処理費	処理費	
			B	C	D	E	F	G	計	花苗配布	撤去（人力）	撤去（高所12m）	撤去（高所18m）	撤去	ナナカマド	ヤマモミジ	ヤエザクラ	B	A	B	C	刈込	刈込	徒歩巡回	樹木巡回	木くず	木くず再生	
			組	組	組	組	組	組	組	株	箇所	箇所	箇所	箇所	本	本	本	本	本	本	本	株	本	km	本	t	t	
132	西30･31丁目中通線	北3条線～南19条宮の沢線																						0.4				
132	西30･31丁目中通線	北3条線～南19条宮の沢線																										
134	円山中央線	南14条線～南17条線																						1.0				
137	登山通線	西野白石線～旭ヶ丘4丁目																						0.7				
137	登山通線	西野白石線～旭ヶ丘4丁目																										
142	滝の沢線	札幌環状線～円山西町4丁目						3	3													1		0.1				
156	界川線	札幌環状線～旭山記念公園入口																										
156	界川線	札幌環状線～旭山記念公園入口				1	4		5														5	2.2				
156	界川線	札幌環状線～旭山記念公園入口				40			40														40					
156	界川線	札幌環状線～旭山記念公園入口				95			95														95					
184	北海道神宮線	西25丁目線～西28丁目線																						0.7				
184	北海道神宮線	西25丁目線～西28丁目線																										
184	北海道神宮線	西25丁目線～西28丁目線																										
184	北海道神宮線	西25丁目線～西28丁目線																										
187	伏見西支線	南11条中央線～登山通線																						0.8				
187	伏見西支線	南11条中央線～登山通線																										
187	伏見西支線	南11条中央線～登山通線																										
199	旭ヶ丘中央線	南9条線～札幌環状線																						0.4				
199	旭ヶ丘中央線	南9条線～札幌環状線																										
204	旭ヶ丘西横4号線	起点～旭ヶ丘西横5号線																						0.5				
204	旭ヶ丘西横4号線	起点～旭ヶ丘西横5号線																										
251	盤渓円山線	宮の森こぶし公園前																						0.1				
252	円山線	南19条宮の沢線～大倉線																						1.1				
252	円山線	交通島 2箇所																						0.1				
461	宮の森3,4条12丁目線	大倉山線交差部			41	128			169															0.1				
592	円山西町19号線	滝の沢1号線～																						0.2				
592	円山西町19号線	滝の沢1号線～																										
681	ロープウェイ山麓線	札幌環状線～終点																						0.4				
681	ロープウェイ山麓線	札幌環状線～終点																										
694	山鼻左岸線	西9丁目線～西10丁目線																						0.6				
694	山鼻左岸線	西9丁目線～西10丁目線																										
5453	西野白石線	西25丁目線～西28丁目線																										
5453	西野白石線	西25丁目線～西28丁目線																										
5453	西野白石線	西28丁目線～区界																						3.2				
5453	西野白石線	西28丁目線～区界																										
5453	西野白石線	南19条線～南22条線																						0.8				
5453	西野白石線	南19条線～南22条線																										
5453	西野白石線	大通南線～南6条線																						1.8				
5453	西野白石線	大通南線～南6条線																										
5453	西野白石線	南6条線～南11条中央線																										
5453	西野白石線	北5条線～大通南線																						1.4				
5453	西野白石線	北5条線～大通南線																										
9504	西6丁目線	南14条～南18条																						0.9				
9505	西7丁目線	南22条線～南24条線																						0.5				
9583	西南線	南22条線～国道230号																						3.0				
9583	西南線	南22条線～国道230号																										
9583	西南線	南22条線～国道230号																										
9583	西南線	南22条線～国道230号																										
9583	西南線	西11丁目線～区界																						0.2				
9583	西南線	西11丁目線～区界																										

令和4年度
中央区公園及び街路樹総合維持管理業務
（西部地区）街路樹数量調書

No	路線名	区間	路線延長 km	植栽樹種 低木	植栽樹種 株数 株	植栽樹種 高木	植栽樹種 本数 本	清掃 植樹桝・帯清掃 植樹桝 箇所	清掃 植樹桝・帯清掃 植樹帯 ㎡	清掃 植樹桝・帯清掃 植栽台 ㎡	草刈 草刈L 植樹桝 箇所	草刈 草刈L 植樹帯 ㎡	草刈 草刈L 植栽台 ㎡	下枝・支柱・薬剤等 ヤゴ取り 本	下枝・支柱・薬剤等 下枝取り 本	下枝・支柱・薬剤等 癒合材塗布 本	下枝・支柱・薬剤等 薬剤散布 100ℓ	下枝・支柱・薬剤等 薬剤カプセル 個	下枝・支柱・薬剤等 支柱取付A-3 組	下枝・支柱・薬剤等 支柱取付B-3 組	下枝・支柱・薬剤等 支柱撤去A 組	下枝・支柱・薬剤等 支柱撤去B 組	低木管理 除草A ㎡	剪定 A 本	剪定 B 本	剪定 C 本	剪定 D 本	剪定 E 本	剪定 F 本	剪定 M 本	剪定 N 本	剪定 O 本	剪定 計 本	伐採 A 本	伐採 B 本	伐採 C 本	伐採 D 本	伐採 E 本	伐採 F 本	伐採 G 本	伐採 H 本	伐採 I 本	伐採 計 本	抜根 A 本	抜根 B 本	抜根 C 本	抜根 D 本	抜根 E 本	抜根 F 本	抜根 計 本	街路巡視点検 km
9583	西南線	西11丁目線～区界				カツラ	1																																														
9583	西南線	西11丁目線～区界				ハシドイ	11																																														
9583	西南線	西11丁目線～区界				**オンコ**	**9**																	8	1							9																					
9901	旭山公園米里線	南19条宮の沢線～札幌環状線	0.6			イチョウ	51	73			73																																										0.6
9902	南19条宮の沢線	西28丁目線～区界	3.4			オオシュウアカマツ	7	134	2,058		134	2,058																																									3.4
9902	南19条宮の沢線	西28丁目線～区界				シラカバ	73																																														
9902	南19条宮の沢線	西28丁目線～区界				**ハルニレ**	**129**																								50		50																			
9902	南19条宮の沢線	西28丁目線～区界				バンクシャーマツ	7																																														
9902	南19条宮の沢線	西28丁目線～区界				ベニカエデ	1																														1							1									
9902	南19条宮の沢線	南11条中央線～札幌環状線	2.6			ハクウンボク	61	61			61																																										2.6
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線	2.2			サクランボ	1	1	1,290		1	1,290																																									2.2
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線				シラカバ	**69**																																														
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線				ナナカマド	36																																														
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線				**アカカエデ**	3																		3							3																					
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線		イボタ	1																																																
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線		ムクゲ	1																																																
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線		ライラック	25																																																
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線(中央分離帯)				**ブンゲンストウヒ**	58		1,539			1,539																																									
10089	札幌環状線	区界～大倉山	3.6			エンジュ	36	38			38																											7							7				7			7	3.6
10089	札幌環状線	区界～大倉山				カツラ	58	53			53																											8							8				8			8	
10089	札幌環状線	区界～大倉山				**ニセアカシヤ**	89	172	819		172	819																		35	16		51							38				38				38			38	
10089	札幌環状線	区界～大倉山				**ベニカエデ**	23																							18			18					5							5			5			5	
10089	札幌環状線	区界～大倉山		ドウダンツ	60																																																
10089	札幌環状線	区界～大倉山		ライラック	11																																																
10089	札幌環状線	西11丁目線～西野白石線	1.5			トチノキ	17	42			42																																										1.5
10089	札幌環状線	西11丁目線～西野白石線				オオバボダイジュ	25								25																																						
10089	札幌環状線	西11丁目線～西7丁目線	1.1			アカカエデ	0	48			48																																										1.1
10089	札幌環状線	西11丁目線～西7丁目線				トチノキ	0																																														
10089	札幌環状線	西11丁目線～西7丁目線				ネグンドカエデ	0																																														
10089	札幌環状線	西11丁目線～西7丁目線				ボダイジュ	0																																														
10089	札幌環状線	西11丁目線～西7丁目線				ヤマモミジ	0																																														
10124	宮の沢北1条線	北5条線～区界	0.9			オオバボダイジュ	4	15	70		15	70																																									0.9
10124	宮の沢北1条線	北5条線～区界				ナナカマド	1																																															
10124	宮の沢北1条線	北5条線～区界				**ニセアカシヤ**	8																							8			8																				
10124	宮の沢北1条線	北5条線～区界				ハクウンボク	3																																														
	不特定路線													250	175	5	100	1	1	1	1	1				1	1		1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	1	1	1	1	1	1	6	
39	合計		55.3		274		2,307	1,985	16,079	400	1,911	16,079	400	**250**	**200**	**5**	**100**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**177**	**8**	**22**	**1**	**1**	**27**	**2**	**283**	**70**	**18**	**432**	**1**	**1**	**17**	**2**	**7**	**56**	**63**	**1**	**1**	149	**1**	**1**	**7**	**67**	**1**	**1**	78	55.1
								3375㎡	16079㎡	400㎡	9746.1㎡	48237㎡	1200㎡																																								12回
								19,854			59,183																																									661km
								19			**591**																																									**661**

令和4年度
中央区公園及び街路樹総合維持管
（西部地区）街路樹数量調書

No	路線名	区間	樹木冬囲い 冬囲い設置・撤去 B 組	C 組	D 組	E 組	F 組	G 組	計 組	歩道美化 花苗配布 桝花壇用 花苗配布 株	鳥獣対応 カラス・ハチ カラスの巣 撤去（人力） 箇所	カラスの巣 撤去（高所12m） 箇所	カラスの巣 撤去（高所18m） 箇所	蜂の巣 撤去 箇所	地区特有 樹木管理 樹木補植 植樹 ナナカマド 本	植樹 ヤマモミジ 本	植樹 ヤエザクラ 本	シンボル樹木管理 ヤゴ取り B 本	大径木剪定 A 本	大径木剪定 B 本	大径木剪定 C 本	低木管理 オンコ 刈込 株	低木 刈込 株	巡視点検 点検調査 徒歩巡回 km	シンボル 樹木巡回 本	廃棄物処理 廃棄物処理費 処理費 木くず t	処理費 木くず再生 t	備考
9583																												
9583	西南線	西11丁目線～区界																										
9583	西南線	西11丁目線～区界																										
9583	西南線	西11丁目線～区界																				9						
9901	旭山公園米里線	南19条宮の沢線～札幌環状線																						0.6				
9902	南19条宮の沢線	西28丁目線～区界																						3.4				
9902	南19条宮の沢線	西28丁目線～区界																										
9902	南19条宮の沢線	西28丁目線～区界																										
9902	南19条宮の沢線	西28丁目線～区界																										
9902	南19条宮の沢線	西28丁目線～区界																										
9902	南19条宮の沢線	南11条中央線～札幌環状線																						2.6				
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線																						2.2				
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線																										
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線																										
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線																										
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線																										
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線																										
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線			3	5	17		25																			
9902	南19条宮の沢線	南1条線～西野白石線(中央分離帯)																										
10089	札幌環状線	区界～大倉山																						3.6				
10089	札幌環状線	区界～大倉山																										
10089	札幌環状線	区界～大倉山																										
10089	札幌環状線	区界～大倉山																										
10089	札幌環状線	区界～大倉山			35	15	10		60																			
10089	札幌環状線	区界～大倉山				6	5		11																			
10089	札幌環状線	西11丁目線～西野白石線																						1.5				
10089	札幌環状線	西11丁目線～西野白石線																										
10089	札幌環状線	西11丁目線～西7丁目線																						1.1				
10089	札幌環状線	西11丁目線～西7丁目線																										
10089	札幌環状線	西11丁目線～西7丁目線																										
10089	札幌環状線	西11丁目線～西7丁目線																										
10089	札幌環状線	西11丁目線～西7丁目線																										
10124	宮の沢北1条線	北5条線～区界																						0.9				
10124	宮の沢北1条線	北5条線～区界																										
10124	宮の沢北1条線	北5条線～区界																										
10124	宮の沢北1条線	北5条線～区界																										
	不特定路線		1	1					2	11,000	1	1	1	1	1	3	0	50	4	5	2				18	150	40	
39	合計		1	1	105	295	41	3	446	11,000	1	1	1	1	1	3	0	50	4	5	2	10	140	55.1	18	150	40	
																								2回	6回			
																								110.2	108			
																								110.0				

シンボル樹木及び路傍樹　維持管理作業予定表

No.	所在地	樹種	シンボル樹木	地区	種類	原産	樹高 (H27)	幹周 (H27)	樹木診断 H20	H26	H27	H28	H29	H30	H31	伐採年	備考	作業 H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	頻度	○年に1度 密集度 (少/中)	多:人交通大 R3
1023	大通西 25	ミズナラ		西		在来	12.0	1.47			2				2	R2	R2伐採	◎			◎				3	少	－
1024	大通西 25	イタヤカエデ	○	西		在来	13.0	2.13		4	3	2			3	R2	R2伐採	◎			◎				3	少	－
1130	宮ケ丘 3-1	ハルニレ		西		在来	13.0	1.62			2				3		治療	◎		◎				●	2	中	大径剪定A
1131	宮ケ丘 4-7	イタヤカエデ		西		在来	19.0	1.40			2				2			◎			◎				2	中	－
1132	宮ケ丘 4-7	ハルニレ		西		在来	20.0	2.94		3	3	3			3		H13治療	◎	◎		◎			●	2	中	大径剪定C
1133	南 1西28	ハルニレ	○	西		在来	21.0	3.33			2				4			◎	◎		◎			●	2	多	大径剪定C
1134	南 5西25	ヤチダモ		西		在来	15.0	1.72			2				2			◎		◎		◎			2	中	－
1135	南 4西25	ハルニレ		西		在来	10.0	2.46			3	1			3			◎		◎		◎			2	中	－
1157	大通西 25	ヤマグワ		西		在来	5.5	1.10		3	2				3	R1	R1伐採	◎			◎				2	中	－
1162	宮ケ丘	アサダ		西		在来	15.0	1.70	3	3	3	3			3				◎					●	3	中	大径剪定B
1210	南15西 4	ポプラ		西		外来	16.0	4.85	4	4	3	3			4			◎	◎	◎				●	1	多	大径剪定B
1212	南15西 4	ポプラ		西		外来	16.5	4.35		3	3	3			3			◎	◎	◎				●	1	多	大径剪定B
1213	南15西 4	ポプラ		西		外来	16.5	3.07		4	3	3			3			◎	◎	◎				●	1	多	大径剪定B
1218	南14西15	イチョウ		西		△外来	12.0	1.16,0.88			1				1			◎	◎	◎		◎			3	中	―
1219	南16西18	トチノキ		西		道南	14.0	2.19			3	2			2			◎						●	3	中	大径剪定A
1221	南17西15	ウラジロハコヤナギ		西		外来	16.0	1.94			2				3					◎	◎				3	中	―
1222	南17西15	ウラジロハコヤナギ		西		外来	15.5	3.04			4	3			4					◎	◎				3	中	－
1223	南21西14	ヤチダモ		西		在来	13.0	2.08			2				2			◎						●	3	中	大径剪定A
1224	南21西14	ヤチダモ		西		在来	13.0	1.41			2				2			◎						●	3	中	大径剪定A
1225	旭ヶ丘 4	オニグルミ		西		在来	15.0	2.04			3	3			2				◎					●	3	少	大径剪定B

◎:計画作業
○:その他作業
ブレ:部レーシング

	計画	不特定
大径剪定A		4
大径剪定B		5
大径剪定C		2
クレーン大径剪定C		
人力剪定A		
人力剪定B		
人力剪定C		
人力剪定D		
人力剪定E		
人力剪定F		
合計	0	11

中央区管内シンボル樹木位置図